

第 6 6 0 号 平成21年 4月10日 発行	<h1 style="margin: 0;">天理市公報</h1>	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
-----------------------------	-----------------------------------	-----------------------

目 次

○条例	番号	頁数	
天理市ボランティアセンター条例	1	3	天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 17 34
天理市職員定数条例の一部を改正する条例	2	4	○規則
天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	3	4	
天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	4	5	天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 3 44
天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5	5	天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 4 47
天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	6	29	天理市名阪高架下駐車場条例施行規則 5 49
天理市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例	7	29	天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則 6 55
大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分基金条例	8	29	天理市ボランティアセンター条例施行規則 7 57
天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	9	30	天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 8 62
天理市手数料条例の一部を改正する条例	10	30	天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 9 62
天理市学童保育条例の一部を改正する条例	11	31	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 10 62
天理市人権センター条例	12	31	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 11 63
天理市介護保険条例の一部を改正する条例	13	33	初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 12 63
天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	14	33	天理市一般職の職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則 13 76
天理市中小企業振興対策審議会条例の一部を改正する条例	15	33	○訓令
天理市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	16	33	
			天理市総合計画策定会議規程の一部改正 2 81
			天理市土地利用調整会議設置規程の一部改正 3 81
			天理市行政改革推進本部設置要綱の一部改正 4 81

	番号	頁数		番号	頁数
天理市臨時職員等取扱要綱の一部 改正	5	81	平成21年度天理市国民健康保険料 の減額について	92	221
			平成21年度一般廃棄物収集処理計 画について	93	221
○告示	番号	頁数	天理市名阪高架下駐車場における 使用料の徴収事務の委託について	94	224
放置自転車等の保管について	64	82	放置自転車等の保管について	95	224
放置自転車等の保管について	65	82	放置自転車等の保管について	96	225
放置自転車等の保管について	66	83	放置自転車等の保管について	97	225
放置自転車等の保管について	67	83			
放置自転車等の保管について	68	83			
放置自転車等の保管について	69	84			
公示送達について	70	84	○公告	番号	頁数
放置自転車等の保管について	71	84	公売公告兼見積価格公告	3	225
公示送達について	72	85	公売公告兼見積価格公告	4	227
放置自転車等の保管について	73	85	天理市名阪高架下駐車場の指定管 理者の指定について	5	228
公示送達について	74	85	予防接種の実施について	6	228
放置自転車等の保管について	75	86	平成21年度下水道事業受益者負担 金賦課対象区域の町名について	7	229
放置自転車等の保管について	76	86	天理市農業振興地域整備計画の変 更について	8	230
放置自転車等の保管について	77	86			
放置自転車等の保管について	78	87			
放置自転車等の保管について	79	87	○教育委員会	番号	頁数
平成20年度天理市一般会計補正予 算（第7号）外7会計補正予算の 要領について	80	88	臨時教育委員会の招集について	—	230
放置自転車等の保管について	81	136	臨時教育委員会の招集について	—	230
平成21年度天理市一般会計予算外 9会計予算の要領について	82	137	教育総合センター条例施行規則の 一部を改正する規則	—	230
放置自転車等の保管について	83	217	定例教育委員会の招集について	—	230
放置自転車等の保管について	84	218			
天理市道路線の廃止及び認定につ いて	85	218	○農業委員会	番号	頁数
市道の区域決定及び供用開始につ いて	86	219	農業委員会の招集について	—	230
放置自転車等の保管について	87	219			
公示送達について	88	219	○選挙管理委員会	番号	頁数
放置自転車等の保管について	89	220	選挙権を有する者の直接請求に必 要な選挙人の数について	—	231
固定資産の価格等の登録について	90	220	農業委員会の委員の選挙権を有す る者の2分の1の数について	—	231
平成21年度天理市国民健康保険料 率の決定について	91	220			

○公平委員会規則	番号	頁数	○公営企業	番号	頁数
天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	—	231	天理市指定給水装置工事事業者の休止について	—	253
○監査委員	番号	頁数	天理市水道局職員就業規則の一部改正について	—	253
定期監査の結果について	—	231	天理市企業職員管理職手当支給規程の一部改正	—	254
○災害対策本部規程	番号	頁数	天理市指定給水装置工事事業者の指定について	—	254
天理市災害対策本部規程の一部改正	—	251	天理市指定給水装置工事事業者の廃止について	—	255

条 例

(平成21年 3月27日 掲示済)

天理市ボランティアセンター条例をここに公布する。
平成21年 3月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第1号

天理市ボランティアセンター条例
(設置)

第1条 市民の自主的な参加による営利を目的としない公益的な活動（以下「市民ボランティア活動」という。）を支援するとともに、市民ボランティア活動を行うものの相互交流の場を提供することを目的として、本市にボランティアセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 ボランティアセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市ボランティアセンター	天理市川原城町680番地

(事業)

第3条 ボランティアセンター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民ボランティア活動に係る相談に関すること。
- (2) 市民ボランティア活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民ボランティア活動に係る調査、研究及び啓発に関すること。
- (4) その他必要な事業

(使用の許可)

第4条 センターの施設で別表に定めるものを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 施設、設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 センターの使用料は、無料とする。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき。
- (2) その他管理上不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりセンターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合に使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

(原状回復)

第8条 使用者は、その使用が終わったとき、又は前条第1項の規定により使用許可の取消し等があった

ときは、速やかに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その損害責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第4条関係)

使用許可の必要な施設	会議室A、会議室B、活動室A、活動室B
------------	---------------------

(平成21年 3 月27日 掲示済)

天理市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第2号

天理市職員定数条例の一部を改正する条例

天理市職員定数条例(昭和31年 4 月天理市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「463人」を「437人」に改め、同条第5号中「118人」を「105人」に改め、同条第9号中「837人」を「798人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 3 月27日 掲示済)

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第3号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年 3 月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第12条第1項第3号中「若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を削る。

(天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市職員の育児休業等に関する条例(平成4年 3 月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号及び第2号中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年 3 月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第3項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成20年法律第94号。以下「改正法」という。)の施行の際現に改正法第4条の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第17条の規定による短時間勤務をしている職員及び改正法の施行の日において改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「新育児休業法」という。)第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員の同日以後における勤務の日及び時間帯は、新育児休業法第10条第1項各号に適合するように任命権者が定めるものとする。

(平成21年 3 月27日 掲示済)

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 4 号

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市特別職の職員の給与に関する条例 (昭和29年 7 月天理市条例第21号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成21年 3 月31日」を「平成22年 3 月31日」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例 (昭和47年 3 月天理市条例第22号) の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「平成21年 3 月31日」を「平成22年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 3 月27日 掲示済)

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 5 号

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和44年 3 月天理市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 医療職給料表 別表第 3

ア 医療職給料表 (1)

イ 医療職給料表 (2)

ウ 医療職給料表 (3)

第 6 条第 4 項及び第 5 項並びに第20条第 5 項中「教育職給料表」を「同表以外の各給料表」に改める。別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表 (1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100
	2	240,200	326,500	393,500	469,400
	3	242,700	329,600	396,400	471,700
	4	245,200	332,700	399,300	474,000
	5	247,600	335,600	402,000	476,300
	6	251,400	338,900	404,800	478,500
	7	255,200	342,200	407,600	480,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900
	9	262,600	348,600	413,000	485,200
	10	266,600	351,800	415,700	487,300
	11	270,600	355,000	418,400	489,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500
	13	278,500	361,300	423,600	493,600
	14	282,500	365,000	426,100	495,700
	15	286,500	368,700	428,600	497,800
	16	290,500	372,400	431,100	499,900
	17	294,300	376,000	433,400	502,000
	18	297,900	378,800	435,800	504,000
	19	301,500	381,600	438,200	506,000
	20	305,100	384,400	440,600	508,000
	21	308,800	387,300	442,900	509,800
	22	312,600	389,900	445,300	511,700
	23	316,300	392,500	447,700	513,600
	24	320,000	395,100	450,100	515,500
	25	323,600	397,500	452,400	517,200
	26	326,500	399,800	454,700	519,000
	27	329,300	402,100	457,000	520,800
	28	332,100	404,400	459,300	522,600
	29	335,000	406,800	461,500	524,500
	30	337,400	408,900	463,800	526,300
	31	339,800	411,000	466,100	528,100
	32	342,200	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300

再任用 職員以外 の職員	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
	39	359,300	427,400	482,500	542,000
	40	361,700	429,400	484,300	543,600
	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600
	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400
	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600
	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600
	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	559,200
	55	381,800	455,800	507,800	560,100
	56	382,700	457,000	509,100	561,000
	57	383,700	458,200	510,300	561,900
	58	384,600	459,200	511,200	562,800
	59	385,500	460,200	512,100	563,700
	60	386,400	461,200	513,000	564,600
	61	387,300	462,100	513,900	565,500
	62	387,800	462,800	514,800	566,400
63	388,300	463,500	515,700	567,300	
64	388,800	464,200	516,600	568,200	
65	389,100	464,900	517,500	569,100	
66		465,600	518,400		
67		466,300	519,300		
68		467,000	520,200		
69		467,500	521,100		
70		468,200	522,000		
71		468,900	522,900		
72		469,600	523,800		
73		470,100	524,600		
74		470,800	525,500		
75		471,500	526,400		
76		472,200	527,300		
77		472,700	528,100		

	78		473,300	529,000	
	79		473,900	529,900	
	80		474,500	530,800	
	81		475,100	531,600	
	82		475,700	532,500	
	83		476,300	533,400	
	84		476,900	534,300	
	85		477,400	535,100	
	86		478,000	536,000	
	87		478,600	536,900	
	88		479,200	537,800	
	89		479,700	538,600	
	90		480,300		
	91		480,900		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	280,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	282,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,800
	5	145,700	184,500	220,000	248,300	289,000
	6	147,500	186,100	221,700	249,900	291,200
	7	149,200	187,700	223,400	251,500	293,400
	8	150,900	189,300	225,100	253,100	295,600
	9	152,600	190,900	226,800	254,700	297,700
	10	154,300	192,600	228,600	256,300	299,900
	11	156,000	194,300	230,400	257,800	302,100
	12	157,800	196,000	232,100	259,300	304,300
	13	159,300	197,600	233,900	260,800	306,600
	14	161,200	199,200	235,500	262,700	308,700
	15	163,200	200,800	237,100	264,600	310,800
	16	165,100	202,400	238,700	266,500	312,900
	17	167,000	204,000	240,300	268,200	315,100
	18	168,900	205,700	241,900	270,100	317,200
	19	170,800	207,400	243,500	272,000	319,300
	20	172,700	209,100	245,100	273,900	321,400
	21	174,600	210,600	246,700	275,700	323,600
	22	176,100	212,200	248,300	277,600	325,600
	23	177,600	213,800	249,800	279,500	327,600
	24	179,100	215,400	251,300	281,400	329,600
	25	180,700	217,000	252,800	283,400	331,700
	26	182,200	218,600	254,500	285,300	333,700
	27	183,700	220,200	256,200	287,200	335,700
	28	185,200	221,800	257,900	289,100	337,700
	29	186,800	223,400	259,600	291,100	339,700
	30	188,100	225,100	261,400	293,000	341,600
	31	189,400	226,800	263,200	294,900	343,500
	32	190,700	228,500	265,000	296,800	345,400
	33	192,100	230,300	266,600	298,600	347,200
	34	193,500	231,900	268,400	300,400	349,100
	35	194,900	233,500	270,200	302,200	351,000
	36	196,300	235,100	272,000	304,000	352,900

再任用 職員以外 の職員	37	197,500	236,800	273,700	305,700	354,700
	38	198,800	238,400	275,400	307,400	356,400
	39	200,100	240,000	277,100	309,100	358,100
	40	201,400	241,600	278,800	310,800	359,800
	41	202,600	243,100	280,500	312,600	361,400
	42	203,800	244,600	282,200	314,300	362,700
	43	205,000	246,100	283,900	316,000	364,000
	44	206,200	247,600	285,600	317,700	365,300
	45	207,500	249,000	287,300	319,200	366,600
	46	208,600	250,600	289,000	320,800	367,800
	47	209,700	252,200	290,700	322,400	369,000
	48	210,800	253,800	292,400	324,000	370,200
	49	211,900	255,400	293,900	325,500	371,400
	50	212,900	256,800	295,500	326,800	372,400
	51	213,900	258,200	297,100	328,100	373,400
	52	214,900	259,600	298,700	329,400	374,400
	53	215,900	260,900	300,100	330,500	375,200
	54	216,900	262,300	301,600	331,600	376,100
	55	217,900	263,700	303,100	332,700	377,000
	56	218,900	265,100	304,600	333,800	377,900
	57	219,900	266,300	306,200	334,700	378,700
	58	220,800	267,600	307,600	335,700	379,500
	59	221,700	268,900	309,000	336,700	380,300
	60	222,600	270,200	310,400	337,700	381,100
	61	223,600	271,300	311,700	338,500	381,700
	62	224,600	272,600	313,000	339,200	382,400
	63	225,600	273,900	314,300	339,900	383,100
	64	226,700	275,200	315,600	340,600	383,800
65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	
66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100	
67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800	
68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500	
69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000	
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600	
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200	
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800	
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500	
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100	
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700	
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300	
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000	
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600	

	79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200
	80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800
	81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500
	82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100
	83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700
	84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300
	85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000
	86		293,100	330,600	352,700	
	87		293,400	331,000	353,100	
	88		293,700	331,400	353,500	
	89		294,100	331,900	354,000	
	90		294,400	332,300	354,400	
	91		294,700	332,700	354,800	
	92		295,000	333,100	355,200	
	93		295,400	333,600	355,700	
	94		295,700	334,000	356,100	
	95		296,000	334,400	356,500	
	96		296,300	334,800	356,900	
	97		296,700	335,000	357,400	
	98		297,000	335,400	357,800	
	99		297,300	335,800	358,200	
	100		297,600	336,200	358,600	
	101		298,000	336,400	359,100	
	102		298,300	336,800	359,500	
	103		298,600	337,200	359,900	
	104		298,900	337,600	360,300	
	105		299,200	337,800	360,800	
	106			338,200		
	107			338,600		
	108			339,000		
	109			339,200		
	110			339,600		
	111			340,000		
	112			340,400		
	113			340,600		
再任用 職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、放射線技師その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300
	5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500
	6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700
	7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900
	8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100
	9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100
	10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200
	11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300
	12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400
	13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600
	14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700
	15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800
	16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900
	17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100
	18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200
	19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300
	20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400
	21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600
	22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800
	23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000
	24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200
	25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200
	26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200
	27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200
	28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200
	29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200
	30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100
	31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000
	32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900
	33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600
	34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400
	35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200
	36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000

再任用 職員以 外の職 員	37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900
	38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700
	39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500
	40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300
	41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000
	42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700
	43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400
	44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100
	45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600
	46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200
	47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800
	48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400
	49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100
	50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700
	51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300
	52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900
	53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400
	54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900
	55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400
	56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900
	57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200
	58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100
	59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000
	60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900
	61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800
	62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700
	63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600
	64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500
65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800		

79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400
80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000
81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500
82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100
83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700
84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300
85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800
86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400
87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000
88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600
89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100
90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900
93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
94	284,100	319,100	354,700	374,100	
95	285,100	319,900	355,400	374,600	
96	286,100	320,700	356,100	375,100	
97	287,200	321,400	356,600	375,700	
98	288,100	322,100	357,100	376,200	
99	289,000	322,800	357,600	376,700	
100	289,900	323,500	358,100	377,200	
101	290,700	324,000	358,700	377,800	
102	291,500	324,600	359,200	378,300	
103	292,300	325,200	359,700	378,800	
104	293,100	325,800	360,200	379,300	
105	293,800	326,200	360,800	379,900	
106	294,300	326,700	361,300	380,400	
107	294,800	327,200	361,800	380,900	
108	295,300	327,700	362,300	381,400	
109	295,800	328,200	362,800	382,000	
110	296,200	328,600	363,300	382,500	
111	296,600	329,000	363,800	383,000	
112	297,000	329,400	364,300	383,500	
113	297,400	329,800	364,800	384,100	
114	297,800	330,200	365,300		
115	298,200	330,600	365,800		
116	298,600	331,000	366,300		
117	298,900	331,300	366,700		
118	299,300	331,700	367,200		
119	299,700	332,100	367,700		
120	300,100	332,500	368,200		

121	300,400	332,700	368,600
122	300,800	333,100	369,100
123	301,200	333,500	369,600
124	301,600	333,900	370,100
125	301,800	334,200	370,500
126	302,200	334,600	
127	302,600	335,000	
128	303,000	335,400	
129	303,200	335,700	
130	303,600	336,100	
131	304,000	336,500	
132	304,400	336,900	
133	304,600	337,200	
134	305,000	337,600	
135	305,400	338,000	
136	305,800	338,400	
137	306,000	338,700	
138	306,400	339,100	
139	306,800	339,500	
140	307,200	339,900	
141	307,400	340,200	
142	307,800	340,600	
143	308,200	341,000	
144	308,600	341,400	
145	308,800	341,700	
146	309,200	342,100	
147	309,600	342,500	
148	310,000	342,900	
149	310,200	343,200	
150	310,500	343,600	
151	310,800	344,000	
152	311,100	344,400	
153	311,500	344,700	
154	311,800		
155	312,100		
156	312,400		
157	312,800		
158	313,100		
159	313,400		
160	313,700		
161	314,100		
162	314,400		
163	314,700		

	164	315,000					
	165	315,400					
	166	315,700					
	167	316,000					
	168	316,300					
	169	316,700					
再任用 職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700

備考 この表は、病院に勤務する看護師、准看護師その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(医療職給料表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替え)
- 平成21年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において医療職給料表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2以上の職務の級が掲げられているときは、市長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
(医療職給料表の適用を受けることとなる職員の号給の切替え等)
- 前項の規定により新級を決定される職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員の号給は、新級及び旧号給に応じて附則別表第3に定める号給とする。
(医療職給料表の適用を受けることとなる職員のうち切替日前の異動者の号給等の調整)
- 附則第2項の規定により新級を決定される職員のうち、切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員の属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の天理市一般職の職員の給与に関する条例及びこれに基づく市長が定める規則に従って定められたものでなければならない。
(その他)
- 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
(天理市職員等の旅費に関する条例の一部改正)
- 天理市職員等の旅費に関する条例(昭和37年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第12条、第13条、第16条—第18条関係）

（単位円）

区分	職別	日当（1日）	宿泊料（1夜）	食事料（1夜）
甲	市長	3,000	14,800	3,000
	副市長 教育長	2,700	13,100	2,700
乙	行政職給料表8級及び7級の職員 医療職給料表（1） 4級及び3級の職員	2,400	12,000	2,400
	行政職給料表6級の職員 教育職給料表3級の職員 医療職給料表（1） 2級及び1級の職員 医療職給料表（3） 6級及び5級の職員	2,200	10,900	2,200
	行政職給料表5級及び4級の職員 医療職給料表（2） 5級及び4級の職員 医療職給料表（3） 4級の職員	2,000	10,900	2,000
	行政職給料表3級及び2級の職員 教育職給料表2級の職員 医療職給料表（2） 3級及び2級の職員 医療職給料表（3） 3級及び2級の職員	1,800	10,900	1,800
	行政職給料表1級の職員 教育職給料表1級の職員 医療職給料表（2） 1級の職員 医療職給料表（3） 1級の職員	1,600	10,000	1,600
	行政職給料表1級の職員 教育職給料表1級の職員 医療職給料表（2） 1級の職員 医療職給料表（3） 1級の職員	1,600	10,000	1,600

備考 職別の欄中「行政職給料表」とは天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）別表第1に定める行政職給料表を、「教育職給料表」とは同条例別表第2に定める教育職給料表を、「医療職給料表」とは同条例別表第3に定める医療職給料表をいう。

附則別表第1

医療職給料表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

ア 医療職給料表（1）

給料表	旧級	新級
行政職給料表	6級	1級
		2級
	7級	3級
		4級

イ 医療職給料表（2）

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	2級
	2級	
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級

ウ 医療職給料表（3）

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	2級
	2級	
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
	6級	
		6級

附則別表第2

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2以上の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

ア 医療職給料表（2）の適用を受けることとなる職員の新号給

旧級 旧号給	旧級			
	1級	2級	3級	5級
1	1	6	7	6
2	1	7	8	7
3	1	9	9	8
4	1	10	10	9
5	1	11	11	10
6	1	12	12	11
7	1	13	14	12
8	1	14	15	13
9	1	15	16	14
10	1	16	17	15
11	1	17	18	16
12	1	18	19	17
13	1	19	21	18
14	1	20	22	19
15	1	22	23	20
16	1	23	24	21
17	1	24	25	23
18	1	25	27	24
19	1	26	28	25
20	1	28	29	26
21	1	29	30	27
22	1	30	31	28
23	1	31	32	29
24	1	32	33	30
25	1	33	34	31
26	1	34	35	32
27	1	35	36	33
28	1	36	38	34
29	2	37	39	35
30	3	38	40	36
31	4	39	41	37

32	5	40	42	38
33	6	41	43	39
34	7	42	44	40
35	8	43	45	41
36	9	44	46	43
37	10	45	47	44
38	11	46	48	45
39	11	47	50	47
40	12	48	51	48
41	13	49	52	49
42	14	50	53	50
43	15	51	54	52
44	15	52	55	53
45	16	53	57	54
46	17	54	58	55
47	18	55	59	56
48	19	56	60	57
49	19	57	61	58
50	20	58	62	59
51	21	59	64	60
52	21	60	65	62
53	22	61	66	63
54	23	62	68	64
55	23	63	70	65
56	24	64	72	66
57	25	65	74	67
58	25	66	76	68
59	26	67	78	69
60	26	68	81	70
61	27	69	83	71
62	28	70	85	72
63	28	71	87	73
64	29	72	89	75
65	29	73	91	75
66	30	73	93	77
67	31	74	95	78
68	31	76	98	79
69	32	77	100	80
70	32	78	102	81
71	33	79	104	82
72	33	81	106	83
73	34	82	107	84
74	34	83	109	85
75	34	84	111	
76	35	85	112	
77	35	86	113	
78	36	87	113	
79	36	89	113	
80	37	90	113	
81	37	91	113	
82	38	92	113	
83	38	93	113	
84	39	94	113	
85	39	95	113	

86	40	97	113	
87	40	98	113	
88	40	99	113	
89	41	100	113	
90	41	101	113	
91	42	102	113	
92	42	104	113	
93	42	104	113	
94		105	113	
95		105	113	
96		105	113	
97		105	113	
98		105	113	
99		105	113	
100		105	113	
101		105	113	
102		105	113	
103		105	113	
104		105	113	
105		105	113	
106		105	113	
107		105	113	
108		105	113	
109		105	113	
110		105	113	
111		105	113	
112		105	113	
113		105	113	
114		105		
115		105		
116		105		
117		105		
118		105		
119		105		
120		105		
121		105		
122		105		
123		105		
124		105		
125		105		

イ 医療職給料表（3）の適用を受けることとなる職員の新号給

旧級 旧号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	4	1	7	3
2	1	5	1	9	4
3	1	6	1	10	6
4	1	6	1	12	7
5	1	7	2	13	8
6	1	8	3	14	9
7	1	9	4	15	10
8	1	9	5	17	12
9	1	11	6	18	13

10	1	12	8	20	14
11	1	13	9	21	15
12	1	14	10	22	17
13	1	16	12	24	18
14	1	17	13	25	19
15	1	18	14	26	20
16	1	19	16	27	22
17	1	21	17	29	23
18	1	22	19	30	24
19	1	23	20	31	26
20	1	24	22	32	27
21	1	25	23	34	28
22	1	26	24	35	29
23	1	28	26	36	31
24	1	29	27	38	32
25	1	30	28	39	33
26	1	31	29	40	34
27	1	32	31	41	36
28	1	33	32	43	37
29	1	34	33	44	38
30	2	35	34	46	39
31	2	37	35	47	40
32	3	38	37	48	42
33	4	39	38	50	43
34	5	40	39	51	44
35	5	41	40	53	45
36	6	42	41	54	46
37	7	43	43	56	48
38	7	45	44	57	49
39	8	46	45	59	50
40	8	47	46	60	51
41	9	48	47	62	52
42	9	49	48	63	53
43	10	50	50	64	53
44	11	51	51	66	54
45	12	52	52	68	55
46	13	53	53	69	56
47	14	54	54	71	57
48	15	55	56	72	57
49	16	55	57	74	58
50	16	56	58	75	59
51	17	57	59	76	60
52	18	58	60	77	61
53	19	59	62	78	62
54	19	59	63	80	63
55	20	60	64	81	64
56	21	61	65	83	64
57	21	62	66	84	65
58	22	63	67	85	66
59	23	63	68	86	67
60	23	64	69	87	68
61	24	65	70	88	68
62	24	65	71	90	69
63	25	66	72	91	70
64	26	67	73	92	71
65	26	67	73	93	72

66	27	68	74	94	73
67	27	69	75	96	74
68	28	69	75	97	75
69	28	70	76	98	76
70	29	71	77	99	77
71	29	71	77	101	78
72	30	72	78	102	79
73	30	72	78	103	80
74	31	72	79	104	82
75	31	73	79	106	83
76	32	73	80	107	84
77	32	74	80	108	85
78	33	74	81	109	86
79	33	74	81	110	87
80	34	74	81	111	88
81	34	75	82	113	89
82	35	75	82		91
83	35	75	83		92
84	36	75	83		93
85	36	76	84		
86	37	76	84		
87	38	76	85		
88	38	77	85		
89	39	77	85		
90	39	77	86		
91	39	77	86		
92	40	78	87		
93	40	78	87		
94		78	88		
95		78	88		
96		79	89		
97		79	89		
98		79	89		
99		79	90		
100		80	91		
101		80	91		
102		80	92		
103		80	92		
104		81	93		
105		81	93		
106		81	94		
107		82	94		
108		82	95		
109		82	96		
110		82	96		
111		83	97		
112		83	98		
113		83	99		
114		84			
115		84			
116		84			
117		84			
118		85			
119		85			
120		85			

121		85			
122		86			
123		86			
124		86			
125		87			

附則別表第3

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2以上の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表

ア 医療職給料表(1)の適用を受けることとなる職員であって、旧級が行政職給料表の6級であるものの新号給

新級 旧号給	1級	2級	3級
1	25	1	1
2	25	1	1
3	26	2	1
4	27	3	1
5	28	4	1
6	29	4	1
7	29	5	1
8	30	6	1
9	31	7	1
10	32	7	1
11	33	8	1
12	34	9	1
13	35	9	1
14	36	10	1
15	36	11	1
16	37	11	1
17	38	12	1
18	39	13	1
19	40	13	1
20	41	14	1
21	42	14	1
22	43	15	1
23	44	15	1
24	46	16	1
25	47	17	1
26	48	17	1
27	50	18	1
28	52	18	1
29	54	19	1
30	56	20	1
31	58	20	1
32	60	21	1
33	63	22	1
34	65	22	1
35	65	23	2
36	65	24	2
37	65	24	3
38	65	25	3
39	65	25	4
40	65	26	4
41	65	26	5
42	65	27	5

43	65	27	5
44	65	28	6
45	65	28	6
46	65	29	7
47	65	29	7
48	65	29	7
49	65	30	7
50	65	30	8
51	65	30	8
52	65	31	8
53	65	31	8
54	65	31	9
55	65	32	9
56	65	32	9
57	65	32	9
58	65	33	10
59	65	33	10
60	65	33	10
61	65	34	10
62	65	34	11
63	65	34	11
64	65	35	11
65	65	35	11
66	65	35	12
67	65	36	12
68	65	36	12
69	65	36	12
70	65	37	13
71	65	37	13
72	65	37	13
73	65	37	13
74	65	38	14
75	65	38	14
76	65	38	14
77	65	39	14

イ 医療職給料表（1）の適用を受けることとなる職員であって、旧級が行政職給料表の7級であるものの新号給

新級 旧号給	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	2	1
12	3	1
13	4	1
14	5	1
15	6	1

16	7	1
17	8	1
18	8	1
19	9	1
20	10	1
21	11	1
22	12	1
23	12	1
24	13	1
25	14	1
26	15	1
27	15	1
28	16	1
29	17	1
30	17	1
31	18	1
32	18	1
33	19	1
34	19	1
35	20	1
36	20	1
37	21	1
38	21	1
39	22	1
40	22	1
41	22	1
42	23	1
43	23	1
44	23	1
45	24	1
46	24	1
47	24	1
48	25	1
49	25	1
50	25	1
51	26	1
52	26	1
53	26	1
54	27	1
55	27	1
56	27	1
57	28	1
58	28	1
59	28	1
60	29	1
61	29	1

ウ 医療職給料表（2）の適用を受けることとなる職員であって、旧級が行政職給料表の4級であるものの新号給

旧号給	新級	
	4級	5級
1	14	
2	15	
3	16	
4	18	

5	19	
6	20	
7	21	
8	22	
9	23	
10	24	
11	25	
12	27	
13	28	
14	29	
15	30	
16	31	
17	32	
18	33	
19	34	
20	35	
21	37	
22	38	
23	39	
24	40	
25	41	
26	43	
27	44	
28	45	
29	47	
30	48	
31	49	
32	51	
33	52	
34	54	
35	56	
36	58	
37	60	
38	63	
39	65	
40	68	
41	71	
42	75	
43	78	
44	82	
45	87	
46	90	
47	94	
48	98	
49	102	
50	105	
51	105	42
52	105	43
53	105	43
54	105	44
55	105	45
56	105	46
57	105	47
58	105	47
59	105	48
60	105	48

61	105	49
62	105	50
63	105	50
64	105	51
65	105	51
66	105	52
67	105	53
68	105	54
69	105	54
70	105	55
71	105	56
72	105	57
73	105	57
74	105	58
75	105	59
76	105	60
77	105	61
78	105	62
79	105	62
80	105	63
81	105	64
82	105	65
83	105	66
84	105	67
85	105	68
86	105	69
87	105	70
88	105	71
89	105	72
90	105	73
91	105	74
92	105	75
93	105	76

エ 医療職給料表（3）の適用を受けることとなる職員であって、旧級が行政職給料表の6級であるものの新号給

新級 旧号給	5級	6級
1	20	1
2	22	1
3	23	1
4	24	1
5	26	1
6	27	1
7	29	2
8	30	3
9	31	4
10	33	5
11	34	6
12	35	7
13	37	8
14	38	9
15	39	10
16	41	11
17	42	12

18	43	13
19	44	14
20	46	15
21	47	16
22	48	17
23	50	18
24	51	19
25	53	20
26	54	21
27	56	22
28	57	23
29	59	24
30	61	25
31	64	26
32	66	26
33	68	27
34	71	28
35	73	29
36	76	30
37	78	31
38	80	31
39	83	32
40	85	33
41	87	33
42	89	34
43	91	35
44	93	35
45	93	36
46	93	36
47	93	37
48	93	37
49	93	38
50	93	38
51	93	38
52	93	39
53	93	39
54	93	40
55	93	40
56	93	40
57	93	41
58	93	41
59	93	42
60	93	42
61	93	42
62	93	43
63	93	43
64	93	44
65	93	44
66	93	44
67	93	45
68	93	45
69	93	46
70	93	46
71	93	46
72	93	47
73	93	47

74	93	48
75	93	48
76	93	48
77	93	49

(平成21年 3 月27日 掲示済)

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 6 号

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成元年 3 月天理市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表病院勤務手当の項及び検査技師手当の項を削り、同表夜間看護手当の項中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 3 月27日 掲示済)

天理市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 7 号

天理市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、天理市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、本市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、天理市介護保険特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 本市が行う介護保険に係る第 1 号被保険者の介護保険料について、平成21年 4 月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てるとき。

(2) 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てるとき。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年 3 月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(平成21年 3 月27日 掲示済)

大和都市計画事業山の辺第一工区土地地区画整理事業保留地処分金基金条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 8 号

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分金基金条例
(設置)

第 1 条 大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業 (以下「事業」という。)に係る保留地の処分により発生する処分金を事業の資金に充てるため、大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分金基金 (以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、天理市土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算 (以下「予算」という。)の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、事業を行うための財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 3 月27日 掲示済)

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 9 号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例 (昭和29年 7 月天理市条例第30号) の一部を次のように改正する。

第18条の 4 第 2 項、第73条の 2 及び第73条の 3 第 1 項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

(平成21年 3 月27日 掲示済)

天理市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第10号

天理市手数料条例の一部を改正する条例

天理市手数料条例 (平成12年 3 月天理市条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 号中「又は第10条の 2 第 1 項」を「、第10条の 2 第 1 項」に改め、「第 5 項まで」の次に「又は第126条」を加え、同表第 2 号中「第120条第 1 項」の次に「又は第126条」を加え、同表第 3 号中「第12条の 2」の次に「又は第126条」を加え、同表第 4 号中「第120条第 1 項」の次に「又は第126条」を加え、同表第 5 号及び第 6 号中「又は第120条第 1 項」を「、第120条第 1 項又は第126条」に改め、同表第 7 号中「含む。」の次に「若しくは第126条」を加え、同表第18号中「200円」を「300円」に改め、同表第19号中「200円」を「300円。ただし、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機 (以下「自動交付機」という。)による交付の場合にあっては、250円」に改め、同表第21号中「200円」を「300円」に改め、同表第22号中「200円」を「300円。ただし、自動交付機による交付の場合にあっては、250円」に改め、同表第23号中「200円」を「300円」に改め、同表第25号中「200円」を「300円」に改め、同号を同表第26号とし、同表第24号の次に次の 1 号を加える。

25	市民税の課税に関する証明書交付手数料	市民税の課税に関する証明書の交付	1 件につき300円
----	--------------------	------------------	------------

附 則

この条例は、平成21年 7月 1日から施行する。

(平成21年 3月27日 掲示済)

天理市学童保育条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第11号

天理市学童保育条例の一部を改正する条例

天理市学童保育条例（平成15年 3月天理市条例第 9号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第 6条の 2 第12項」を「第 6条の 2 第 2項」に改める。

第 2条の表を次のように改める。

名称	位置
丹波市第一学童保育所	天理市丹波市町163番地 1
丹波市第二学童保育所	天理市三島町395番地
山の辺学童保育所	天理市別所町261番地 3
井戸堂学童保育所	天理市東井戸堂町372番地 1
前裁第一学童保育所	天理市富堂町294番地
前裁第二学童保育所	天理市前裁町341番地 7
前裁第三学童保育所	天理市富堂町294番地
二階堂学童保育所	天理市二階堂南菅田町640番地
朝和第一学童保育所	天理市成願寺町412番地 4
朝和第二学童保育所	天理市成願寺町412番地 4
樺本学童保育所	天理市樺本町2426番地 1
柳本学童保育所	天理市柳本町719番地

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

(平成21年 3月27日 掲示済)

天理市人権センター条例をここに公布する。

平成21年 3月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第12号

天理市人権センター条例

(設置)

第 1条 基本的人権尊重の精神に基づき、人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進することにより市民の福祉の向上を図り、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に資するため、人権センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2条 人権センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市人権センター	天理市石上町581番地 1

(事業)

第 3条 人権センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人権教育、人権啓発及びその広報に関する事業
- (2) 人権擁護に関する事業
- (3) 社会調査及び研究に関する事業
- (4) 生活上の相談並びに自立支援のための助言及び指導
- (5) 教養、文化活動等による市民交流
- (6) その他必要な事業

(職員)

第 4条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第 5条 センターを使用しようとする者は、使用責任者を定め、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第 6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を減免することができる。

- (1) 本市の機関が主催して使用するとき。
- (2) 公益上その他特別の理由があるとき。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由によりセンターを使用することができなかつたとき、その他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第10条 使用者は、その使用許可期間中に建物、設備その他の物件を滅失又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、その都度市長が定める。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、その使用許可を取り消すことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(天理市コミュニティセンター条例の一部改正)

2 天理市コミュニティセンター条例(平成2年12月天理市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

天理市石上コミュニティセンター	天理市石上町581番地1	を
天理市嘉幡コミュニティセンター	天理市嘉幡町539番地6	

」

「

天理市嘉幡コミュニティセンター	天理市嘉幡町539番地6
-----------------	--------------

」

に改める。

第6条中「場合には」を「と認めるときは」に改め、同条第1号中「すると認められるとき」を「するとき」に改め、同条第2号中「あると認められるとき」を「あるとき」に改める。

第11条中「認められる」を「認める」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

(単位円)

区分		9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00	超過料金 1時間に つき
		～ 12:00	～ 17:00	～ 21:00	～ 17:00	～ 21:00	～ 21:00	
天理市 嘉幡コ ミュニ ティセ ンター	大会議室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	研修室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	相談室	300	400	300	700	700	1,000	100
天理市 御経野 コミュ ニティ センタ ー	大会議室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	調理室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	研修室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	相談室	300	400	300	700	700	1,000	100

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の天理市コミュニティセンター条例の規定に基づき

受けている使用許可は、この条例の規定に基づく使用許可とみなす。
別表（第7条関係）

天理市人権センター使用料

(単位円)

区分	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	超過料金 1時間につき
大会議室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
研修室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
相談室	300	400	300	700	700	1,000	100

(平成21年 3月27日 掲示済)

天理市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 3月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第13号

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年 3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第1号及び第2号中「24,500円」を「24,960円」に改め、同条第3号中「36,750円」を「37,440円」に改め、同条第4号中「49,000円」を「49,920円」に改め、同条第5号中「61,250円」を「62,400円」に改め、同条第6号中「73,500円」を「74,880円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

(平成21年 3月27日 掲示済)

天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 3月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第14号

天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（自転車等の撤去等）

第13条 指定管理者は、駐車場内に自転車等が継続して駐車されていることにより、駐車場の適正な利用に支障が生じていると認めるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者が自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等をその利用者又は所有者に返還するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講じたにもかかわらず、同項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお保管した自転車等を返還することができないときは、当該自転車等を処分することができる。

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

(平成21年 3月27日 掲示済)

天理市中小企業振興対策審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 3月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第15号

天理市中小企業振興対策審議会条例の一部を改正する条例

天理市中小企業振興対策審議会条例（昭和40年 4月天理市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「環境経済部商工観光課」を「環境経済部商工課」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

(平成21年 3月27日 掲示済)

天理市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 3月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第16号

天理市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天理市立病院事業の設置等に関する条例（昭和43年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2）人工透析内科

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（平成21年3月31日掲示済）

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第17号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第4項中「第5号の5様式」の次に「、第5号の5の2様式」を加える。

第38条第1項中「若しくは第2項」を削る。

第47条の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第2項とする。

第47条の3中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」を削る。

第47条の5第1項中「（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）」を削り、同条第2項中「及び同条第2項」を削り、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」を「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」に改める。

第54条第6項中「同項第2号」を「同項第1号」に改め、同条第7項中「施行規則第10条の2の9」を「施行規則第10条の2の10」に改める。

第56条中「第348条第2項第9号」の次に「、第9号の2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人」を「医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第58条の次に次の1条を加える。

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

（1）土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

（2）家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

（3）直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

（4）償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

（5）直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第59条中「、第11号の4」を「から第11号の5まで」に改める。

第93条第2項中「民法」の次に「（明治29年法律第89号）」を加える。

附則第7条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年」の次に「（次条において「居住年」という。）」を加え、同条第3項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

附則第8条第2項中「附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、同項第2号中「前条第1項」を「前条」に改める。

附則第10条中「、第15条の3又は第39条第5項」を「又は第15条の3」に、「、第15条の3若しくは第39条第5項」を「若しくは第15条の3」に改める。

附則第10条の2第4項中「同法第41条第1項の規定による地方公共団体の」を「令附則第12条第21項第2号に規定する」に改め、同条第7項中「施行規則附則第7条第7項各号」を「施行規則附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改める。

附則第10条の3を削る。

附則第11条の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成19年度分又は平成20年度分」を「平成22年度分又は平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地又は平成19年度類似適用土地」を「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第11条の3を削る。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第12条の2を削る。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の3中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の4を削り、附則第13条の5を附則第13条の4とし、附則第13条の6を削る。

附則第15条の2第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第17条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改め、同条第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第19条の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第20条第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第20条の2第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改め、同条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第22条の見出し及び同条から第24条までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第25条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「この条において」を削る。

附則第26条及び第27条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第28条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第30条から第32条までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第33条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「この条において」を削る。

附則第34条中「附則第13条の5及び第13条の6」を「附則第13条の4」に改める。

附則第36条中「第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項、第53項から第59項まで若しくは第61項」を「第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」に改める。

第2条 天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第8項中「施行規則附則第7条第9項各号」を「施行規則附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「施行規則附則第7条第2項各号」を「施行規則附則第7条第3項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
- (4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

（天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成20年9月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第1号中「次条第19項及び第20項」を「次条第17項及び第18項」に改め、同条第3号中「第13項」を「第11項」に改め、同条第4号中「次条第14項から第18項まで」を「次条第12項から第16項まで」に改める。

附則第2条第6項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第9項中「(次項及び第12項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)」を削り、同条中第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項を削り、第13項を第11項とし、第14項を第12項とし、同条第15項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第2条第15項」を「附則第2条第13項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「第15項」を「第13項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第15項」を「第13項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とし、同条第20項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第18項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定及び附則第3条第3項の規定 平成21年6月4日

(2) 第1条中天理市税賦課徴収条例附則第7条の3の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第1項の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定、同条例附則第8条第2項の改正規定(「前条第1項」を「前条」に改める部分を除く。)、同条例附則第16条の3第3項第2号の改正規定、同条例附則第16条の4第3項第2号の改正規定(「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条例附則第17条第3項第2号の改正規定(「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条例附則第18条第5項第2号の改正規定(「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条例附則第19条第2項第2号の改正規定(「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条例附則第19条の2及び第20条の改正規定、同条例附則第20条の2第2項第2号の改正規定(「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条例附則第20条の4第2項第2号の改正規定(「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改める部分を除く。))並びに同条第5項第2号の改正規定(「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める部分を除く。)) 平成22年1月1日

(3) 第1条中天理市税賦課徴収条例附則第7条の3第3項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日

(4) 第1条中天理市税賦課徴収条例附則第20条の2第1項の改正規定 平成23年1月1日

(5) 第1条中天理市税賦課徴収条例第54条第6項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第 号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第7条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、平成21年4月1日以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された第1条の規定による改正前の天理市税賦課徴収条例附則第10条の2第4項に規定する貸家住宅に対して課する固

定資産税については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例附則第10条の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第4条 第1条の規定中都市計画税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

(平成21年 3月27日 掲示済)

天理市人権センター条例施行規則をここに公布する。

平成21年 3月27日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第2号

天理市人権センター条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、天理市人権センター条例(平成21年3月天理市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

- 第2条 人権センター(以下「センター」という。)に次の係を設置する。

人権啓発係 コミュニティ係 児童館係

(事務分掌)

- 第3条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

人権啓発係

- (1) 人権啓発に係る調査研究及び総合企画並びにその推進に関すること。
- (2) 人権に係る行政部門及び関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (3) 人権に係る指導及び指導者の育成に関すること。
- (4) 人権擁護委員に関すること。
- (5) 人権問題啓発活動推進本部及び人権教育推進協議会に関すること。
- (6) 地区改良事業に係る土地の売払い及び所有権移転登記に関すること。
- (7) 同和対策並びに生活資金及び住宅新築資金等の貸付金に関すること。
- (8) コミュニティセンターとの連絡調整に関すること。
- (9) センターの庶務に関すること。

コミュニティ係

- (1) コミュニティ事業の企画及び推進に関すること。
- (2) センターの管理に関すること。
- (3) 石上老人憩の家に関すること。
- (4) 石上共同浴場の管理及び運営に関すること。

児童館係

- (1) 児童館事業の企画及び推進に関すること。
- (2) 児童館の管理及び運営に関すること。
- (3) 児童に対する遊びを通じての指導に関すること。

(運営委員会)

- 第4条 センターの円滑な運営を図るため、天理市人権センター運営委員会を設置することができる。

(使用許可の申請)

- 第5条 センターの使用の許可を受けようとする者は、天理市人権センター使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、使用しようとする日の3月前から5日前までに提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付)

- 第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、天理市人権センター使用許可書(様式第2号)を交付する。この場合において、管理上必要があるときは、条件を付することができる。

(使用取消しの届出)

- 第7条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターを使用できなくなったときは、直ちに天理市人権センター使用取消届(様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(減免の申請)

第8条 使用料の減免を受けようとする者は、天理市人権センター使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（遵守事項）

第10条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- （1） 使用許可のない施設、設備等を使用しないこと。
- （2） 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- （3） 使用後は、速やかに原状に復し、清掃すること。
- （4） その他所長の指示に従うこと。

（開館時間）

第11条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第12条 センターの休館日は、天理市の休日を定める条例（平成元年3月天理市条例第4号）第1条第1項各号に規定する日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（職員）

第13条 センターに次の職員を置く。

- （1） 所長
- （2） 係長
- （3） その他の職員

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、所長補佐を置くことができる。

3 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

4 所長補佐は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 係長は、上司の命を受けてセンターの事務に従事する。

6 その他の職員は、上司の命を受けてセンターの事務に従事する。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（天理市立児童館条例施行規則の一部改正）

2 天理市立児童館条例施行規則（昭和51年7月天理市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げる。

（天理市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正）

3 天理市コミュニティセンター条例施行規則（平成2年12月天理市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ついて、必要な」を「関し必要な」に改める。

第1条の2を削る。

第12条中「の施行について」を「に定めるもののほか」に改め、同条を第14条とする。

第11条第1項第2号を次のように改める。

（2） 係長

第11条第1項第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「次長」を「係長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、所長補佐を置くことができる。

第11条を第13条とし、第5条から第10条までを2条ずつ繰り下げる。

第4条中「認めた」を「認める」に改め、同条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（係の設置）

第2条 コミュニティセンター（以下「センター」という。）に次の係を設置する。

コミュニティ係 児童館係

（事務分掌）

第3条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

コミュニティ係

- （1） センター事業の企画及び推進に関すること。
- （2） センターの管理及び運営に関すること。

- (3) 人権関係機関・団体に関すること。
- (4) 老人憩の家（石上老人憩の家及び守目堂老人憩の家を除く。）に関すること。
- (5) 共同浴場（石上共同浴場を除く。）の管理及び運営に関すること。

児童館係

- (1) 児童館事業の企画及び推進に関すること。
- (2) 児童館の管理及び運営に関すること。
- (3) 児童に対する遊びを通じての指導に関すること。

様式第1号 (第5条関係)

天理市人権センター使用許可申請書

年 月 日

天理市長 様

住 所

(団体名)

氏 名

天理市人権センターの使用許可を次のとおり申請します。

使 用 日 時	年 月 日	午前 午後	時	分から
		午前 午後	時	分まで
使 用 目 的		※使用 料金		円
使 用 室 名		使用 予定 人員		人
使 用 備 品				
特別の設備をす るときは、その 概要				
そ の 他				

備考 ※印は、記入しないでください。

様式第2号 (第6条関係)

天理市人権センター使用許可書

年 月 日

住 所
(団体名)
氏 名

様

天理市長



年 月 日付けで申請のあった天理市人権センターの使用については、下記のとおり許可する。

使用日時	年 月 日	午前 午後	時	分から
		午前 午後	時	分まで
使用目的		使用 料金		円
使用室名		使用 予定 人員		人
使用備品				
特別の設備				
許可の条件				

様式第3号 (第7条関係)

天理市人権センター使用取消届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所

(団体名)

(代表者) 氏名

(電 話)

年 月 日付けで使用許可を受けましたが、次の理由により取消しを届け出ます。

使用目的	
使用日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 午前 時 分から 午後 時 分まで
取消しの理由	

様式第4号 (第8条関係)

天理市人権センター使用料減免申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所

(団体名)

(代表者) 氏名

(電 話)

次のとおり使用料の減免を申請します。

使用目的	
使用日時	<p>年 月 日</p> <p>午前 時 分から 午後 時 分まで</p> <p>午前 時 分から 午後 時 分まで</p>
使用室名	
減免を申請する理由	
減免の金額	円

(平成21年 3月27日 掲示済)

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月27日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第3号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則 (平成13年11月天理市規則第34号) の一部を次のよ

うに改正する。

第8条ただし書を次のように改める。

ただし、当該利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 警察署長に盗難の被害届に提出しているとき。
- (2) 市長に盗難被害の申出書（様式第4号）を提出したとき。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号 (第8条関係)

盗 難 被 害 の 申 出 書

保 管 番 号	
盗難被害の年月日	年 月 日
盗難被害の場所	
盗難被害にあった者	住 所 氏 名 電話番号
種 別 等	1 原動機付自転車 (標識番号) 2 自転車 (防犯登録番号又は車体番号)
特 徴	
備 考	

年 月 日

天理市長 様

上記の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

住 所

氏 名

Ⓜ

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

(平成21年 3月27日 掲示済)

天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月27日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 4 号

天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

天理市自転車等駐車場条例施行規則（平成13年11月天理市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（自転車等の保管の告示）

第11条 条例第13条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 撤去理由
- （2） 撤去日
- （3） 返還期間及び返還時間
- （4） 返還を受けるための必要事項
- （5） 連絡先

第12条を第13条とし、第11条の次に次の 1 条を加える。

（保管自転車等の引取り）

第12条 条例第13条第 1 項の規定により自転車等を保管された利用者又は所有者は、当該自転車等の引取りに際し、自転車等引取申請書（様式第 9 号）を市長に提出するとともに、利用者又は所有者であることを確認できるものを提示しなければならない。

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第9号 (第12条関係)

自 転 車 等 引 取 申 請 書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所
 氏 名
 所有者との続柄
 電 話

次のとおり自転車等の引取りを申請します。

撤 去 日	年 月 日	※	
利用駐 車 場	駐 車 場	整理番号	
種 別 等	1 原動機付自転車 (標識番号) 2 自転車 (防犯登録番号又は車体番号)		
特 徴			
盗難の被害届	有 ・ 無		
	有の場合	届出日	年 月 日 届出先 警察署

※ 処 理 欄	確 認 方 法	1 自転車等のかぎ 2 その他 ()	ア 運転免許証 イ 会社員証 (職員証) ウ 学生証 エ 健康保険証 オ パスポート カ その他 ()
	引 渡 日	年 月 日	自転車等
	備 考		受 領 印

備考 ※欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

(平成21年 3月27日 掲示済)

天理市名阪高架下駐車場条例施行規則をここに公布する。

平成21年 3月27日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 5 号

天理市名阪高架下駐車場条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、天理市名阪高架下駐車場条例（平成20年12月天理市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 天理市名阪高架下駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする者は、天理市名阪高架下駐車場使用許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、駐車場の使用を開始する日の60日前から 5 日前までに提出するものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付等)

第 3 条 指定管理者は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、天理市名阪高架下駐車場使用許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、駐車場を使用しなくなったときは、直ちに天理市名阪高架下駐車場使用取消届（様式第 3 号）に使用許可書を添えて、指定管理者に届け出なければならない。

(使用料の納入等)

第 4 条 市長は、1 月分の使用料に係る納入通知書を当該月の前月の10日までに、使用者に送付するものとする。ただし、使用開始期間の開始日の属する月（以下「使用開始月」という。）の使用料又は条例第 11 条第 2 項の規定により一括納付する使用料に係る納入通知書は、使用許可のあった後直ちに使用者に送付するものとする。

2 使用者は、前項に規定する納入通知書により、速やかに使用料を納入しなければならない。

(使用料の還付)

第 5 条 条例第13条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、還付する額は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用できなくなった場合 使用できなくなった月分の使用料の全額

(2) 還付の申請が使用の許可を受けた期間の開始前の場合 既納の使用料の全額

(3) 使用料を一括納付した者の還付の申請が使用の許可を受けた期間内の場合 既納の使用料の額から使用経過月数（使用開始月から還付申請日の属する月までをいう。）に相当する使用料の額を控除した額

2 使用料の還付を受けようとする者は、天理市名阪高架下駐車場使用料還付申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用料を還付することと決定したときは、天理市名阪高架下駐車場使用料還付決定通知書（様式第 5 号）により当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

天理市名阪高架下駐車場使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

住所

申請者 氏名

電話

天理市名阪高架下駐車場条例及び天理市名阪高架下駐車場条例施行規則の規定を遵守することを確約し、駐車場の使用を次のとおり申請します。

駐車する車両 の 車 種 名	
駐車する車両 の 車 両 番 号	
駐車する車両 の 所 有 者 名	
使用しよう と す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 区 分	高架下 (内側 ・ 外側)

様式第2号（第3条関係）

天理市名阪高架下駐車場使用許可書

年 月 日

様

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のあった天理市名阪高架下駐車場の使用については、次のとおり許可することと決定したので通知します。

駐車する車両 の 車 種 名	
駐車する車両 の 車 両 番 号	
駐車する車両 の 所 有 者 名	
使用許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 区 分	高架下（ 内側 ・ 外側 ） 駐車位置番号 番
備 考	

様式第3号 (第3条関係)

天理市名阪高架下駐車場使用取消届

年 月 日

指定管理者 様

住所

申請者 氏名

電話

年 月 日付けで使用許可を受けましたが、次の理由により取消しを届け出ます。

駐車している 車両の車種名	
駐車している 車両の車両番号	
駐車している 車両の所有者名	
使用許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用区分	高架下 (内側 ・ 外側) 駐車位置番号 番
取消しの理由	

様式第4号 (第5条関係)

天理市名阪高架下駐車場使用料還付申請書

年 月 日

天理市長 様

住所

申請者 氏名

電話

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

駐車している 車両の車種名				
駐車している 車両の車両番号				
駐車している 車両の所有者名				
使用許可の期間	年 月 日から		年 月 日まで	
使用期間	年 月 日から		年 月 日まで	
使用区分	高架下 (内側 ・ 外側) 駐車位置番号 番			
既納使用料	円			
還付を受けようとする理由				
振込先	金融機関名		支店名	
	種別	普通・当座	フリガナ	
	口座番号		口座名義人	

様式第5号（第5条関係）

天理市名阪高架下駐車場使用料還付決定通知書

天 第 号

年 月 日

様

天理市長



年 月 日に申請のあった使用料の還付については、下記のとおり決定しましたので通知します。

駐車している 車両の車種名			
駐車している 車両の車両番号			
駐車している 車両の所有者名			
使用許可の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで	
使用区分	高架下（内側・外側）駐車位置番号 番		
還付金額	円		
還付の計算式 (既納使用料) (月額使用料) (使用月数) (還付金額) 円 - (円 × 月) = 円			
振 込 先	金融機関名		支 店 名
	種 別	普通・当座	フリガナ
	口座番号		口座名義人

(平成21年 3月31日 揭示済)

天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年 3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 6 号

天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(天理市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 天理市事務分掌規則(平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 総務部の項中「財政課 財政係」を「財政課 財政一係 財政二係」に改め、市民部の項中「人権啓発課 人権啓発係」を削り、同条環境経済部の項中「ISO推進室 推進係」を削り、「商工観光課 商工観光係」を「商工課 商工振興係 観光課 観光振興係」に改める。

第 5 条 自治広報係の項中第 12 号を第 13 号とし、第 4 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) ボランティアセンターに関すること。

第 9 条 財政係の項中「財政係」を「財政一係」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「国民健康保険財政調整基金、介護保険給付費準備基金及び水洗便所改造資金貸付基金」を「及び特別会計に係る基金」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号を同項第 6 号とし、同項第 8 号を同項第 7 号とし、同項に次の 2 号を加える。

(8) その他財政に関すること。

(9) 課の庶務に関すること。

第 9 条に次の 1 項を加える。

財政二係

(1) 財務会計制度に関すること。

(2) 中長期財政計画の作成に関すること。

(3) 財務諸表の作成及び財政分析に関すること。

(4) 財政状況の公表に関すること。

(5) 財政調査に関すること。

(6) その他財政に関すること。

第 12 条 管理係の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 14 条の 2 を削り、第 15 条を次のように改める。

(男女共同参画課の事務)

第 15 条 男女共同参画課の事務分掌は、次のとおりとする。

男女共同参画係

(1) 男女共同参画に係る総合企画及び推進に関すること。

(2) 男女共同参画に係る調査研究に関すること。

(3) 男女共同参画に係る啓発及び情報の提供に関すること。

(4) 女性問題に係る相談に関すること。

(5) 女性関係団体の指導及び育成に関すること。

(6) 男女共同参画社会の実現のための講座及び研修会に関すること。

(7) 男女共同参画社会の実現を目指す団体等の交流活動の支援に関すること。

(8) 男女共同参画プラザの管理及び運営に関すること。

第 21 条 環境対策係の項第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

(1) 環境保全対策の企画及び研究に関すること。

(2) 環境保全思想の啓発に関すること。

(3) 公害に係る調査、指導、相談及び苦情処理に関すること。

第 21 条 環境対策係の項中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(5) 環境保全対策に係る各行政部門及び関係機関との連絡調整に関すること。

(6) 衛生害虫等に関すること。

第 21 条 環境対策係の項第 7 号及び同項第 8 号を削り、同項第 9 号中「登録及び予防注射並びに野犬」を「登録等」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 10 号を同項第 8 号とし、同項第 11 号を同項第 9 号とする。

第 21 条 産業廃棄物対策係の項第 1 号中「環境対策」を「環境施策」に改め、同項第 2 号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) ISO 14001 の推進に関すること。

第 21 条 第 2 項を削る。

第25条の見出し中「商工観光課」を「商工課」に改め、同条中「商工観光課」を「商工課」に改め、商工観光係の項中「商工観光係」を「商工振興係」に改め、同項第8号及び同項第9号を削り、同項第10号を同項第8号とし、同項第11号を同項第9号とし、同項第12号中「、観光関係団体」を削り、同号を同項第10号とし、同項第13号を削る。

第25条の2管理係の項中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 焼却残渣の処分地対策に関すること。
- (6) 家庭ごみ有料化実施に係る調査、研究及び企画に関すること。

第25条の2を第25条の3とし、第25条の次に次の1条を加える。

(観光課の事務)

第25条の2 観光課の事務分掌は、次のとおりとする。

観光振興係

- (1) 観光資源の開発及び保護並びに観光の推進に関すること。
- (2) 観光宣伝及び観光客誘致に関すること。
- (3) 観光関係団体に関すること。
- (4) トレイルセンターに関すること。

第28条管理係の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 住宅に係る耐震補強工事の補助金に関すること。

第32条事業係の項第1号を次のように改める。

- (1) JR長柄駅前広場に関すること。

第32条事業係の項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とする。

(天理市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 天理市個人情報保護条例施行規則（平成16年3月天理市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市民会館」の次に「、人権センター」を加える。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第3条 給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局の項中

「 公室長 部長 理事 参与 病院長及び事務局長 会計管理者 」	を	「 公室長 部長 理事 参与 病院長及び事務局長 」	に、
「 参事 環境クリーンセンター所長 公室次長 部次長 病院副院長、医局長、看護部長 及び事務局次長 」	を	「 参事 環境クリーンセンター所長 公室次長 部次長 病院副院長、医局長、看護部長 及び事務局次長 会計管理者 」	に、
「 課長 市民会館長 コミュニティセンター所長 病院の診療各科の部長及び副看護部長 会計室長 」	を	「 課長 市民会館長 人権センター所長 コミュニティセンター所長 病院の診療各科の部長及び副看護部長 会計室長 」	に、
「 室長 課長補佐 市民会館長補佐 」	を	「 室長 課長補佐 市民会館長補佐 」	

コミュニティセンター所長補佐 指導主事 病院技師長、薬局長、栄養士長 及び看護師長 会計室長補佐
--

人権センター所長補佐 コミュニティセンター所長補佐 指導主事 病院技師長、薬局長、栄養士長 及び看護師長 会計室長補佐
--

に改め、同表教育委員会の項中「教育総合センター指導主事」を「教育総合センター副所長補佐及び指導主事」に改める。

(天理市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第4条 天理市予算の編成及び執行に関する規則(昭和40年11月天理市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市民会館長」の次に「、人権センター所長」を加える。

(天理市会計規則の一部改正)

第5条 天理市会計規則(昭和45年3月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「市民会館長」の次に「、人権センター所長」を加える。

別表第1市長公室人事課の項の次に次のように加える。

市長公室自治振興課	課長	市長公室自治振興課	(現)自治広報係長
-----------	----	-----------	-----------

別表第1市民部人権啓発課の項を次のように改める。

人権センター	所長	人権センター	(現)人権啓発係長 (現)コミュニティ係長及び係員
--------	----	--------	------------------------------

別表第1コミュニティセンターの項中「次長」を「コミュニティ係長」に改め、同表環境経済部商工観光課の項中「環境経済部商工観光課」を「環境経済部観光課」に、「商工観光係長」を「観光振興係長」に改める。

別表第2人事課長の項の次に次のように加える。

自治振興課長	ボランティアセンターに係る徴収金の収納	(現)自治広報係長
--------	---------------------	-----------

別表第2人権啓発課の項を次のように改める。

人権センター所長	住宅新築資金等貸付金及び生活資金貸付金の収納	(現)人権啓発係長
	人権センターの使用料の収納	(現)コミュニティ係長及び係員

別表第2コミュニティセンター所長の項中「次長」を「コミュニティ係長」に改め、同表商工観光課長の項中「商工観光課長」を「観光課長」に、「商工観光係長」を「観光振興係長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年3月31日掲示済)

天理市ボランティアセンター条例施行規則をここに公布する。

平成21年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第7号

天理市ボランティアセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市ボランティアセンター条例(平成21年3月天理市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 天理市ボランティアセンター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、午後9時を限度として利用時間を変更することができる。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日までの間

(職員)

第3条 センターに所長及びその他必要な職員を置く。

(センターの施設を使用できるもの)

第4条 条例別表に掲げる施設を使用できるものは、次のとおりとする。

(1) センターにボランティア登録をしている団体又は個人(宗教活動、政治活動、選挙活動等のボランティア活動をするものを除く。)

(2) 本市の機関及び社会福祉協議会

(3) その他市長が特に必要と認めるもの

(使用許可の申請)

第5条 条例第4条の規定によりセンターの施設の使用許可を受けようとするものは、天理市ボランティアセンター使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、センターの施設を使用しようとする日又はセンターの使用を開始しようとする日(以下これらを「使用日」という。)の5日前までに提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、天理市ボランティアセンター使用許可書(様式第2号)を交付する。この場合において、管理上必要があるときは、条件を付することができる。

2 センターの使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、センターを使用できなくなったときは、直ちに天理市ボランティアセンター使用取消届(様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 使用人員は、市長の定める範囲内とすること。

(2) 使用許可のない施設等を使用しないこと。

(3) 許可を受けないで、はり紙その他掲示をしないこと。

(4) 使用を終わったときは、直ちにその旨を施設の管理者に届け出ること。

(5) 使用に関して施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を施設の管理者に届け出て、その指示に従うこと。

(6) その他施設の管理者の指示に従うこと。

第8条 センターに入館した者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 館内は禁煙とし、火気を使用しないこと。

(2) センターを不潔にしないこと。

(3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を施設の管理者に届け出て、その指示に従うこと。

(5) その他施設の管理者の指示に従うこと。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

天理市ボランティアセンター使用許可申請書

年 月 日

天理市長 様

天理市ボランティアセンターの使用の許可を次のとおり申請します。

申請者	個人名又は団体名 (団体の場合は、代表者名も必ず記入してください。)	
	住所	
	氏名	
使用責任者	氏名	
	連絡先	
使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
使用室名	会議室A 会議室B 活動室A 活動室B	
使用予定人員	人	受付印
使用目的		

※事務処理欄

年 月 日 .			
決裁	所長	係員	合 議
使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
使用室名	会議室 A・B	活動室 A・B	予定人員 人

様式第2号 (第6条関係)

天理市ボランティアセンター使用許可書

年 月 日

様

天理市長



下記のとおり使用を許可します。

申請者	個人名又は団体名 (団体の場合は、代表者名も必ず記入してください。)	
	住所	
	氏名	
使用責任者	氏名	
	連絡先	
使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
使用室名	会議室A 会議室B 活動室A 活動室B	
使用予定人員	人	
使用目的		
使用心得	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用当日は、この許可書を職員に提示してください。 2 使用の準備及び使用後の清掃、整理、整頓は使用許可時間内に行い原状に復して職員の点検を受けてください。 3 使用許可を受けた目的以外に使用しないでください。 4 立体駐車場を利用された場合は駐車券を職員に提示してください。(2時間まで利用券をお渡しします。) 	

様式第3号 (第6条関係)

天理市ボランティアセンター使用取消届

年 月 日

天理市長 様

年 月 日付けで使用許可を受けましたが、下記の理由により取消しを届け出ます。

申請者	個人名又は団体名 (団体の場合は、代表者名も必ず記入してください。)	
	住所	
	氏名	
使用責任者	氏名	
	連絡先	
使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
使用室名	会議室A 会議室B 活動室A 活動室B	
使用予定人員	人	
取消理由		

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年 3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第8号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項第3号中「16時間」を「15時間30分」に改める。

第11条第1項第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

第11条の3第2項第2号中「、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を削る。

第11条の4第3号及び第4号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第13条中「又は1時間」を「、半日又は1時間」に改める。

別表第2第2号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第2第2号の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

（平成21年3月31日揭示済）

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第9号

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の育児休業等に関する規則（平成4年3月天理市規則第3号）の一部を次のように改正する。
第13条中「16時間」を「15時間30分」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（平成21年3月31日揭示済）

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第10号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「教育職給料表」を「行政職給料表以外の各給料表」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第23条の2関係）

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	職務の級8級、7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
教育職給料表	職務の級3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員（市長が定める職員に限る。）	100分の5（市長が別に定める職員にあっては100分の10）
医療職給料表（1）	職務の級4級、3級及び2級の職員	100分の15
	職務の級1級の職員	100分の10（市長が別に定める職員にあっては100分の5）

医療職給料表（2）	職務の級 5 級及び 4 級の職員	100分の10
	職務の級 3 級の職員	100分の 5
医療職給料表（3）	職務の級 6 級の職員	100分の15
	職務の級 5 級及び 4 級の職員	100分の 10（職務の級 5 級の職員のうち市長が別に定めるものにあつては100分の15）
	職務の級 3 級の職員	100分の 5

備考 給料表の適用を異にして異動した職員（異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。）で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるもののうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して市長が特に必要と認める職員については、当該異動後の加算割合に100分の5を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 3 月31日 揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第11号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年 4 月天理市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「平成21年 3 月31日」を「平成22年 3 月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年 3 月天理市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 項中「100分の 6」を「100分の 4」に改める。

(平成21年 3 月31日 揭示済)

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第12号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和55年 3 月天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（給料表の適用範囲）

第 3 条の 2 条例別表第 3 イ医療職給料表（2）の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師
 - (2) 診療放射線技師
 - (3) 臨床検査技師
 - (4) 臨床工学技士
 - (5) 理学療法士
 - (6) あん摩マッサージ指圧師
- 2 条例別表第 3 ウ医療職給料表（3）の適用範囲は、次のとおりとする。
- (1) 助産師
 - (2) 看護師

(3) 准看護師

第16条中「教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの
 - (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級及び3級であるもの
 - (3) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの
- 別表第1イの次に次の3表を加える。

ウ 医療職給料表(1) 級別職務分類表

職務の級	標準的な職務の内容
1級	医療業務を行う職務
2級	1 診療各科の部長の職務 2 困難な医療業務を行う職務
3級	副院長又は医局長の職務
4級	院長の職務

エ 医療職給料表(2) 級別職務分類表

職務の級	標準的な職務の内容
1級	主事の次に掲げる職務 1 診療放射線技師の職務 2 臨床検査業務を行う臨床検査技師の職務 3 臨床工学技士の職務 4 理学療法業務を行う理学療法士の職務 5 あん摩マッサージ指圧師の職務
2級	主事の次に掲げる職務 1 調剤業務を行う薬剤師の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師の職務 3 困難な臨床検査業務を行う臨床検査技師の職務 4 困難な業務を行う臨床工学技士の職務 5 困難な理学療法業務を行う理学療法士の職務 6 困難な業務を行うあん摩マッサージ指圧師の職務
3級	主査の職務
4級	1 主任の職務 2 相当困難な業務を所掌する主査の職務
5級	1 技師長又は薬局長の職務 2 特に困難な業務を所掌する主任又は主査の職務

オ 医療職給料表(3) 級別職務分類表

職務の級	標準的な職務の内容
1級	准看護師である主事の職務
2級	1 助産師又は看護師である主事の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする准看護師である主事の職務
3級	主査の職務
4級	1 主任看護師の職務 2 相当困難な業務を所掌する主査の職務
5級	副看護部長又は看護師長の職務

6級	看護部長の職務
----	---------

別表第2(イ)の次に次の3表を加える。

(ウ) 医療職給料表(1) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
医師	大学6卒		6	別に定める。	別に定める。
		0	6		

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、市長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(エ) 医療職給料表(2) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師	大学卒			5	3	別に定める。
			0	5	8	
	短大卒		2	5	3	別に定める。
		0	2	8	11	
診療放射線技師	大学卒			5	3	別に定める。
			0	5	8	
	短大3卒		1	5	3	別に定める。
		0	1	6	9	
臨床検査技師	大学卒			5	3	別に定める。
			0	5	8	
	短大3卒		1	5	3	別に定める。
		0	1	6	9	
衛生検査技師	大学卒			5	3	別に定める。
			0	5	8	
	短大卒		2	5	3	別に定める。
		0	2	8	11	
臨床工学技士	短大3卒		1	5	3	別に定める。
		0	1	6	9	
理学療法士	大学卒			5	3	別に定める。
			0	5	8	

	短大3卒		1	5	3	別に定める。
		0	1	6	9	
視能訓練士	大学卒			5	3	別に定める。
			0	5	8	
	短大3卒			5	3	別に定める。
		0	1	6	9	
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒			5	3	別に定める。
		0	1	6	9	
	短大卒		2	5	3	別に定める。
		0	2	8	11	
	高校卒		5	5	別に定める。	別に定める。
		0	5	10		

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、市長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(オ) 医療職給料表(3) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
助産師 看護師	大学卒			5	別に定める。	別に定める。	別に定める。
			0	5			
	短大卒			7	別に定める。	別に定める。	別に定める。
			0	7			
准看護師	准看護師養成所卒						
		0					

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律223号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時(助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時)以後のものとする。ただし、市長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第3第1項第4号ア中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改め、同表第2項第2号ウ中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同表第3項第1号ア中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同項第2号ア中「若しくは中等教育学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)」に改め、同表第4項ア中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部」を「特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の「特別支援学校」には学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」には保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第6イの次に次の3表を加える。

ウ 医療職給料表（1）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	1級25号給

備考 この表の適用を受ける職員に第7条第4項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2（ウ）の医療職給料表（1）級別資格基準表の備考の規定を準用する。

エ 医療職給料表（2）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学卒	2級5号給
診療放射線技師	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級17号給
臨床検査技師	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級17号給
衛生検査技師	大学卒	2級5号給
臨床工学技師	短大3卒	1級17号給
視能訓練士	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級17号給
臨床検査技師	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級17号給
理学療法師	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級17号給

備考 この表の適用を受ける職員に第7条第4項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2（エ）の医療職給料表（2）級別資格基準表の備考の規定を準用する。

オ 医療職給料表（3）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助産師	大学卒	2級15号給
	短大3卒	2級9号給
看護師	短大3卒	2級9号給
	短大2卒	2級5号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級5号給

備考

- この表の「准看護師養成所卒」については、別表第2（オ）医療職給料表（3）級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- この表の適用を受ける職員に第7条第4項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2（オ）の医療職給料表（3）級別資格基準表の備考の規定を準用する。
- 准看護師の業務に3年以上従事したことにより、保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号数を、それぞれ「大学卒」にあつては2級1号給、「短大2

卒」にあつては2級13号給とする。

別表第7イ備考を削り、同表の次に次の3表を加える。

ウ 医療職給料表（1）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18

43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	

91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

エ 医療職給料表（2）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	2	6	2
19	1	3	7	3
20	1	4	8	4
21	1	5	9	5
22	2	6	10	6
23	3	7	11	7
24	4	8	12	8
25	5	9	13	9
26	6	10	14	10
27	7	11	15	11
28	8	12	16	12
29	9	13	17	13
30	10	14	18	14
31	11	15	19	15
32	12	16	20	16
33	13	17	21	17
34	14	18	22	18
35	15	19	23	19
36	16	20	24	20
37	17	21	25	21

38	18	22	26	22
39	19	23	27	23
40	20	24	28	24
41	21	25	29	25
42	22	26	30	26
43	23	27	31	27
44	24	28	32	28
45	25	29	33	29
46	26	30	34	30
47	27	31	35	31
48	28	32	36	32
49	29	33	37	33
50	29	34	38	33
51	30	35	39	34
52	30	36	40	34
53	31	37	41	35
54	31	38	42	35
55	32	39	43	36
56	32	40	44	36
57	33	41	45	37
58	34	42	46	38
59	35	43	47	39
60	36	44	48	40
61	37	45	49	41
62	37	46	50	41
63	38	47	51	41
64	38	48	52	42
65	39	49	53	42
66	39	50	54	42
67	40	51	55	43
68	40	52	56	43
69	41	53	57	43
70	41	53	58	44
71	41	54	59	44
72	42	54	60	44
73	42	55	61	45
74	42	55	61	45
75	43	56	62	45
76	43	56	62	45
77	43	57	63	46
78	44	57	63	46
79	44	58	64	46
80	44	58	64	46
81	45	59	65	47
82	45	59	65	47
83	46	60	66	47
84	46	60	66	47
85	47	61	67	48

86		61	67	48
87		61	68	48
88		61	68	48
89		61	69	49
90		62	70	49
91		62	71	49
92		62	72	50
93		62	73	50
94		62	73	50
95		63	74	51
96		63	74	51
97		63	75	51
98		63	75	52
99		63	76	52
100		64	76	52
101		64	77	53
102		64	77	53
103		64	78	54
104		64	78	54
105		65	79	55
106			79	
107			80	
108			80	
109			81	
110			81	
111			82	
112			82	
113			83	

オ 医療職給料表（3）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24

45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47

93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	
95	75	71	83	68	
96	76	72	84	68	
97	77	73	85	69	
98	77	74	85	70	
99	78	75	86	71	
100	78	76	86	72	
101	79	77	87	73	
102	79	78	87	73	
103	80	79	88	74	
104	80	80	88	74	
105	81	81	89	75	
106	81	81	90	75	
107	81	81	91	76	
108	82	82	92	76	
109	82	82	93	77	
110	82	82	94	78	
111	83	83	95	79	
112	83	83	96	80	
113	83	83	97	81	
114	84	84	98		
115	84	84	99		
116	84	84	100		
117	85	85	101		
118	85	85	101		
119	85	85	102		
120	85	86	102		
121	86	86	103		
122	86	86	103		
123	86	87	104		
124	86	87	104		
125	87	87	105		
126	87	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	92			
139	91	92			
140	91	92			

141	91	93			
142	92	93			
143	92	93			
144	92	94			
145	93	94			
146	93	94			
147	93	95			
148	93	95			
149	94	95			
150	94	96			
151	94	96			
152	94	96			
153	95	97			
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				
158	96				
159	96				
160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				
165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(医療職給料表の適用を受けることとなる職員の在級年数等に関する経過措置)
- 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年3月天理市条例第5号)附則第2項の規定により平成21年4月1日(以下「切替日」という。)におけるその者の職務の級を定められた職員(以下「改正条例附則第2項適用職員」という。)に対するこの規則による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「新規則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間を勘案し、市長が必要と認める期間通算できるものとする。
(医療職給料表の適用を受けることとなる職員の昇格等に関する特例等)
- 改正条例附則第2項適用職員のうち、切替日に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる給料月額を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第10条又は第11条の規定を適用する。

(平成21年3月31日揭示済)

天理市一般職の職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第13号

天理市一般職の職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則

天理市一般職の職員の退職手当の調整額に関する規則(平成19年3月天理市規則第9号)の一部を次の

ように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第2号区分	平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に おいて適用されていた天理市一般職の職員の給与に関 する条例（昭和44年3月天理市条例第4号。同条例以 外の条例又は規程において同条例の規定の例によと されている場合を含む。以下「平成8年4月以後平成 18年3月以前の給与条例」という。）の行政職給料表の 適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であ ったもの
第3号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行 政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の 級が8級であったもの
第4号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例 の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が7級であった もの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例 の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が3級であったもの
第5号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例 の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例 の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が2級であったもの（期末手当基礎額加算 割合（給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天 理市規則第6号）別表第2に規定する加算割合をい う。以下同じ。）が100分の10であった者に限る。）
第6号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例 の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が5級及び4級であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例 の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が2級であったもの（期末手当基礎額加算 割合が100分の5であった者に限る。）
第7号区分	第2号区分から第6号区分までのいずれの職員の区 分にも属しないこととなる者

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	平成18年4月1日以後適用されている天理市一般職 の職員の給与に関する条例（同条例以外の条例又は規 程において同条例の規定の例によとされている場合 を含む。以下「平成18年4月以後の給与条例」という。） の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職 務の級が8級であったもの
第2号区分	(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の 適用を受けていた者でその属する職務の級が7級で あったもの (2) 平成21年4月1日以後適用されている天理市一 般職の職員の給与に関する条例（同条例以外の条例 又は規程において同条例の規定の例によとされて いる場合を含む。以下「平成21年4月以後の給与条 例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けて いた者でその属する職務の級が4級であったもの

第3号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成21年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 平成21年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 平成21年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち市長が定めるもの</p> <p>(4) 平成21年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち市長が定めるもの</p> <p>(5) 平成21年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(期末手当基礎額加算割合が100分の10であった者に限る。)</p> <p>(3) 平成21年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成21年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 平成21年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
第6号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(期末手当基礎額加算割合が100分の5であった者に限る。)</p> <p>(3) 平成21年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち市長が定めるもの</p> <p>(4) 平成21年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は3級であったもの</p> <p>(5) 平成21年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>

第 7 号区分	第 1 号区分から第 6 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
---------	--

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

天理市訓令甲第 1 号

天理市事務処理規程（昭和40年 1 月天理市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月31日

天理市長 南 佳 策

第 2 条第 8 号中「市民会館」の次に「、人権センター」を加え、同条第 9 号中「市民会館長」の次に「、人権センター所長」を加える。

別表 2 自治振興課の項中

「

市民協働活動		市民との協働活動の調整に関すること。
--------	--	--------------------

を

」

市民協働活動		市民との協働活動の調整に関すること。
ボランティアセンターの管理及び運営		ボランティアセンターの管理及び運営に関すること。

に改め、

」

同表財政課の項中

「

支出負担行為及び支出負担行為兼支出命令	予算の範囲内における 1 件 500 万円未満の支出負担行為及び支出負担行為兼支出命令の決定に関すること。	<p>予算の範囲内における 1 件 20 万円未満の支出負担行為及び支出負担行為兼支出命令の決定に関すること。</p> <p>予算に計上された定例的な扶助費、措置費、医療費及びこれらに類するものの支出負担行為兼支出命令の決定に関すること。</p> <p>予算に計上された市債の元利償還金、一時借入金利子、基金繰替運用利子及び基金利子積立金の支出負担行為兼支出命令の決定に関すること。</p>
---------------------	---	---

を

」

支出負担行為及び支出負担行為兼支出命令	予算の範囲内における 1 件 500 万円未満の支出負担行為及び支出負担行為兼支出命令の決	予算の範囲内における 1 件 20 万円未満の支出負担行為及び支出負担行為兼支出命令の決定に関すること。
---------------------	---	--

	定に関すること。	<p>予算に計上された定例的な扶助費、措置費、医療費及びこれらに類するものの支出負担行為兼支出命令の決定に関すること。</p> <p>予算に計上された市債の元利償還金、一時借入金利子、基金繰替運用利子及び基金利子積立金の支出負担行為兼支出命令の決定に関すること。</p>
財政計画の策定	<p>財政諸表の作成及び財政分析に関すること。</p> <p>財政中長期計画作成に関すること。</p>	

に改め、

同表人権啓発課の項中

「

人権啓発課	を	人権センター	に、
-------	---	--------	----

」

「

貸付金		生活資金及び住宅新築資金等の貸付金に関すること。
-----	--	--------------------------

」

を

「

貸付金		生活資金及び住宅新築資金等の貸付金に関すること。
センターの使用許可		センターの使用許可に関すること。
センターの使用料の減免	センターの使用料の減免に関すること。	
児童館の使用許可		児童館の使用許可に関すること。
共同浴場		共同浴場の管理及び運営に関すること。

」

に改め、

同表環境政策課の項中

「

ISO14001の認証取得に関すること。	ISO14001に係る調査及び研究に関すること。
----------------------	--------------------------

」

を

「

	ISO14001に係る調査及び研究に関すること。
--	--------------------------

に改め、」

同表商工観光課の項中

「

商工観光課

を「

商工課

に、」

「

関係団体	商工業団体及び観光関係団体に関すること。	
観光宣伝		観光宣伝に関すること。

を」

「

関係団体	商工業団体に関すること。	
------	--------------	--

に改め、」

同項の次に次のように加える。

観光課	関係団体	観光関係団体に関すること。	
	観光宣伝		観光宣伝に関すること。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

天理市訓令甲第 2 号

天理市総合計画策定会議規程（昭和53年12月天理市訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。
平成21年 3月31日

天理市長 南 佳 策

別表中「会計管理者 議会事務局長」を「議会事務局長」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

天理市訓令甲第 3 号

天理市土地利用調整会議設置規程（平成元年 3月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。
平成21年 3月31日

天理市長 南 佳 策

別表第 2 環境経済部の項中「商工観光課長」を「商工課長 観光課長」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

天理市訓令甲第 4 号

天理市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年 3月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。
平成21年 3月31日

天理市長 南 佳 策

別表中「会計管理者 議会事務局長」を「議会事務局長」に改める。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

天理市訓令甲第 5 号

天理市臨時職員等取扱要綱（平成 4年 6月天理市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。
平成21年 3月31日

天理市長 南 佳 策

第8条中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 臨時職員の年次有給休暇以外の有給休暇は、出生の事由に係る場合を除き、定数内職員の例により与える。ただし、公務（通勤を含む。）によらないで病気にかかり、又は負傷した場合の病気休暇については、1年度につき30日を超えない範囲内において、医師の診断書等に基づいて最小限度必要と認める期間与えるものとする。

別表中「賃金日額を8で」を「賃金日額を7.75で」に改める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

(平成21年3月6日揭示済)

天理市告示第64号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年3月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年3月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年3月6日から平成21年5月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成21年3月9日揭示済)

天理市告示第65号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年3月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年3月9日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成21年 3月 9日から平成21年 5月 7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月10日 揭示済)

天理市告示第66号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 3月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月10日から平成21年 5月 8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月11日 揭示済)

天理市告示第67号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 3月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月11日から平成21年 5月 9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月12日 揭示済)

天理市告示第68号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

- 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 3月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月12日から平成21年 5月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月13日 掲示済)

天理市告示第69号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 3月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月13日から平成21年 5月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月16日 掲示済)

天理市告示第70号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があれば、いつでも交付する。

平成21年 3月16日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成21年 3月16日 掲示済)

天理市告示第71号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

- 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 3月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月16日から平成21年 5月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月17日 掲示済)

天理市告示第72号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年3月17日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成21年 3月17日 掲示済)

天理市告示第73号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 3月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月17日から平成21年 5月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月18日 掲示済)

天理市告示第74号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年 3月18日

天理市長 南 佳 策

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略
(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成21年 3月18日 掲示済)

天理市告示第75号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 3月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月18日から平成21年 5月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月19日 掲示済)

天理市告示第76号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 3月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月19日から平成21年 5月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月19日 掲示済)

天理市告示第77号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、な

お一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成21年 3月19日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町2 2 3番地14先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月19日から平成21年 5月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月23日 掲示済)

天理市告示第78号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 3月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月23日から平成21年 5月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月24日 掲示済)

天理市告示第79号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 3月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月24日から平成21年 5月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月25日 揭示済)

天理市告示第80号

平成21年 3月23日付で議決のあった平成20年度天理市一般会計補正予算（第7号）、平成20年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、平成20年度天理市介護保険特別会計補正予算（第3号）、平成20年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、平成20年度天理市老人保健特別会計補正予算（第2号）、平成20年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第4号）、平成20年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）、平成20年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）および平成20年度天理市病院事業会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成21年 3月25日

天理市長 南 佳 策

平成20年度天理市一般会計補正予算（第7号）

平成20年度天理市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ574,877千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,344,202千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		8,706,772	△4,960	8,701,812
	1 市民税	3,922,541	△154,812	3,767,729
	2 固定資産税	3,740,134	120,325	3,860,459
	3 軽自動車税	110,406	3,738	114,144
	4 市たばこ税	382,710	16,841	399,551
	6 都市計画税	550,979	8,948	559,927
3 利子割交付金		48,000	△10,000	38,000
	1 利子割交付金	48,000	△10,000	38,000
4 配当割交付金		77,000	△55,000	22,000

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 配当割交付金	77,000	△55,000	22,000
5 株式等譲渡所得割交付金		27,000	△17,000	10,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	27,000	△17,000	10,000
6 地方消費税交付金		626,000	△16,000	610,000
	1 地方消費税交付金	626,000	△16,000	610,000
7 ゴルフ場利用税交付金		71,073	△8,273	62,800
	1 ゴルフ場利用税交付金	71,073	△8,273	62,800
12 分担金及び負担金		389,947	△23,437	366,510
	2 負担金	378,537	△23,437	355,100
14 国庫支出金		3,036,165	147,970	3,184,135
	1 国庫負担金	1,669,973	3,267	1,673,240

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		千円 265,402	千円 136,724	千円 402,126
	1 繰越金	265,402	136,724	402,126
20 諸収入		386,096	45,101	431,197
	3 貸付金元利収入	21,264	△1,700	19,564
	5 雑入	178,359	46,801	225,160
21 市債		1,341,200	270,500	1,611,700
	1 市債	1,341,200	270,500	1,611,700
歳	入	合	計	
		23,769,325	574,877	24,344,202

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 4,279,887	千円 251,783	千円 4,531,670
	1 総務管理費	3,589,470	261,562	3,851,032
	3 戸籍住民基本台帳費	155,383	△3,486	151,897
	4 選挙費	33,415	△6,293	27,122
3 民生費		7,621,327	107,617	7,728,944
	1 社会福祉費	3,436,949	113,575	3,550,524
	2 児童福祉費	3,037,125	△5,958	3,031,167
4 衛生費		1,439,258	△4,533	1,434,725
	1 保健衛生費	540,948	△4,533	536,415
6 農林費		380,440	30,000	410,440

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	千円 362,026	千円 30,000	千円 392,026
7 商工費		199,893	△9,205	190,688
	1 商工費	199,893	△9,205	190,688
8 土木費		2,882,447	39,302	2,921,749
	1 道路橋りょう費	507,796	△1,983	505,813
	2 河川費	174,564	△5,000	169,564
	3 都市計画費	2,020,134	41,042	2,061,176
	4 住宅費	179,953	5,243	185,196
9 消防費		857,961	△2,000	855,961
	1 消防費	857,961	△2,000	855,961
10 教育費		3,402,399	167,113	3,569,512

	1 教育総務費	510,720	126,443	637,163
	2 小学校費	956,927	20,576	977,503
	3 中学校費	311,212	18,600	329,812
	4 幼稚園費	622,206	7,409	629,615
	5 社会教育費	794,011	△5,915	788,096
11 災害復旧費		34,412	△3,000	31,412
	1 公共土木施設災害復旧費	22,930	△3,000	19,930
12 公債費		2,344,723	△2,200	2,342,523
	1 公債費	2,344,723	△2,200	2,342,523
歳 出	合 計	23,769,325	574,877	24,344,202

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	定額給付金給付事業	千円 1,123,802
3 民生費	2 児童福祉費	学童保育施設整備事業	9,539
		子育て応援特別手当交付事業	41,640
6 農林費	1 農業費	むらづくり交付金事業	4,450
		県営農免農道整備事業	30,000
7 商工費	1 商工費	山の辺の道活性化事業	21,771
8 土木費	1 道路橋りょう費	道路修繕事業	19,725
		道路新設改良事業	90,558
	2 河川費	河川改修事業	51,959
	3 都市計画費	都市計画街路事業	51,880
	4 住宅費	公営住宅施設整備事業	11,550
		公営住宅建設事業	22,653

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小 学 校 耐 震 化 対 策 事 業	千円 41,198
	3 中 学 校 費	中 学 校 耐 震 化 対 策 事 業	25,174
	4 幼 稚 園 費	幼 稚 園 耐 震 化 対 策 事 業	7,409
	5 社 会 教 育 費	古 墳 整 備 事 業	1,187

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
都市計画道路天理橘線事業用地取得事業	平成21年度から平成24年度まで	千円 288,578
都市計画道路勾田櫟本線事業用地取得事業	平成21年度から平成23年度まで	千円 116,354

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
清掃運搬施設整備事業	千円 15,100	当初議決	当初議決	当初議決	千円 14,500	当初議決	当初議決	当初議決
観光施設整備事業	23,400				17,600			
道路整備事業	24,200				21,700			
都市計画街路事業	112,100				109,400			
駅前広場整備事業	22,300				20,300			
小学校整備事業	130,300	に同じ	に同じ	に同じ	122,200	に同じ	に同じ	に同じ
文化財整備事業	11,000				14,600			
退職手当債	245,500				534,100			

平成20年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成20年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,961,747千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,652,959	269,879	1,922,838
	1 国庫負担金	1,177,959	3,746	1,181,705
	2 国庫補助金	475,000	266,133	741,133
4 療養給付費交付金		341,019	74,435	415,454
	1 療養給付費交付金	341,019	74,435	415,454
5 前期高齢者交付金		1,289,539	△374,521	915,018
	1 前期高齢者交付金	1,289,539	△374,521	915,018
6 県支出金		305,601	3,597	309,198
	2 県補助金	264,645	3,597	268,242

款	項	補正前の額	補正額	計
7 共同事業交付金		千円 664,358	千円 1,063	千円 665,421
	1 共同事業交付金	664,358	1,063	665,421
10 繰越金		226,313	52,081	278,394
	1 繰越金	226,313	52,081	278,394
歳 入 合 計		6,935,213	26,534	6,961,747

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 169,868	千円 3,203	千円 173,071
	1 総務管理費	142,279	3,203	145,482
7 共同事業拠出金		690,415	△724	689,691
	1 共同事業拠出金	690,415	△724	689,691
8 保健事業費		50,094	3,597	53,691
	2 保健事業費	12,660	3,597	16,257
11 諸支出金		9,781	20,458	30,239
	1 償還金及び還付加算金	8,101	20,458	28,559
歳 出 合 計		6,935,213	26,534	6,961,747

平成20年度天理市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成20年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178,859千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,706,682千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 778,347	千円 31,770	千円 810,117
	2 国庫補助金	206,654	31,770	238,424
9 繰越金		159,875	147,089	306,964
	1 繰越金	159,875	147,089	306,964
歳 入 合 計		3,527,823	178,859	3,706,682

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 88,689	千円 673	千円 89,362
	2 徴収費	11,439	6,625	18,064
	3 介護認定審査会費	59,998	△5,952	54,046
5 基金積立金		2	178,186	178,188
	1 基金積立金	2	178,186	178,188
歳 出 合 計		3,527,823	178,859	3,706,682

平成20年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成20年度天理市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42,608千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ535,592千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 433,029	千円 △62,929	千円 370,100
	1 後期高齢者医療保険料	433,029	△62,929	370,100
3 繰入金		126,917	15,247	142,164
	1 他会計繰入金	126,917	15,247	142,164
4 諸収入		18,252	1,000	19,252
	4 雑入	18,248	1,000	19,248
5 国庫支出金		0	4,074	4,074
	1 国庫補助金	0	4,074	4,074
歳入	合計	578,200	△42,608	535,592

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 12,258	千円 5,074	千円 17,332
	1 総務管理費	9,799	4,652	14,451
	2 徴収費	2,459	422	2,881
2 後期高齢者医療広域連合納付金		547,694	△47,682	500,012
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	547,694	△47,682	500,012
歳 出 合 計		578,200	△42,608	535,592

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費	高齢者医療制度円滑運営事業	千円 4,074

	2 国庫補助金	1,345,492	144,703	1,490,195
15 県支出金		1,224,485	△31,395	1,193,090
	1 県負担金	689,956	14,069	704,025
	2 県補助金	350,342	△13,864	336,478
	3 委託金	184,187	△31,600	152,587
16 財産収入		75,874	224,935	300,809
	1 財産運用収入	63,658	△1,947	61,711
	2 財産売払収入	12,216	226,882	239,098
17 寄附金		1,300,074	2,105	1,302,179
	1 寄附金	1,300,074	2,105	1,302,179
18 繰入金		1,282,208	△86,393	1,195,815
	1 基金繰入金	1,216,021	△86,393	1,129,628

平成20年度天理市老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成20年度天理市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,879千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ620,874千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		千円 317,516	千円 △14,290	千円 303,226
	1 支払基金交付金	317,516	△14,290	303,226
2 国庫支出金		234,246	△5,688	228,558
	1 国庫負担金	234,246	△5,688	228,558
3 県支出金		47,980	△1,422	46,558
	1 県負担金	47,980	△1,422	46,558
4 繰入金		43,006	△479	42,527
	1 他会計繰入金	43,006	△479	42,527
歳入	合計	642,753	△21,879	620,874

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 医療諸費		千円 519,383	千円 △21,879	千円 497,504
	1 医療諸費	519,383	△21,879	497,504
歳 出 合 計		642,753	△21,879	620,874

平成20年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成20年度天理市の大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,958,736千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		千円 1,274,509	千円 △33,320	千円 1,241,189
	1 使用料	1,274,369	△33,320	1,241,049
5 繰入金		1,547,245	42,820	1,590,065
	1 他会計繰入金	1,547,245	42,820	1,590,065
8 市債		2,561,800	△30,000	2,531,800
	1 市債	2,561,800	△30,000	2,531,800
歳入合計		5,979,236	△20,500	5,958,736

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		千円 2,550,224	千円 △13,000	千円 2,537,224
	1 下水道費	899,827	△1,000	898,827
	2 下水道事業費	1,650,397	△12,000	1,638,397
2 公債費		3,428,912	△7,500	3,421,412
	1 公債費	3,428,912	△7,500	3,421,412
歳 出 合 計		5,979,236	△20,500	5,958,736

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	1 下水道費	下水道施設資産調査事業	千円 7,594
		下水道維持事業	2,734
	2 下水道事業費	公共下水道事業	233,140
		特定環境保全公共下水道事業	449,891
		嘉幡雨水ポンプ場施設更新事業	125,500
		農業集落排水施設整備事業	91,555

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 199,700	当初議決	当初議決	当初議決	千円 219,700	当初議決	当初議決	当初議決
特定環境保全公共下水道事業	487,700	に同じ	に同じ	に同じ	437,700	に同じ	に同じ	に同じ

平成20年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成20年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,717千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,017千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 5,766	千円 1,757	千円 7,523
	1 他会計繰入金	5,766	1,757	7,523
2 繰越金		1,000	702	1,702
	1 繰越金	1,000	702	1,702
3 諸収入		42,534	1,258	43,792
	1 雑入	42,534	1,258	43,792
歳入合計		49,300	3,717	53,017

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		千円 45,818	千円 3,717	千円 49,535
	1 公債費	45,818	3,717	49,535
歳 出	合 計	49,300	3,717	53,017

平成20年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 31,999	千円 △778	千円 31,221
	1 他会計繰入金	31,999	△778	31,221
3 繰越金		1,000	2,778	3,778
	1 繰越金	1,000	2,778	3,778
6 保留地処分金		0	50,000	50,000
	1 保留地処分金	0	50,000	50,000
歳入合計		64,000	52,000	116,000

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		千円 63,890	千円 52,000	千円 115,890
	1 土地区画整理事業費	63,890	52,000	115,890
歳 出 合 計		64,000	52,000	116,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	山の辺土地区画整理事業	千円 48,750

平成20年度 天理市立病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成20年度天理市立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成20年度天理市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「35,489人」を「34,310人」に、「89,599人」を「78,186人」に、同条第3号中「97人」を「94人」に、「360人」を「314人」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		入	
第1款 病院事業収益	1,982,656千円	62,451千円	2,045,107千円
第1項 医業収益	1,958,055千円	△ 79,031千円	1,879,024千円
第2項 医業外収益	24,600千円	141,482千円	166,082千円
		出	
第1款 病院事業費用	1,982,656千円	62,451千円	2,045,107千円
第1項 医業費用	1,931,855千円	41,239千円	1,973,094千円
第2項 医業外費用	48,894千円	21,212千円	70,106千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額「54,237千円」を「54,945千円」に、「当年度分損益勘定留保資金54,237千円」を「過年度分損益勘定留保資金54,945千円」に改め、同条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		入	
第1款 資本的収入	93,678千円	△ 2,000千円	91,678千円
第1項 企業債	30,000千円	△ 2,000千円	28,000千円
		出	
第1款 資本的支出	147,915千円	△ 1,292千円	146,623千円
第1項 建設改良費	37,268千円	△ 1,292千円	35,976千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第8条中「1,196,060千円」を「1,263,047千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
一 般 会 計	164,408千円	106,566千円	270,974千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第10条中「284,231千円」を「276,497千円」に改める。

平成20年度 天理市立病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考	(千円)
1. 病院事業収益			62,451	既決予定額 計	1,982,656 2,045,107
	1. 医療収益		△ 79,031	既決予定額 計	1,958,055 1,879,024
		1. 入院収益	△ 8,507	既決予定額 1. 入院収益 計	1,006,361 △ 8,507 997,854
		2. 外来収益	△ 70,524	既決予定額 1. 外来収益 計	739,189 △ 70,524 668,665
		2. 医業外収益	141,482	既決予定額 計	24,600 166,082
		2. 他会計補助金	106,566	既決予定額 1. 一般会計補助金 計	15,133 106,566 121,699
		3. 他会計負担金	26,365	既決予定額 1. 他会計負担金 計	567 26,365 26,932
		5. その他医業外収益	8,551	既決予定額 2. その他医業外収益 計	8,341 8,551 16,892

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考	(千円)
1. 病院 事業 費用			62,451	既決予定額 計	1,982,656 2,045,107
	1. 医業 費用		41,239	既決予定額 計	1,931,855 1,973,094
		1. 給与費	66,987	既決予定額 1. 給料 2. 手当 3. 賃金 4. 法定福利費 5. 退職給与金 計	1,196,060 △ 17,590 10,337 14,827 △ 4,659 64,072 1,263,047
		2. 材料費	△ 7,734	既決予定額 1. 薬品費 3. 給食材料費 計	284,231 △ 9,904 2,170 276,497
		3. 経費	△ 16,414	既決予定額 2. 報償費 11. 修繕費 12. 保険料 15. 委託料 計	352,077 △ 3,466 4,000 1,052 △ 18,000 335,663
		7. 臨床研修 医負担金	△ 1,600	既決予定額 1. 臨床研修医負担金 計	1,650 △ 1,600 50
		2. 医業外 費用	21,212	既決予定額 計	48,894 70,106
	1. 支払利息 及び企業債 取扱諸費	32	既決予定額 1. 企業債利息 計	24,503 32 24,535	
	4. 負担金	10,055	既決予定額 1. 託児所負担金 2. 退職手当負担金 計	17,375 106 9,949 27,430	
	5. 雑損失	11,125	既決予定額 2. その他雑損失 計	2 11,125 11,127	

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考	(千円)
1. 資本的 収 入			△ 2,000	既決予定額 計	93,678 91,678
	1. 企業債		△ 2,000	既決予定額 計	30,000 28,000
		1. 企業債	△ 2,000	既決予定額 1. 企業債 計	30,000 △ 2,000 28,000

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考	(千円)
1. 資本的 支 出			△ 1,292	既決予定額 計	147,915 146,623
	1. 建設 改良費		△ 1,292	既決予定額 計	37,268 35,976
		1. 建 物 整 備 費	△ 1,292	既決予定額 1. 建物整備費 計	12,716 △ 1,292 11,424

平成20年度 天理市立病院事業会計資金計画

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
受 入 資 金	2,395,071	2,534,318	139,247
1. 事 業 収 益	1,408,376	1,357,490	△ 50,886
2. 固定資産売却代金	0	1	1
3. 前年度未収金	208,830	221,549	12,719
4. 企 業 債	50,000	28,000	△ 22,000
5. 他会計補助金	182,401	170,226	△ 12,175
6. 他会計負担金	100,819	100,748	△ 71
7. 前年度繰越金	175,891	95,188	△ 80,703
8. 預 り 金	118,754	120,265	1,511
9. 寄 附 金	0	1	1
10. その他受入金	0	850	850
11. 一時借入金	150,000	440,000	290,000

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
支 払 資 金	2,299,883	2,445,366	145,483
1. 事 業 費 用	1,766,624	1,741,750	△ 24,874
2. 建設改良費	52,427	35,977	△ 16,450
3. 企業債償還金	108,617	110,447	1,830
4. 前年度未払金	104,496	159,821	55,325
5. 前 渡 金	1,071	850	△ 221
6. 預り金その他	116,648	116,521	△ 127
7. 一時借入金償還金	150,000	280,000	130,000
差 引	95,188	88,952	△ 6,236

補正予算給与費明細書

1. 総括

区 分	職 員 数		給 与 費					法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定 支弁職員	125		496,171	128,774	489,730	1,114,675	148,372	1,263,047
	資本勘定 支弁職員								
	合 計	125		496,171	128,774	489,730	1,114,675	148,372	1,263,047
補 正 前	損益勘定 支弁職員	128		513,761	113,947	415,321	1,043,029	153,031	1,196,060
	資本勘定 支弁職員								
	合 計	128		513,761	113,947	415,321	1,043,029	153,031	1,196,060
比 較	損益勘定 支弁職員	△3		△17,590	14,827	74,409	71,646	△4,659	66,987
	資本勘定 支弁職員								
	合 計	△3		△17,590	14,827	74,409	71,646	△4,659	66,987

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	宿日直手当 (千円)
	補正後	11,893	31,236	10,436	3,852	32,520	8,977	20,991
	補正前	11,268	32,145	10,716	3,741	23,212	9,238	18,060
	比 較	625	△ 909	△ 280	111	9,308	△ 261	2,931

手 当 の 内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後	6,647	55,991	146,693	72,895	1,705	85,894
	補正前	6,541	51,484	149,464	76,010	1,620	21,822
	比 較	106	4,507	△ 2,771	△ 3,115	85	64,072

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△17,590	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△17,590	退職、育休等による減 採用による増	職員異動状況 (現在に在職する職員数) (その他) (計) 補正後 125人 0人 125人 補正前 126人 2人 128人 増減 △1人 △2人 △3人 採用・退職の状況等 採用による増 2人 退職による減△5人
手当	74,409	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	74,409		

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与

区 分		医 師	看 護 師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
平成21年 3月1日現在	平均給料月額(円)	439,546	314,049	396,388	314,178	372,878	347,733
	平均給与月額(円)	756,930	378,735	459,182	365,501	434,079	380,189
	平均年齢(歳)	45.1	44.8	55.1	42.6	48.4	55.6
平成19年 12月1日現在	平均給料月額(円)	432,094	301,035	396,422	322,800	384,333	337,200
	平均給与月額(円)	735,241	359,793	457,529	370,991	453,154	369,024
	平均年齢(歳)	45.1	43.4	53.6	42.5	48.7	54.4

(2) 初任給

区 分	医 師 (円)	看 護 師 (円)	准看護師 (円)	医 療 技術職員 (円)	事 務 技術職員 (円)	一般会計の制度
						行政職(円)
高校卒			1 - 13 149,800		1 - 9 144,500	1 - 9 144,500
大学卒	6 - 1 321,100	1 - 29 178,800		1 - 29 178,800	1 - 25 172,200	1 - 25 172,200

(3) 級別職員数

区 分	医 師			看 護 師			准 看 護 師			医 技 術 職 員			事 技 術 職 務 員			そ の 他		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成21年 3月1日 現在	1級	人	%	1級	16	24	1級	人	%	1級	6	26	1級	1	11	1級	人	%
	2級			2級	8	12	2級			2級	1	4	2級			2級		
	3級			3級	14	21	3級			3級	5	22	3級	1	11	3級	2	33
	4級			4級	23	35	4級	8	100	4級	10	44	4級	3	34	4級	4	67
	5級			5級	3	5	5級			5級	1	4	5級	1	11	5級		
	6級	10	77	6級	2	3	6級			6級			6級	2	22	6級		
	7級	3	23	7級			7級			7級			7級	1	11	7級		
	8級			8級			8級			8級			8級			8級		
	計	13	100	計	66	100	計	8	100	計	23	100	計	9	100	計	6	100

区 分	医 師			看 護 師			准 看 護 師			医 技 術 職 員			事 技 術 職 務 員			そ の 他		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成19年 12月1日 現在	1級	人	%	1級	20	29	1級	人	%	1級	4	19	1級	人	%	1級	人	%
	2級			2級	8	12	2級			2級	2	9	2級			2級		
	3級			3級	17	25	3級			3級	5	24	3級	2	22	3級	4	67
	4級			4級	18	26	4級	9	100	4級	9	43	4級	3	34	4級	2	33
	5級			5級	3	4	5級			5級	1	5	5級	1	11	5級		
	6級	13	81	6級	3	4	6級			6級			6級	2	22	6級		
	7級	3	19	7級			7級			7級			7級	1	11	7級		
	8級			8級			8級			8級			8級			8級		
	計	16	100	計	69	100	計	9	100	計	21	100	計	9	100	計	6	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行政職	主 事	主 事	主 査	係 長 主任看護師 放射線科主任 検査室主任 薬局主任 栄養室主任 主 任	課長補佐 看護師長 薬 局 長 技 師 長	医 局 長 部 長 医 師 看護部長 副看護部長 事務局次長 課 長	院 長 副 院 長 事務局長

(4)昇給

区 分		合 計	医 師	看 護 師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
補	職 員 数 (A) (人)	125	13	66	8	23	9	6
	昇給に係る職員数 (B) (人)	74	5	48	3	12	3	3
正 後	号給数別 内 訳	2号給(人)						
		4号給(人)						
		6号給(人)						
		8号給(人)						
		(人)						
比 率 (B)/(A) (%)		59.2	38.5	72.7	37.5	52.2	33.3	50.0
補	職 員 数 (A) (人)	128	14	69	8	22	9	6
	昇給に係る職員数 (B) (人)	76	4	52	3	12	4	1
正 前	号給数別 内 訳	2号給(人)						
		4号給(人)						
		6号給(人)						
		8号給(人)						
		(人)						
比 率 (B)/(A) (%)		59.4	28.6	75.3	37.5	54.5	44.4	16.7

(5)特殊勤務手当

区 分	全職種	医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
給料総額に対する比率(%)	10.7	51.0	5.5	4.9	2.3	1.2	1.3
支給対象職員の比率 (%) (平成21年3月1日現在)	100	10	53	6	19	7	5
支給対象職員1人当たり 平均支給月額 (円)	36,576	224,273	17,417	19,500	7,326	4,500	4,500
代表的な特殊勤務手当の 名称	病院勤務手当, 医師手当, 夜間看護手当, 検査技師手当 放射線技師手当						

(6)期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階, 職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.15	2.35	4.50	有	
補 正 前	2.15	2.35	4.50	有	
一般会計 の 制 度	2.15	2.35	4.50	有	

(7)定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年 勤続の者 (月分)	25年 勤続の者 (月分)	35年 勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支 給 率 等	30.55	41.34	59.28	59.28	一般会計の 制度と同じ	
一般会計の制度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期 退職特例措置 (2%・20%加算)	

(8)その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	一般会計と同じ	
地 域 手 当	〃	
住 居 手 当	〃	
通 勤 手 当	〃	

平成20年度天理市立病院事業予定貸借対照表
(平成21年3月31日) (単位 千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
ア 土 地		20,212	
イ 建 物	1,933,400		
減価償却累計額	<u>847,164</u>	1,086,236	
ウ 構 築 物	105,085		
減価償却累計額	<u>70,458</u>	34,627	
エ 器 械 備 品	1,102,944		
減価償却累計額	<u>827,531</u>	275,413	
オ 車 両	5,726		
減価償却累計額	<u>3,838</u>	<u>1,888</u>	
有形固定資産合計		1,418,376	
固定資産合計			1,418,376
2 流 動 資 産			
(1) 現金預金		88,952	
(2) 未収金		262,685	
(3) 貯蔵品		10,611	
(4) 前払費用		0	
(5) 前渡金		<u>0</u>	
流動資産合計			362,248
3 繰 延 勘 定			
(1) 控除対象外消費税額		9,038	
繰延勘定合計			<u>9,038</u>
資 産 合 計			<u>1,789,662</u>

負債の部

4 固定負債		
（1）退職給与引当金	34,877	
（2）修繕引当金	<u>44</u>	
固定負債合計		34,921
5 流動負債		
（1）一時借入金	60,000	
（2）未払金	82,574	
（3）預り金	<u>8,112</u>	
流動負債合計		<u>150,686</u>
負債合計		<u>185,607</u>

資本の部

6 資本金		
（1）自己資本金	183,492	
（2）借入資本金		
ア 企業債	<u>550,383</u>	
借入資本金合計	<u>550,383</u>	
資本金合計		733,875
7 剰余金		
（1）資本剰余金		
ア 補助金	1,552,165	
イ 寄附金	<u>3,200</u>	
資本剰余金合計		1,555,365
（2）欠損金		
ア 当年度未処理欠損金	<u>685,185</u>	
欠損金合計	<u>685,185</u>	
剰余金合計		<u>870,180</u>
資本合計		<u>1,604,055</u>
負債資本合計		<u>1,789,662</u>

平成19年度天理市立病院事業損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：円)

1 医 業 収 益			
(1) 入 院 収 益	874,555,172		
(2) 外 来 収 益	640,845,770		
(3) その他医業収益	<u>183,820,441</u>	1,699,221,383	
2 医 業 費 用			
(1) 給 与 費	1,259,387,806		
(2) 材 料 費	260,379,734		
(3) 経 費	328,447,686		
(4) 減 価 償 却 費	91,941,903		
(5) 資 産 減 耗 費	657,800		
(6) 研 究 研 修 費	2,211,543		
(7) 臨床研修医負担金	<u>7,077,524</u>	<u>1,950,103,996</u>	
医 業 損 失			250,882,613
3 医 業 外 収 益			
(1) 受取利息配当金	0		
(2) 他会計補助金	135,386,500		
(3) 他会計負担金	2,204,266		
(4) 患者外給食収益	441,802		
(5) その他医業外収益	<u>9,603,614</u>	147,636,182	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	25,151,434		
(2) 繰延勘定償却	3,457,548		
(3) 患者外給食材料費	202,025		
(4) 負 担 金	12,795,393		
(5) 雑 損 失	2,939,200		
(6) 雑 支 出	<u>26,410,711</u>	<u>70,956,311</u>	<u>76,679,871</u>
経 常 損 失			174,202,742
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	490,452		
(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>490,452</u>	<u>490,452</u>
当 年 度 純 損 失			174,693,194
前年度繰越欠損金			<u>510,491,539</u>
当年度未処理欠損金			<u><u>685,184,733</u></u>

平成19年度天理市立病院事業貸借対照表
(平成20年3月31日) (単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		20,212,001	
イ 建 物	1,922,520,123		
減価償却累計額	<u>813,304,207</u>	1,109,215,916	
ウ 構 築 物	105,084,759		
減価償却累計額	<u>66,166,264</u>	38,918,495	
エ 器 械 備 品	1,099,295,306		
減価償却累計額	<u>791,123,786</u>	308,171,520	
オ 車 両	5,725,600		
減価償却累計額	<u>3,603,650</u>	<u>2,121,950</u>	
有形固定資産合計		1,478,639,882	
固 定 資 産 合 計			1,478,639,882

2 流 動 資 産

(1) 現金預金

(2) 未収金

(3) 有価証券

(4) 貯蔵品

(5) 前払金

(6) 前渡金

流動資産合計

95,187,752	
231,883,012	
0	
6,184,787	
96,250	
<u>2,275,000</u>	
	335,626,801

3 繰 延 勘 定

(1) 控除対象外消費税額

(2) 退職給与金

繰延勘定合計

資 産 合 計

10,689,093	
<u>0</u>	
	<u>10,689,093</u>
	<u>1,824,955,776</u>

負債の部

4 固定負債

(1) 退職給与引当金	34,877,846	
(2) 修繕引当金	<u>43,450</u>	
固定負債合計		34,921,296

5 流動負債

(1) 一時借入金	0	
(2) 未払金	159,821,862	
(3) 預り金	7,387,370	
(4) 前受金	<u>0</u>	
流動負債合計		<u>167,209,232</u>
負債合計		<u>202,130,528</u>

資本の部

6 資本金

(1) 自己資本金	183,491,750	
(2) 借入資本金		
ア 企業債	<u>632,829,871</u>	
借入資本金合計	<u>632,829,871</u>	
資本金合計		816,321,621

7 剰余金

(1) 資本剰余金		
ア 受贈財産評価額	0	
イ 補助金	1,488,488,360	
ウ 寄附金	<u>3,200,000</u>	
資本剰余金合計		1,491,688,360
(2) 欠損金		
ア 減債積立金	0	
イ 建設改良積立金	0	
ウ 当年度未処理欠損金	<u>685,184,733</u>	
欠損金合計		<u>685,184,733</u>
剰余金合計		<u>806,503,627</u>
資本合計		<u>1,622,825,248</u>
負債資本合計		<u>1,824,955,776</u>

(平成21年3月25日掲示済)

天理市告示第81号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年3月25日

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 3月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月25日から平成21年 5月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月26日 揭示済)

天理市告示第82号

平成21年 3月23日付で議決のあった平成21年度天理市一般会計予算、平成21年度天理市国民健康保険特別会計予算、平成21年度天理市介護保険特別会計予算、平成21年度天理市後期高齢者医療特別会計予算、平成21年度天理市老人保健特別会計予算、平成21年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計予算、平成21年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算、平成21年度天理市土地区画整理事業特別会計予算、平成21年度天理市立病院事業会計予算及び平成21年度天理市水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

平成21年 3月26日

天理市長 南 佳 策

平成21年度天理市一般会計予算

平成21年度天理市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,850,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における
同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		8,134,631 千円
	1 市民税	3,516,920
	2 固定資産税	3,583,206
	3 軽自動車税	114,205
	4 市たばこ税	379,412
	5 特別土地保有税	2
	6 都市計画税	540,886
2 地方譲与税		193,000
	1 地方揮発油譲与税	43,000

款	項	金 額
	2 自動車重量譲与税	146,000 千円
	3 地方道路譲与税	4,000
3 利子割交付金		40,000
	1 利子割交付金	40,000
4 配当割交付金		30,000
	1 配当割交付金	30,000
5 株式等譲渡所得割交付金		10,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,000
6 地方消費税交付金		634,000
	1 地方消費税交付金	634,000
7 ゴルフ場利用税交付金		64,595

	1 ゴルフ場利用税交付金	64,595
8 自動車取得税交付金		69,000
	1 自動車取得税交付金	69,000
9 地方特例交付金		125,116
	1 地方特例交付金	86,044
	2 特別交付金	39,072
10 地方交付税		4,493,571
	1 地方交付税	4,493,571
11 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
12 分担金及び負担金		384,733
	1 分担金	8,886

款	項	金額
	2 負担金	375,847 千円
13 使用料及び手数料		411,067
	1 使用料	228,033
	2 手数料	183,034
14 国庫支出金		1,830,372
	1 国庫負担金	1,598,289
	2 国庫補助金	209,096
	3 委託金	22,987
15 県支出金		1,103,517
	1 県負担金	607,071
	2 県補助金	351,588

	3 委託金	144,858
16 財産収入		58,132
	1 財産運用収入	56,527
	2 財産売払収入	1,605
17 寄附金		1,300,075
	1 寄附金	1,300,075
18 繰入金		530,800
	1 基金繰入金	530,800
19 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
20 諸収入		395,391
	1 延滞金加算金及び過料	3,600

款	項	金額
	2 市預金利子	1,112 千円
	3 貸付金元利収入	16,764
	4 受託事業収入	208,800
	5 雑入	165,115
21 市債		1,830,000
	1 市債	1,830,000
歳	入	21,850,000
	合	
	計	

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		266,950 千円
	1 議会費	266,950
2 総務費		3,020,171
	1 総務管理費	2,364,242
	2 徴税費	346,222
	3 戸籍住民基本台帳費	145,883
	4 選挙費	110,838
	5 統計調査費	19,907
	6 監査委員費	33,079
3 民生費		7,265,837

款	項	金 額
	1 社会福祉費	3,152,342 千円
	2 児童福祉費	2,993,404
	3 生活保護費	1,119,540
	4 災害救助費	551
4 衛生費		1,444,796
	1 保健衛生費	484,100
	2 清掃費	960,696
5 労働費		15,614
	1 労働諸費	15,614
6 農林費		361,164
	1 農業費	341,693

	2 林業費	19,471
7 商工費		167,127
	1 商工費	167,127
8 土木費		2,941,375
	1 道路橋りょう費	528,048
	2 河川費	93,828
	3 都市計画費	2,175,914
	4 住宅費	143,585
9 消防費		843,989
	1 消防費	843,989
10 教育費		3,097,197
	1 教育総務費	511,584

款	項	金額
	2 小学校費	742,314 千円
	3 中学校費	269,301
	4 幼稚園費	635,830
	5 社会教育費	731,944
	6 保健体育費	206,224
11 災害復旧費		33,003
	1 公共土木施設災害復旧費	21,787
	2 農林業施設災害復旧費	11,216
12 公債費		2,365,675
	1 公債費	2,365,675
13 諸支出金		17,102

	1 公営企業費	17,102
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		21,850,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
天理市土地開発公社に対する債務保証	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	千円 4,000,000
小学校給食調理業務委託事業	平成21年度から平成22年度まで	17,300

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
移動通信用鉄塔施設整備事業	4,600	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができるものとする。
清掃運搬施設整備事業	21,300			
農村総合整備事業	18,100			
観光施設整備事業	12,900			
道路整備事業	117,100			
河川整備事業	66,500			
都市計画街路事業	186,400			
小学校整備事業	124,500			
文化財整備事業	11,800			
退職手当債	364,400			
臨時財政対策債	902,400			
計	1,830,000			

平成21年度天理市国民健康保険特別会計予算

平成21年度天理市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,544,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		1,612,756 千円
	1 国民健康保険料	1,612,756
2 使用料及び手数料		120
	1 手数料	120
3 国庫支出金		2,117,846
	1 国庫負担金	1,500,109
	2 国庫補助金	617,737
4 療養給付費交付金		212,050
	1 療養給付費交付金	212,050

款	項	金 額
5 前期高齢者交付金		930,000 千円
	1 前期高齢者交付金	930,000
6 県支出金		306,424
	1 県負担金	38,863
	2 県補助金	267,561
7 共同事業交付金		729,972
	1 共同事業交付金	729,972
8 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
9 繰入金		347,761
	1 他会計繰入金	307,761

	2 基金繰入金	40,000
10 繰越金		278,196
	1 繰越金	278,196
11 諸収入		8,865
	1 延滞金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	8,862
歳 入 合 計		6,544,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		161,801 千円
	1 総務管理費	140,244
	2 徴収費	20,919
	3 運営協議会費	638
2 保険給付費		4,296,822
	1 療養諸費	3,802,992
	2 高額療養費	430,800
	3 移送費	150
	4 出産育児諸費	59,280
	5 葬祭諸費	3,600

3 後期高齢者支援金等		752,615
	1 後期高齢者支援金等	752,615
4 前期高齢者納付金等		1,009
	1 前期高齢者納付金等	1,009
5 老人保健拠出金		158,632
	1 老人保健拠出金	158,632
6 介護納付金		341,564
	1 介護納付金	341,564
7 共同事業拠出金		754,240
	1 共同事業拠出金	754,240
8 保健事業費		62,811
	1 特定健康診査等事業費	51,567

款	項	金 額
	2 保健事業費	11,244 千円
9 基金積立金		10
	1 基金積立金	10
10 公債費		3,084
	1 一般公債費	3,084
11 諸支出金		10,412
	1 償還金及び還付加算金	7,652
	2 特例措置対象被保険者療養費	2,760
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		6,544,000

平成21年度天理市介護保険特別会計予算

平成21年度天理市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,513,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 介護保険料		630,910 千円
	1 介護保険料	630,910
2 分担金及び負担金		1,411
	1 負担金	1,411
3 使用料及び手数料		31
	1 手数料	31
4 国庫支出金		802,915
	1 国庫負担金	594,421
	2 国庫補助金	208,494

款	項	金 額
5 支払基金交付金		1,013,449 千円
	1 支払基金交付金	1,013,449
6 県支出金		510,375
	1 県負担金	494,954
	2 県補助金	15,421
7 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
8 繰入金		504,302
	1 他会計繰入金	482,757
	2 基金繰入金	21,545
9 繰越金		50,000

	1 繰越金	50,000
10 諸収入		6
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	3
歳 入 合 計		3,513,400

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		73,782 千円
	1 総務管理費	11,987
	2 徴収費	11,056
	3 介護認定審査会費	50,363
	4 介護保険事業推進費	376
2 保険給付費		3,351,920
	1 介護サービス等諸費	2,835,360
	2 介護予防サービス等諸費	298,260
	3 その他諸費	5,700
	4 高額介護サービス等費	48,000

	5 高額医療合算介護サービス等費	50,000
	6 特定入所者介護サービス等費	114,600
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		86,941
	1 介護予防事業費	26,238
	2 包括的支援事業・任意事業費	60,703
5 基金積立金		2
	1 基金積立金	2
6 諸支出金		754
	1 償還金及び還付加算金	754
歳 出 合 計		3,513,400

平成21年度天理市後期高齢者医療特別会計予算

平成21年度天理市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ552,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		388,847 千円
	1 後期高齢者医療保険料	388,847
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		145,198
	1 他会計繰入金	145,198
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		18,452

款	項	金 額
	1 延滞金、加算金及び過料	2 千円
	2 償還金及び還付加算金	505
	3 市預金利子	1
	4 雑入	17,944
歳	入 合 計	552,500

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		12,506 千円
	1 総務管理費	10,189
	2 徴収費	2,317
2 後期高齢者医療広域連合納付金		521,546
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	521,546
3 保健事業費		17,943
	1 健康保持増進事業費	17,943
4 諸支出金		505
	1 償還金及び還付加算金	505
歳 出 合 計		552,500

平成21年度天理市老人保健特別会計予算

平成21年度天理市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 支払基金交付金		10,810 千円
	1 支払基金交付金	10,810
2 国庫支出金		3,961
	1 国庫負担金	3,961
3 県支出金		991
	1 県負担金	991
4 繰入金		2,033
	1 他会計繰入金	2,033
5 繰越金		1

款	項	金額
	1 繰越金	1 千円
6 諸収入		4
	1 市預金利子	1
	2 雑入	3
歳 入 合 計		17,800

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		1,050 千円
	1 総務管理費	1,050
2 医療諸費		16,748
	1 医療諸費	16,748
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 繰上充用金		1
	1 繰上充用金	1
歳 出 合 計		17,800

平成21年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計予算

平成21年度天理市の大和都市計画下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,886,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における
同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		4,402 千円
	1 負担金	4,402
2 使用料及び手数料		1,208,961
	1 使用料	1,208,570
	2 手数料	391
3 国庫支出金		295,000
	1 国庫補助金	295,000
4 県支出金		75,750
	1 県補助金	75,750

款	項	金 額
5 繰入金		1,654,185 千円
	1 他会計繰入金	1,654,185
6 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
7 諸収入		4,002
	1 市預金利子	1
	2 雑入	4,001
8 市債		1,634,300
	1 市債	1,634,300
歳 入 合 計		4,886,600

歳 出

款	項	金 額
1 下水道事業費		2,147,654 千円
	1 下水道費	901,487
	2 下水道事業費	1,246,167
2 公債費		2,738,846
	1 公債費	2,738,846
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		4,886,600

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 187,800	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができるものとする。
特定環境保全公共下水道事業	341,100			
下水道防災事業債	45,000			
流域下水道事業	53,600			
農業集落排水施設整備事業	113,900			
資本費平準化債	250,000			
下水道事業借換債	642,900			
計	1,634,300			

平成21年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成21年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		4,013 千円
	1 他会計繰入金	4,013
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 諸収入		35,087
	1 雑入	35,087
歳入合計		40,100

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		2,487 千円
	1 総務管理費	2,487
2 公債費		37,613
	1 公債費	37,613
歳 出 合 計		40,100

平成21年度天理市土地区画整理事業特別会計予算

平成21年度天理市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		27,000 千円
	1 国庫補助金	27,000
2 繰入金		89,997
	1 他会計繰入金	39,997
	2 基金繰入金	50,000
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		2
	1 市預金利子	1

款	項	金額
	2 雑入	1 千円
5 市債		18,000
	1 市債	18,000
6 保留地処分金		1
	1 保留地処分金	1
歳 入 合 計		136,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		135,568 千円
	1 土地区画整理事業費	135,568
2 公債費		432
	1 公債費	432
歳 出 合 計		136,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
区画整理事業	千円 18,000	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができるものとする。
計	18,000			

平成21年度 天理市立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度天理市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病 床 数	129 床
(2)	年間患者数	
	入 院 延	36,354 人
	外 来 延	78,120 人
(3)	一日平均患者数	
	入 院	100 人
	外 来	315 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	病院事業収益	1,990,132	千円	
第1項	医 業 収 益	1,951,282	千円	
第2項	医 業 外 収 益	38,849	千円	
第3項	特 別 利 益	1	千円	
		支	出	
第1款	病院事業費用	1,990,132	千円	
第1項	医 業 費 用	1,914,093	千円	
第2項	医 業 外 費 用	73,507	千円	
第3項	特 別 損 失 費	2,232	千円	
第4項	予 備 費	300	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額38,126千円は当年度分損益勘定留保資金38,126千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入	75,755	千円	
第1項	企 業 債	25,000	千円	
第2項	補 助 金	50,753	千円	
第3項	固定資産売却代金	1	千円	
第4項	寄 附 金	1	千円	
		支	出	
第1款	資本的支出	113,881	千円	
第1項	建 設 改 良 費	28,041	千円	
第2項	企 業 債 償 還 金	85,640	千円	
第3項	予 備 費	200	千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建物整備及び 医療器械購入	千円 25,000	証書借入	% 5.0以内	借入先の融資条件による。 ただし企業財政その他の都合 により繰上償還又は低利に借 り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,196,941千円

(他会計からの補助金)

第9条 県及び一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

県 費 1千円、 一般会計 147,873千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、270,600千円と定める。

平成21年度 天理市立病院事業会計予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考	
1. 病 院 事業収益			1,990,132		
	1. 医業収益		1,951,282		
		1. 入 院 収 益	1,041,519	医業活動から生ずる収益	
		2. 外 来 収 益	702,549	〃	
		3. そ の 他 医 業 収 益	207,214	室料差額収益及び その他医業収益等	
	2. 医 業 外 収 益			38,849	
		1. 受 取 利 息 配 当 金		2	預金利子
		2. 他会計補助金		13,821	法定内繰入金他
		3. 他会計負担金		16,564	
		4. 患 者 外 給 食 収 益		120	患者付添人給食収益
		5. そ の 他 医 業 外 収 益		8,341	自販機、公衆電話受託手数料等
		6. 消費税及び 地方消費税 還 付 金		1	
	3. 特別利益			1	
		1. 過 年 度 損 益 修 正 益		1	

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1. 病 院 事業費用			1,990,132	
	1. 医業費用		1,914,093	
		1. 給 与 費	1,196,941	職員の給料、諸手当、賃金 法定福利費及び退職給与金
		2. 材 料 費	270,600	医業活動に必要な薬品等
		3. 経 費	350,410	光熱水費等
		4. 減価償却費	91,869	建物等の減価償却費
		5. 資産減耗費	1,301	固定資産除却費等
		6. 研究研修費	2,971	
		7. 臨床研修医 負 担 金	1	
		2. 医 業 外 費 用	73,507	
		1. 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	27,707	企業債利子償還金及び 財政調整一時借入金利子
		2. 繰延勘定償却	3,254	控除対象外消費税額
		3. 患 者 外 給 食 材 料 費	18	患者付添人給食材料費
		4. 負 担 金	39,013	託児所運営負担金及び 退職手当負担金
		5. 雑 損 失	2	
		6. 雑 支 出	1	
		7. 消費税及び 地方消費税	3,512	
		3. 特別損失	2,232	
		1. 過 年 度 損 益 修 正 損	2,231	過年度損益修正損
		2. そ の 他 特 別 損 失	1	
	4. 予 備 費	300		
	1. 予 備 費	300		

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1. 資本的収入			75,755	
	1. 企業債		25,000	
		1. 企業債	25,000	
	2. 補助金		50,753	
		1. 他会計補助金	50,753	法定内繰入金
	3. 固定資産売却代金		1	
		1. 固定資産売却代金	1	
	4. 寄附金		1	
1. 寄附金		1		

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1. 資本的支出			113,881	
	1. 建設改良費		28,041	
		1. 器械購入費	28,041	
	2. 企業債償還金		85,640	
		1. 企業債償還金	85,640	企業債元金償還金
	3. 予備費		200	
1. 予備費		200		

平成21年度 天理市立病院事業会計資金計画

区 分	前年度決算見込額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減 (千円)
受 入 資 金	2,534,318	2,550,733	16,415
1. 事 業 収 益	1,357,490	1,551,076	193,586
2. 固定資産売却代金	1	1	0
3. 前年度未収金	221,549	224,449	2,900
4. 企 業 債	28,000	25,000	△ 3,000
5. 他会計補助金	170,226	50,753	△ 119,473
6. 他会計負担金	100,748	97,120	△ 3,628
7. 前年度繰越金	95,188	88,952	△ 6,236
8. 預 り 金	120,265	112,531	△ 7,734
9. 寄 附 金	1	1	0
10. その他受入金	850	850	0
11. 一 時 借 入 金	440,000	400,000	△ 40,000

区 分	前年度決算見込額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減 (千円)
支 払 資 金	2,445,366	2,507,605	62,239
1. 事 業 費 用	1,741,750	1,797,968	56,218
2. 建設改良費	35,977	28,041	△ 7,936
3. 企業債償還金	110,447	85,640	△ 24,807
4. 前年度未払金	159,821	82,574	△ 77,247
5. 前 渡 金	850	850	0
6. 預り金その他	116,521	112,532	△ 3,989
7. 一時借入金償還金	280,000	400,000	120,000
差 引	88,952	43,128	△ 45,824

平成21年度 天理市立病院事業会計給与費明細書

1. 総括

区分	職員数		給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	損益勘定 支弁職員	122		496,044	104,927	448,374	1,049,345	147,596	1,196,941
	資本勘定 支弁職員								
	合計	122		496,044	104,927	448,374	1,049,345	147,596	1,196,941
前年度	損益勘定 支弁職員	128		513,761	113,947	415,321	1,043,029	153,031	1,196,060
	資本勘定 支弁職員								
	合計	128		513,761	113,947	415,321	1,043,029	153,031	1,196,060
比較	損益勘定 支弁職員	△6		△17,717	△9,020	33,053	6,316	△5,435	881
	資本勘定 支弁職員								
	合計	△6		△17,717	△9,020	33,053	6,316	△5,435	881

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	夜間 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
	本年度	11,178	20,667	9,456	3,422	32,020	9,442	20,060
	前年度	11,268	32,145	10,716	3,741	23,212	9,238	18,060
	比較	△90	△11,478	△1,260	△319	8,808	204	2,000

手当の内訳	区分	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)
	本年度	6,487	42,990	142,782	71,797	1,380	76,693
	前年度	6,541	51,484	149,464	76,010	1,620	21,822
	比較	△54	△8,494	△6,682	△4,213	△240	54,871

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△17,717	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分	8,123		
		その他の増減分	△25,840	退職、育休等による減 採用による増	職員異動状況(現在職する職員数)(その他)(計) 本年度 125人 △3人 122人 前年度 126人 2人 128人 増減 △1人 △5人 △6人 採用・退職の状況等 採用による増 2人 退職による減 △8人
手当	33,053	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	33,053		

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与

区 分		医 師	看 護 師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	そ の 他
平成20年 12月 1日 現在	平均給料月額(円)	439,546	314,049	396,388	314,178	372,878	347,733
	平均給与月額(円)	745,520	377,418	458,090	358,393	434,079	380,189
	平均年齢(歳)	44.8	44.6	54.8	42.4	48.2	55.4
平成19年 12月 1日 現在	平均給料月額(円)	432,094	301,035	396,422	322,800	384,333	337,200
	平均給与月額(円)	735,241	359,793	457,529	370,991	453,154	369,024
	平均年齢(歳)	45.1	43.4	53.6	42.5	48.7	54.4

(2) 初任給

区 分	医 師 (円)	看 護 師 (円)	准看護師 (円)	医療技術職員 (円)	事務技術職員 (円)	一般会計の制度
						行政職(円)
高校卒			1 - 13 149,800		1 - 9 144,500	1 - 9 144,500
大学卒	6 - 1 321,100	1 - 29 178,800		1 - 29 178,800	1 - 25 172,200	1 - 25 172,200

(3) 級別職員数

区 分	医 師			看 護 師			准 看 護 師			医 療 技 術 職 員			事 務 技 術 職 員			そ の 他		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成20年 12月 1日 現在	1級	人	%	1級	16人	24%	1級	人	%	1級	6人	26%	1級	1人	11%	1級	人	%
	2級			2級	8	12	2級			2級	1	4	2級			2級		
	3級			3級	14	21	3級			3級	5	22	3級	1	11	3級	2	33
	4級			4級	23	35	4級	8	100	4級	10	44	4級	3	34	4級	4	67
	5級			5級	3	5	5級			5級	1	4	5級	1	11	5級		
	6級	10	77	6級	2	3	6級			6級			6級	2	22	6級		
	7級	3	23	7級			7級			7級			7級	1	11	7級		
	8級			8級			8級			8級			8級			8級		
	計	13	100	計	66	100	計	8	100	計	23	100	計	9	100	計	6	100

区 分	医 師			看 護 師			准 看 護 師			医 療 技 術 職 員			事 務 技 術 職 員			そ の 他		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成19年 12月 1日 現在	1級	人	%	1級	20人	29%	1級	人	%	1級	4人	19%	1級	人	%	1級	人	%
	2級			2級	8	12	2級			2級	2	9	2級			2級		
	3級			3級	17	25	3級			3級	5	24	3級	2	22	3級	4	67
	4級			4級	18	26	4級	9	100	4級	9	43	4級	3	34	4級	2	33
	5級			5級	3	4	5級			5級	1	5	5級	1	11	5級		
	6級	13	81	6級	3	4	6級			6級			6級	2	22	6級		
	7級	3	19	7級			7級			7級			7級	1	11	7級		
	8級			8級			8級			8級			8級			8級		
	計	16	100	計	69	100	計	9	100	計	21	100	計	9	100	計	6	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行政職	主 事	主 事	主 査	係 長 主任看護師 放射線科主任 検査室主任 薬局主任 栄養室主任 主 任	課長補佐 看護師長 薬 局 長 技 師 長	医 局 長 部 長 医 師 看護部長 副看護部長 事務局次長 課 長	院 長 副院長 事務局長

(4)昇給期間短縮

区 分		合 計	医 師	看 護 師	准 看 護 師	医 療 技 術 職 員	事 務 技 術 職 員	そ の 他	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	122	13	63	8	23	9	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	78	7	49	2	15	4	1	
	号給数別 内 訳	2号給 (人)							
		4号給 (人)							
		6号給 (人)							
		8号給 (人)							
比 率 (B)/(A) (%)	63.9	53.8	77.8	25.0	65.2	44.4	16.7		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	128	14	69	8	22	9	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	76	4	52	3	12	4	1	
	号給数別 内 訳	2号給 (人)							
		4号給 (人)							
		6号給 (人)							
		8号給 (人)							
比 率 (B)/(A) (%)	59.4	28.6	75.3	37.5	54.5	44.4	16.7		

(5)特殊勤務手当

区 分	全職種	医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
給料総額に対する比率(%)	11.5	51.0	5.1	4.7	2.1	1.2	1.3
支給対象職員の比率 (%) (平成20年12月1日現在)	100	10	53	6	19	7	5
支給対象職員 1人当り 平均支給月額 (円)	36,357	224,273	17,050	19,000	7,326	4,500	4,500
代表的な 特殊勤務手当の名称	病院勤務手当, 医師手当, 夜間看護手当, 検査技師手当 放射線技師手当						

(6)期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	2.15	2.35	4.50	有	
前 年 度	2.15	2.35	4.50	有	
一般会計の制度	2.15	2.35	4.50	有	

(7)定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	一般会計の 制度と同じ	
一般会計 の制度 (支給率)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期 退職特例措置 (2%~20%加算)	

(8)その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	一般会計と同じ	
地 域 手 当	〃	
住 居 手 当	〃	
通 勤 手 当	〃	

平成21年度天理市立病院事業予定貸借対照表
(平成22年3月31日) (単位 千円)

		資 産 の 部			
1	固 定 資 産				
(1)	有形固定資産				
	ア 土 地		20,212		
	イ 建 物	1,933,400			
	減価償却累計額	<u>882,002</u>	1,051,398		
	ウ 構 築 物	105,085			
	減価償却累計額	<u>74,090</u>	30,995		
	エ 器 械 備 品	1,103,649			
	減価償却累計額	<u>856,094</u>	247,555		
	オ 車 両	5,726			
	減価償却累計額	<u>4,072</u>	<u>1,654</u>		
	有形固定資産合計			1,351,814	
	固 定 資 産 合 計				1,351,814
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			43,128	
(2)	未 収 金			364,625	
(3)	貯 蔵 品			14,337	
(4)	前 払 費 用			0	
(5)	前 渡 金			<u>0</u>	
	流 動 資 産 合 計				422,090
3	繰 延 勘 定				
(1)	控除対象外消費税額			7,084	
	繰 延 勘 定 合 計				7,084
	資 産 合 計				<u>1,780,988</u>

負債の部

4 固定負債			
(1) 退職給与引当金		7,557	
(2) 修繕引当金		<u>44</u>	
固定負債合計			7,601
5 流動負債			
(1) 一時借入金		80,000	
(2) 未払金		86,702	
(3) 預り金		<u>9,517</u>	
流動負債合計			<u>176,219</u>
負債合計			<u>183,820</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 自己資本金		183,492	
(2) 借入資本金			
ア 企業債		<u>492,743</u>	
借入資本金合計		<u>492,743</u>	
資本金合計			676,235
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 補助金	1,602,918		
イ 寄附金	<u>3,200</u>		
資本剰余金合計		1,606,118	
(2) 欠損金			
ア 当年度未処理欠損金	<u>685,185</u>		
欠損金合計		<u>685,185</u>	
剰余金合計			<u>920,933</u>
資本合計			<u>1,597,168</u>
負債資本合計			<u>1,780,988</u>

平成20年度天理市立病院事業予定損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位 千円)

1 医 業 収 益			
(1) 入 院 収 益	997,817		
(2) 外 来 収 益	668,644		
(3) その他医業収益	<u>202,386</u>	1,868,847	
2 医 業 費 用			
(1) 給 与 費	1,262,657		
(2) 材 料 費	263,330		
(3) 経 費	321,899		
(4) 減 価 償 却 費	93,603		
(5) 資 産 減 耗 費	1,198		
(6) 研 究 研 修 費	2,959		
(7) 臨床研修医負担金	<u>50</u>	<u>1,945,696</u>	
医 業 損 失			76,849
3 医 業 外 収 益			
(1) 受取利息配当金	2		
(2) 他会計補助金	121,699		
(3) 他会計負担金	26,932		
(4) 患者外給食収益	530		
(5) その他医業外収益	<u>16,087</u>	165,250	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	24,535		
(2) 繰延勘定償却	3,363		
(3) 患者外給食材料費	222		
(4) 負 担 金	27,430		
(5) 雑 損 失	11,126		
(6) 雑 支 出	<u>20,119</u>	<u>86,795</u>	<u>78,455</u>
経 常 利 益			1,606
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	<u>1</u>	1	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	1,606		
(2) その他特別損失	<u>1</u>	<u>1,607</u>	<u>1,606</u>
当 年 度 純 利 益			0
前年度繰越欠損金			<u>685,185</u>
当年度未処理欠損金			<u><u>685,185</u></u>

平成20年度天理市立病院事業予定貸借対照表
(平成21年3月31日) (単位 千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
ア 土 地		20,212	
イ 建 物	1,933,400		
減価償却累計額	<u>847,164</u>	1,086,236	
ウ 構 築 物	105,085		
減価償却累計額	<u>70,458</u>	34,627	
エ 器 械 備 品	1,102,944		
減価償却累計額	<u>827,531</u>	275,413	
オ 車 両	5,726		
減価償却累計額	<u>3,838</u>	1,888	
有形固定資産合計		1,418,376	
固 定 資 産 合 計			1,418,376
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		88,952	
(2) 未 収 金		262,685	
(3) 貯 蔵 品		10,611	
(4) 前 払 費 用		0	
(5) 前 渡 金		<u>0</u>	
流 動 資 産 合 計			362,248
3 繰 延 勘 定			
(1) 控除対象外消費税額		9,038	
繰延勘定合計			<u>9,038</u>
資 産 合 計			<u>1,789,662</u>

負 債 の 部

4 固 定 負 債

- (1) 退職給与引当金
 (2) 修繕引当金
 固定負債合計

34,877
44

34,921

5 流 動 負 債

- (1) 一時借入金
 (2) 未払金
 (3) 預り金
 流動負債合計
 負債合計

60,000
 82,574
8,112

150,686
185,607

資 本 の 部

6 資 本 金

- (1) 自己資本金
 (2) 借入資本金
 ア 企業債
 借入資本金合計
 資本金合計

183,492
550,383
550,383

733,875

7 剰 余 金

- (1) 資本剰余金
 ア 補助金
 イ 寄附金
 資本剰余金合計
 (2) 欠損金
 ア 当年度未処理欠損金
 欠損金合計
 剰余金合計
 資本合計
 負債資本合計

1,552,165
3,200

1,555,365

685,185685,185870,1801,604,0551,789,662

平成21年度天理市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度天理市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	22,800 戸
(2) 年 間 総 有 収 水 量	9,584,105 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	26,258 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	配水管整備事業等 601,070 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,747,532 千円
第1項 営業収益	2,722,567 千円
第2項 営業外収益	24,954 千円
第3項 特別利益	11 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,723,104 千円
第1項 営業費用	2,495,723 千円
第2項 営業外費用	221,492 千円
第3項 特別損失	4,889 千円
第4項 予備費	1,000 千円

消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,428千円を加算した支出計2,747,532千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,049,069千円は、過年度分損益勘定留保資金187,192千円、当年度分損益勘定留保資金688,764千円、建設改良積立金148,685千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,428千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 水道事業資本的収入	577,300 千円
第1項 負 担 金	22,050 千円
第2項 分 担 金	60,884 千円
第3項 固定資産売却代金	10 千円
第4項 補 助 金	9,966 千円
第5項 投資償還金	484,390 千円
支 出	
第1款 水道事業資本的支出	1,626,369 千円
第1項 建設改良費	651,626 千円
第2項 企業債償還金	774,743 千円
第3項 投 資	200,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 395,572 千円 |
| (2) 交 際 費 | 100 千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 統合水道等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,300千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、37,706千円と定める。

平成21年度天理市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 水道事業 収 益			2,747,532	うち、仮受消費税及び地方消費税 123,898千円
	1 営業収益		2,722,567	
		1 給 水 収 益	2,560,394	水道料金
		2 受 託 工 事 収 益	122,110	下水道工事等に伴う受託工事収益
		3 その他営業収益	40,063	手数料等
	2 営業外収益		24,954	
		1 受 取 利 息	17,610	預金及び有価証券の利息
		2 他 会 計 補 助 金	7,334	統合水道等に伴う補助金
		3 雑 収 益	10	
	3 特別利益		11	
		1 固定資産売却益	10	
2 過年度損益修正益		1		

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 水道事業 費 用			2,723,104	うち、仮払消費税及び地方消費税 65,842千円、納税額33,628千円
	1 営業費用		2,495,723	
		1 原水及び浄水費	1,120,706	原水及び浄水設備の運転、維持及び 管理に要する費用
		2 配水及び給水費	181,471	配水に係る設備並びに給水装置の維 持及び管理に要する費用
		3 受 託 工 事 費	149,728	下水道工事等に伴う受託工事費用
		4 総 係 費	295,492	事業活動全般に関連する費用等
		5 減 価 償 却 費	701,748	固定資産の償却費用
		6 資 産 減 耗 費	46,558	固定資産の除却費等
		7 その他営業費用	20	材料売却原価等
	2 営業外費用		221,492	
		1 支 払 利 息	187,654	企業債及び一時借入金に対する利息
		2 雑 支 出	210	
		3 消費税及び地方消費税	33,628	

款	項	目	予定額(千円)	備 考
	3 特別損失		4,889	
		1 固定資産売却損	100	
		2 過年度損益修正損	4,789	
	4 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 水道事業			577,300	うち、仮受消費税及び地方消費税 3,949千円
資本的収入	1 負担金		22,050	
		1 負担金	22,050	配水管布設工事負担金
	2 分担金		60,884	
		1 分担金	60,884	施設分担金
	3 固定資産 売却代金		10	
		1 固定資産売却代金	10	既取得資産の売却代金
	4 補助金		9,966	
		1 他会計補助金	9,966	統合水道に伴う補助金
	5 投資償還金		484,390	
		1 投資有価証券償還金	484,390	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 水道事業			1,626,369	うち、仮払消費税及び地方消費税 28,377千円
資本的支出	1 建設改良費		651,626	
		1 固定資産費	610,799	配水管改良工事費等
		2 職員給与費	40,827	
	2 企業債 償還金		774,743	
		1 企業債償還金	774,743	既借入金の元金償還
	3 投資		200,000	
		1 投資有価証券	200,000	

平成21年度天理市水道事業会計資金計画

(単位:千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
受 入 資 金	7,822,709	6,413,347	△ 1,409,362
1 水 道 事 業 収 益	2,905,980	2,471,489	△ 434,491
2 工 事 負 担 金	96,216	82,934	△ 13,282
3 固 定 資 産 売 却 代 金	10	10	0
4 補 助 金	17,270	9,966	△ 7,304
5 前 年 度 未 収 金	332,202	303,884	△ 28,318
6 投 資 償 還 金	494,170	484,390	△ 9,780
7 下 水 道 使 用 料	1,241,979	1,235,762	△ 6,217
8 前 年 度 繰 越 金	2,734,882	1,824,912	△ 909,970
支 払 資 金	5,997,797	4,895,483	△ 1,102,314
1 水 道 事 業 費 用	2,170,374	1,784,723	△ 385,651
2 建 設 改 良 費	590,478	545,827	△ 44,651
3 企 業 債 償 還 金	1,538,060	774,743	△ 763,317
4 前 年 度 未 払 金	179,549	216,344	36,795
5 投 資	300,000	200,000	△ 100,000
6 下 水 道 使 用 料	1,171,149	1,234,466	63,317
7 そ の 他	48,187	139,380	91,193
差 引	1,824,912	1,517,864	△ 307,048

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費					法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	損益勘定支弁職員	1	(2) 35	50	158,946	4,638	137,781	301,415	53,330	354,745
	資本勘定支弁職員	0	(0) 4	0	19,089	0	15,223	34,312	6,515	40,827
	合 計	1	(2) 39	50	178,035	4,638	153,004	335,727	59,845	395,572
前 年 度	損益勘定支弁職員	1	(2) 37	50	168,269	2,319	145,636	316,274	55,868	372,142
	資本勘定支弁職員	0	(0) 3	0	14,399	0	11,523	25,922	4,847	30,769
	合 計	1	(2) 40	50	182,668	2,319	157,159	342,196	60,715	402,911
比 較	損益勘定支弁職員	0	(0) △ 2	0	△ 9,323	2,319	△ 7,855	△ 14,859	△ 2,538	△ 17,397
	資本勘定支弁職員	0	(0) 1	0	4,690	0	3,700	8,390	1,668	10,058
	合 計	0	(0) △ 1	0	△ 4,633	2,319	△ 4,155	△ 6,469	△ 870	△ 7,339

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	企 業 手 当 (千円)	集 金 手 当 (千円)	薬 品 取 扱 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)		
		本 年 度	7,848	7,962	11,633	60	3,966	48	12	2,863	17,515	
		前 年 度	6,852	8,328	11,874	60	4,673	48	24	2,834	18,688	
		比 較	996	△ 366	△ 241	0	△ 707	0	△ 12	29	△ 1,173	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	緊 急 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)					
		本 年 度	53,254	27,177	210	770	102	19,584				
		前 年 度	54,599	27,843	424	740	72	20,100				
		比 較	△ 1,345	△ 666	△ 214	30	30	△ 516				

2 給料及び手当の増減額の明細(一般職)

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考														
給料	△ 4,393	給与改定に伴う増減分	0		給与改定の状況(前年度) 無し														
		昇給に伴う増加分	1,200		平均昇給率 1.86%														
		その他の増減分	△ 5,593	新陳代謝等に 係る増減分	職員数の異動状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現に在職 する職員数</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本年度</td> <td>36人</td> <td>5人</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td>36人</td> <td>6人</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>0人</td> <td>△1人</td> <td>△1人</td> </tr> </tbody> </table> 採用、退職の状況等 20年度市長部局への出向者数 △2人 20年度市長部局からの出向者数 4人 20年度採用見込減者数 △6人 20年度採用者数(うち再任用2人) 3人		現に在職 する職員数	その他	計	本年度	36人	5人	41人	前年度	36人	6人	42人	増減	0人
	現に在職 する職員数	その他	計																
本年度	36人	5人	41人																
前年度	36人	6人	42人																
増減	0人	△1人	△1人																
手当	△ 4,045	制度改正に伴う増減分	0																
		その他の増減分	△ 4,045																

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	企 業 職	
平成 20年 12月 1日 現在	平均給料月額(円)	354,177
	平均給与月額(円)	446,945
	平均年齢(歳)	46.4
平成 19年 12月 1日 現在	平均給料月額(円)	353,436
	平均給与月額(円)	449,938
	平均年齢(歳)	46.8

(2) 初任給

区 分	企 業 職 (円)	一般会計の制度 行政職(円)
高 校 卒	144,500	144,500
大 学 卒	172,200	172,200

(3) 級別職員数

区 分	企 業 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成20年12月1日現在	1 級	(2) 5	(100.0) 12.8
	2 級	(0) 2	(0.0) 5.1
	3 級	(0) 6	(0.0) 15.4
	4 級	(0) 15	(0.0) 38.4
	5 級	(0) 4	(0.0) 10.3
	6 級	(0) 6	(0.0) 15.4
	7 級	(0) 1	(0.0) 2.6
	8 級	(0) 0	(0.0) 0.0
	計	(2) 39	(100.0) 100.0
平成19年12月1日現在	1 級	(0) 6	(-) 15.4
	2 級	(0) 1	(-) 2.6
	3 級	(0) 7	(-) 17.9
	4 級	(0) 13	(-) 33.3
	5 級	(0) 6	(-) 15.4
	6 級	(0) 5	(-) 12.8
	7 級	(0) 1	(-) 2.6
	8 級	(0) 0	(-) 0.0
	計	(0) 39	(-) 100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
企 業 職	主 事	主 事	主 査	係 長 主 任	課長補佐 室 長	局次長 課 長 主 幹	局 長 参 事

(4) 昇給

区 分		企 業 職		
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	39		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	15		
	号 給 数 内 訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)	15	
		6号給 (人)		
8号給 (人)				
比 率 (B) / (A) (%)	39			
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	40		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	12		
	号 給 数 内 訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)	12	
		6号給 (人)		
8号給 (人)				
比 率 (B) / (A) (%)	30			

(5) 特殊勤務手当

区 分	企 業 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	2.37
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (平 成 20 年 12 月 1 日 現 在) (%)	73.17
支 給 対 象 職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 月 額 (円)	11,766
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	企 業 手 当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 制 上 の 段 階、職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月 分)	12 月 (月 分)			
本 年 度	(1. 10) 2. 15	(1. 25) 2. 35	(2. 35) 4. 50	有	
前 年 度	(1. 10) 2. 15	(1. 25) 2. 35	(2. 35) 4. 50	有	
一 般 会 計 の 制 度	(1. 10) 2. 15	(1. 25) 2. 35	(2. 35) 4. 50	有	

(7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	30. 55	41. 34	59. 28	59. 28	一般会計の制度と同じ	
一 般 会 計 の 制 度 (支 給 率 等)	30. 55	41. 34	59. 28	59. 28	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	

(8) その他の手当

区 分	一 般 会 計 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
地 域 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生見込額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	損益勘定 留保資金
事務機賃借	千円 37,518	平成20年度まで	千円 29,009	平成21年度から 平成22年度まで	千円 8,509	千円 8,509

平成21年度天理市水道事業予定貸借対照表

(平成22年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		521,276	
ロ 建 物	1,392,271		
減価償却累計額	<u>411,191</u>	981,080	
ハ 構 築 物	20,368,640		
減価償却累計額	<u>8,541,846</u>	11,826,794	
ニ 機 械 及 び 装 置	5,328,341		
減価償却累計額	<u>3,814,130</u>	1,514,211	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	31,421		
減価償却累計額	<u>26,617</u>	4,804	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	152,706		
減価償却累計額	<u>130,756</u>	21,950	
ト 量 水 器	83,388		
減価償却累計額	<u>40,236</u>	<u>43,152</u>	
有形固定資産合計			14,913,267

(2) 投 資

イ 投資有価証券		<u>987,760</u>	
投資合計			<u>987,760</u>
固定資産合計			15,901,027

2 流 動 資 産

(1) 現金預金	1,517,864		
(2) 未 収 金	420,561		
(3) 貯 蔵 品	7,984		
(4) その他流動資産	<u>47,742</u>		

流動資産合計			<u>1,994,151</u>
資産合計			<u><u>17,895,178</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 退職給与引当金	679,042	
(2) 修繕引当金	<u>384,396</u>	
固定負債合計		1,063,438

4 流動負債

(1) 未払金	211,276	
(2) 前受金	496	
(3) 預り金	6,644	
(4) 調定下水道料金	<u>313,256</u>	
流動負債合計		<u>531,672</u>
負債合計		1,595,110

資本の部

5 資本金

(1) 自己資本金	4,476,488	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>4,795,989</u>	
借入資本金合計	<u>4,795,989</u>	
資本金合計		9,272,477

6 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	46,426	
ロ 工事負担金	2,294,958	
ハ 分担金	1,931,385	
ニ 補助金	1,012,559	
ホ 寄付金	<u>1,495,400</u>	
資本剰余金合計		6,780,728
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	50,000	
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>196,863</u>	
利益剰余金合計	<u>246,863</u>	
剰余金合計		<u>7,027,591</u>
資本合計		<u>16,300,068</u>
負債資本合計		<u>17,895,178</u>

平成20年度天理市水道事業予定損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	2,708,014		
(2) 受託工事収益	308,896		
(3) その他営業収益	<u>41,840</u>	3,058,750	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,228,478		
(2) 配水及び給水費	189,451		
(3) 受託工事費	296,096		
(4) 総係費	302,648		
(5) 減価償却費	689,162		
(6) 資産減耗費	89,744		
(7) その他営業費用	<u>20</u>	<u>2,795,599</u>	
営業利益			263,151
3 営業外収益			
(1) 受取利息	9,580		
(2) 他会計補助金	8,309		
(3) 雑収益	<u>10</u>	17,899	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	263,233		
(2) 雑支出	<u>14,793</u>	<u>278,026</u>	<u>△ 260,127</u>
経常利益			3,024
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	10		
(2) 過年度損益修正益	<u>1</u>	11	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	100		
(2) 過年度損益修正損	<u>2,935</u>	<u>3,035</u>	<u>△ 3,024</u>
当年度純利益			0
前年度繰越利益剰余金			<u>196,863</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>196,863</u></u>

平成20年度天理市水道事業予定貸借対照表

(平成21年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 地		521,276	
ロ 建 物	1,372,599		
減価償却累計額	<u>388,102</u>	984,497	
ハ 構 築 物	19,826,905		
減価償却累計額	<u>8,101,319</u>	11,725,586	
ニ 機 械 及 び 装 置	5,322,030		
減価償却累計額	<u>3,581,558</u>	1,740,472	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	30,490		
減価償却累計額	<u>25,964</u>	4,526	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	146,094		
減価償却累計額	<u>126,281</u>	19,813	
ト 量 水 器	81,763		
減価償却累計額	<u>39,804</u>	<u>41,959</u>	
有形固定資産合計			15,038,129

(2) 投 資

イ 投資有価証券		<u>1,272,150</u>	
投資合計			<u>1,272,150</u>
固定資産合計			16,310,279

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		1,824,912	
(2) 未収金		444,856	
(3) 貯蔵品		8,202	
(4) その他流動資産		<u>48,162</u>	

流動資産合計			<u>2,326,132</u>
資産合計			<u>18,636,411</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 退職給与引当金	737,786	
(2) 修繕引当金	<u>377,205</u>	

固定負債合計

1,114,991

4 流動負債

(1) 未払金	216,344	
(2) 前受金	496	
(3) 預り金	6,644	
(4) 調定下水道料金	<u>312,076</u>	

流動負債合計

535,560

負債合計

1,650,551

資本の部

5 資本金

(1) 自己資本金	4,317,837	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>5,570,732</u>	
借入資本金合計	<u>5,570,732</u>	

資本金合計

9,888,569

6 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	46,426	
ロ 工事負担金	2,273,958	
ハ 分担金	1,873,400	
ニ 補助金	1,012,559	
ホ 寄付金	<u>1,495,400</u>	

資本剰余金合計

6,701,743

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金	50,000	
ロ 建設改良積立金	148,685	
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>196,863</u>	

利益剰余金合計

395,548

剰余金合計

7,097,291

資本合計

16,985,860

負債資本合計

18,636,411

平成21年度天理市水道事業会計予算説明書

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	節	金額(千円)	
1	水道事業収益			2,747,532	
	1	営業収益		2,722,567	
		1	給水収益	2,560,394	
			1	水道料金	2,560,394
		2	受託工事収益	122,110	
			1	給水工事収益	1
			2	受託工事収益	122,109
		3	その他営業収益	40,063	
			1	材料売却収益	10
			2	手数料	39,900
			3	雑収益	153
	2	営業外収益		24,954	
		1	受取利息	17,610	
			1	預金利息	2,000
			2	有価証券利息	15,610
		2	他会計補助金	7,334	
			1	他会計補助金	7,334
		3	雑収益	10	
			1	雑収益	10
	3	特別利益		11	
		1	固定資産売却益	10	
			1	固定資産売却益	10
		2	過年度損益修正益	1	
			1	過年度損益修正益	1

(平成21年 3月26日掲示済)

天理市告示第83号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。
平成21年 3月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 3月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月26日から平成21年 5月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月27日揭示済)

天理市告示第84号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成21年 3月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 3月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月27日から平成21年 5月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月30日揭示済)

天理市告示第85号

天理市道路線の廃止及び認定について
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止及び認定する。
その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。
平成21年 3月30日

天理市長 南 佳 策

路線廃止の部

路線番号	路線名	起 終 点	主なる経過地	摘 要
27号	佐保庄三昧田線	起点 佐保庄町県道天理環状線分岐 終点 三昧田町国道169号線合接		

路線認定の部

路線番号	路線名	起 終 点	主なる経過地	摘 要
------	-----	-------	--------	-----

720号	乙木佐保庄線	起点 乙木町県道天理環状線分岐 終点 佐保庄町国道169号線合接		
721号	二階堂北菅田宮堂線	起点 二階堂北菅田町県道天理斑鳩線分岐 終点 二階堂北菅田町大和郡山市道宮堂町 地内線合接		

(平成21年 3月30日 掲示済)

天理市告示第86号

市道の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項により、道路の区域決定及び供用開始を下記のとおり行う。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月30日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 道路の種類 市道
- 2 区域決定の区間

路線番号	路線名	区 間	敷地の幅員	延長	摘要
720号	乙木佐保庄線	天理市乙木町506番地1先（県道天理環状線分岐）から 天理市佐保庄町412番地3先（国道169号線合接）まで	3.00m ～ 8.40m	1097.80m	
721号	二階堂北菅田宮堂線	天理市二階堂北菅田町58番地1先（県道天理斑鳩線分岐）から 天理市二階堂北菅田町27番地4先（大和郡山市道宮堂町地内線合接）まで	4.70m ～ 14.30m	349.20m	

3 供用開始の理由 道路の区域決定に伴い、新たに道路となったため

4 供用開始年月日 平成21年 4月 1日

(平成21年 3月30日 掲示済)

天理市告示第87号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 3月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月30日から平成21年 5月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 3月31日 掲示済)

天理市告示第88号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年 3月31日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成21年 3月31日 揭示済)

天理市告示第89号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 3月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 3月31日から平成21年 5月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 4月 1日 揭示済)

天理市告示第90号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを平成21年 3月31日付けで登録した旨、公示する。

平成21年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

(平成21年 4月 1日 揭示済)

天理市告示第91号

平成21年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例(昭和34年 3月天理市条例第8号)第15条第3項及び第15条の11第3項の規定により告示する。

平成21年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の100分の8
 - (2) 資産割
土地及び家屋に係る固定資産税額の100分の20
 - (3) 均等割
被保険者1人について、22,800円
 - (4) 平等割
1世帯について、21,600円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の100分の2
 - (2) 均等割

- 被保険者 1人について、7,000円
- (3) 平等割
 - 1世帯について、6,000円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割
 - 基礎控除後の総所得金額等の100分の1.8
 - (2) 均等割
 - 被保険者 1人について、7,200円
 - (3) 平等割
 - 1世帯について、5,400円

(平成21年 4月 1日 揭示済)

天理市告示第92号

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3月天理市条例第 8号）第19条の規定による平成21年度天理市国民健康保険料の減額について、次のとおり告示する。

平成21年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 基礎賦課額の減額の額
 - (1) 国民健康保険条例（以下「条例」という。）第19条第 1項第 1号アに規定する額 15,960円
 - (2) 条例第19条第 1項第 1号イに規定する額 15,120円
 - (3) 条例第19条第 1項第 2号アに規定する額 11,400円
 - (4) 条例第19条第 1項第 2号イに規定する額 10,800円
 - (5) 条例第19条第 1項第 3号アに規定する額 4,560円
 - (6) 条例第19条第 1項第 3号イに規定する額 4,320円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
 - (1) 条例第19条第 3項において読み替えて準用する同条第 1項第 1号アに規定する額 4,900円
 - (2) 条例第19条第 3項において読み替えて準用する同条第 1項第 1号イに規定する額 4,200円
 - (3) 条例第19条第 3項において読み替えて準用する同条第 1項第 2号アに規定する額 3,500円
 - (4) 条例第19条第 3項において読み替えて準用する同条第 1項第 2号イに規定する額 3,000円
 - (5) 条例第19条第 3項において読み替えて準用する同条第 1項第 3号アに規定する額 1,400円
 - (6) 条例第19条第 3項において読み替えて準用する同条第 1項第 3号イに規定する額 1,200円
- 3 介護納付金賦課額の減額の額
 - (1) 条例第19条第 4項において読み替えて準用する同条第 1項第 1号アに規定する額 5,040円
 - (2) 条例第19条第 4項において読み替えて準用する同条第 1項第 1号イに規定する額 3,780円
 - (3) 条例第19条第 4項において読み替えて準用する同条第 1項第 2号アに規定する額 3,600円
 - (4) 条例第19条第 4項において読み替えて準用する同条第 1項第 2号イに規定する額 2,700円
 - (5) 条例第19条第 4項において読み替えて準用する同条第 1項第 3号アに規定する額 1,440円
 - (6) 条例第19条第 4項において読み替えて準用する同条第 1項第 3号イに規定する額 1,080円

(平成21年 4月 1日 揭示済)

天理市告示第93号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6条の規定に基づき、平成21年度一般廃棄物処理実施計画を下記のとおり告示する。

平成21年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 ごみ処理計画
 - (1) ごみ排出の見込み

可燃ごみ	24,500 t
不燃ごみ	1,700 t
資源ごみ	2,400 t
計	28,600 t
 - 自家処理量 50 t
 - 小動物の死体 40体
 - 集団資源回収予定量 1,030 t

排出の状況（平成20年度） 別紙1 略

(2) 処理主体

- ア 家庭系ごみについては、委託業者による収集と運搬。又は自らクリーンセンターに直接持込
 イ 事業系ごみについては、クリーンセンターに直接持込及び許可業者に委託。ただし、少量排出事業所の一部については、家庭系ごみステーションに排出し、市が家庭系ごみとして収集と運搬。
 ウ 中間処理については、市の直営。ただし、施設の運転等については委託業者
 エ 最終処理については、直営及び大阪湾広域臨海環境整備センターに委託

(3) 処理計画

ア 収集・運搬計画

①収集・運搬する廃棄物の量

可燃物	12,630 t
不燃物	1,300 t
プラスチック製容器包装	360 t
ペットボトル	180 t
飲料カン・飲食用びん	470 t
新聞・雑誌類	750 t
ダンボール	230 t
発泡スチロール	60 t
古着	100 t
牛乳パック	20 t

②収集区域の範囲 天理市全域

③収集回数

可燃物	週2回
不燃物	月2回
資源ごみ	月2回
粗大ごみ	年5回
有害ごみ	年5回

④収集方法 分別収集でステーション方式

⑤収集・運搬する搬入先 天理市環境クリーンセンター

イ 中間処理計画

①処理施設の概要 別紙2のとおり 略

②処理方法

- ・可燃物 焼却
- ・不燃物 破碎及び資源回収
- ・プラスチック製容器包装 委託業者による圧縮梱包処理後
指定法人ルート
- ・発泡スチロール 独自ルート
- ・ペットボトル 委託業者によるフレーク処理後、
独自ルート
- ・飲料カン 圧縮後に売却（独自ルート）
- ・飲食用びん 3色に分別後売却（独自ルート）
- ・新聞 ストックヤードで一時保管後売却
- ・雑誌類 ストックヤードで一時保管後売却
- ・ダンボール ストックヤードで一時保管後売却
- ・古着 ストックヤードで一時保管後引取
- ・牛乳パック ストックヤードで一時保管後売却

③搬入される廃棄物の搬入者別の内訳書

・委託収集（家庭系）	16,100 t
・一般持込（家庭系）	1,500 t
・一般持込（天理教）	2,000 t
・一般持込（事業系）	9,000 t
・2町1村持込み	5,200 t
計	33,800 t

④残渣の量及び処分方式

残渣量	5,000 t
処分方式	埋立て処分

ウ 最終処分計画

①最終処分場の概要 別紙2のとおり 略

②山辺広域第2 最終処分場に搬入される焼却灰の量及び年間埋立容量

搬入量 (天理市)	1,900 t
" (田原本町)	1,500 t
年間埋立量	2,430m ³

③大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入される焼却灰の量
(神戸沖埋立処分場) 4,550t/年

④山辺広域第2 最終処分場埋立計画

第1 処分地	
埋立方法	サンドイッチ方式
埋立期間	昭和54年～平成7年
平成7年度で最終覆土工事完了	
第2 処分地	
埋立方法	サンドイッチ方式
埋立期間	平成7年～平成35年
埋立残容量	27,556 m ³

エ 集団資源回収量

①新聞	570 t
②雑誌類	230 t
③ダンボール	180 t
④古着	50 t
計	1,030 t

2 生活排出处理計画

(1) し尿・汚泥排出の見込み

一般し尿	1,960kℓ
浄化槽汚泥	2,880kℓ
計	4,840kℓ

排出の状況 (平成20年度) 別紙3 略

(2) 処理主体

一般し尿の収集・運搬・・・業務委託
 浄化槽汚泥の収集・運搬・・・許可業者
 一般し尿、浄化槽汚泥ともに、処理については環境クリーンセンターし尿処理場

(3) 処理計画

ア 収集・運搬計画

①収集・運搬するし尿・汚泥の量

一般し尿	1,960kℓ
浄化槽汚泥	2,880kℓ
計	4,840kℓ

②区域の範囲 天理市内全域

③収集回数

- ・一般し尿の汲取り・・・通常月1回
- ・浄化槽汚泥の清掃・・・許可業者へ直接申し込み

④収集の方法 くみ取方式

⑤収集・運搬するし尿・汚泥の搬入先

天理市環境クリーンセンター し尿処理場

イ 中間処理計画

①処理施設の概要

- ・施設名 天理市環境クリーンセンター し尿処理場
- ・所在地 天理市嘉幡町180番地
- ・処理方法 高負荷脱窒素処理方式
- ・処理能力 57kℓ/日

②搬入されるし尿・汚泥の搬入別の内訳量

天理市一般し尿	1,960kℓ
---------	---------

天理市浄化槽汚泥	2,880kl
川西町持込み	180kl
三宅町持込み	110kl
計	5,130kl

③残渣の量及び処分方法

残渣量	170 t
処分方法	焼却

3 ごみ減量等の具体策

(1) 古紙、古布類回収の促進

子供会や自治会等団体にて回収
団体への助成金の交付（1kgあたり4円）
団体数：120団体 / 登録業者数：8業者
回収予定量：1,030 t

(2) 生ごみ処理器の普及促進

購入者に対して補助金交付（購入金額の2分の1ただし上限3万円）
補助対象予定世帯数 30世帯

(3) むくもり収集の実施

日常のごみの排出が困難で親族や近隣住民の協力が得られない高齢者・障害者等の世帯に対して、市が戸別に玄関先等でごみの収集を行う。
対象世帯数 30世帯

4 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 少量排出事業所について、現在家庭系ごみとして無料で市が収集している店舗があるが、この範囲を「店舗兼併用住宅」に限定するため、商工会等と検討を行い、指導を強化する。

(2) 家庭系ごみの有料化及び粗大ごみのリクエスト収集の検討

(3) 独自ルートで処理を行っている資源物等の処理状況の検査を強化する。

(4) 資源物のパトロール及び廃家電等の不適正排出のパトロールの強化

(5) 生活排出処理基本計画の策定

(平成21年 4月 1日 揭示済)

天理市告示第94号

天理市名阪高架下駐車場における使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天理市名阪高架下駐車場における使用料の徴収事務を名阪高架下駐車場管理委員会会長但馬義雄に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

(平成21年 4月 1日 揭示済)

天理市告示第95号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 4月 1日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 4月 1日から平成21年 5月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年 4月 2日 揭示済)

天理市告示第96号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月 2日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 4月 2日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 4月 2日から平成21年 5月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年 4月 3日 揭示済)

天理市告示第97号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月 3日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 4月 3日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 4月 3日から平成21年 6月 1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

公 告

(平成21年 3月13日 揭示済)

天理市公告第3号

公売公告兼見積価額公告				
国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。 平成21年3月13日 <p style="text-align: right;">天理市長 南 佳 策</p>				
公売財産の内容	別紙付表のとおり			
公売方法	ヤフーが提供するインターネットオークション（入札）			
公売場所	ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上			
公売参加申込期間	平成21年 4 月14日 午後 1 時00分～平成21年 4 月30日 午後 5 時00分			
公売日時	入札開始	平成21年 5 月 8 日 午後 1 時00分		
	入札締切	平成21年 5 月15日 午後 1 時00分		
公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり			
開札の日時	平成21年 5 月15日 午後 1 時00分			
売却決定	日時	平成21年 5 月15日 午後 2 時00分	場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限	平成21年 5 月22日 午後 2 時30分			
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。			
その他	1. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。 2. 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うこととなります。 4. 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担となります。 5. その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。			
配当を受ける者の権利の申出について				
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は当市収税課に用意しています。				

公売公告付表

売却区分番号	天3-27	見積価額	2,982,000	円
		公売保証金	300,000	円
		課税区分	非課税財産	
公売財産の表示	（土地） 所在 天理市備前町 地番 453番1 地目 雑種地 地積 67㎡			
	所在 天理市備前町 地番 453番10 地目 宅地 地積 17.36㎡			
		以上登記簿による表示		
公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公売財産は、JR桜井線「長柄」駅の西南西方約1.8km（道路距離）、徒歩約23分の、準工業地域内の住宅地の一面に位置します。 ・ 敷地北側は現況幅員約6mの市道（565号西長柄区画街路7号線）に接しています。 ・ 敷地形状は、間口約7m、奥行約12mの長方形状です。 ・ 周辺は北東部に一般住宅が多く立ち並ぶ住宅地が広がり、南方には事業所が多い工業地域となっている。 			

利用状況・法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 ・準工業地域 ・建ぺい率 60%、容積率 200%
その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・境界は隣接地所有者と協議してください。 ・市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・市は瑕疵担保責任を負いません。 ・下見会は実施しませんので、入札者ご自身で現地確認を行ってください。

(平成21年 3 月13日 掲示済)

天理市公告第 4 号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。
 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。
 平成21年3月13日

天理市長 南 佳 策

売却区分	名称、性質、その他	数量	見積価額	公売保証金
			(最低入札価額) (円)	(円)
天3-1	お洒落な紳士用革靴 25EEE 茶色	1	2,000	0
天3-2	お洒落な紳士用革靴 26EEE 黒色	1	2,000	0
天3-3	お洒落な紳士用革靴 25EEE ベージュ色バックスキン	1	2,000	0
天3-4	お洒落な紳士用革靴 26EEE 茶色バックスキン	1	2,000	0
天3-5	お洒落な紳士用革靴 26EEE 茶色バックスキン	1	2,000	0
天3-6	お洒落な紳士用革靴 25EEE 茶色	1	2,000	0
天3-7	お洒落な紳士用革靴 25EEE 茶色バックスキン	1	2,000	0
天3-8	お洒落な紳士用革靴 26EEE 茶色バックスキン	1	2,000	0
天3-9	お洒落な紳士用革靴 25EEE 黒色バックスキン	1	2,000	0
天3-10	お洒落な紳士用革靴 26.5EEE 茶色バックスキン	1	2,000	0
天3-11	お洒落な紳士用革靴 25.5EEE 黒色	1	2,000	0
天3-12	お洒落な紳士用革靴 26EEE ベージュ色バックスキン	1	2,000	0
天3-13	お洒落な紳士用革靴 25.5EEE 茶色	1	2,000	0
天3-14	お洒落な紳士用革靴 26EEE ベージュ色バックスキン	1	2,000	0
天3-15	お洒落な紳士用革靴 26.5 茶色	1	2,000	0
天3-16	お洒落な紳士用革靴 25EEE 茶色バックスキン	1	2,000	0
天3-17	お洒落な紳士用革靴 26.5EEE 茶色	1	2,000	0
天3-18	お洒落な紳士用革靴 25.5EEE 茶色	1	2,000	0
天3-19	お洒落な紳士用革靴 26.5EEE 黒色	1	2,000	0
天3-20	お洒落な紳士用革靴 26.5EEE 茶色	1	2,000	0
天3-21	電話機	1	10,000	1,000
天3-22	相撲番付 (5枚セット)	1	2,000	0
天3-23	舟盛	1	1,000	0
天3-24	北勝海 手形 かざり盆	1	500	0
天3-25	コップ (48個セット)	1	4,000	0
天3-26	皿	1	500	0
(注) ①上記売却区分ごとに公売します。 ②公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイト内に記載しています。				
公売方法	ヤフーが提供するインターネットオークション (せり売)			
公売場所	ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上			
公売参加申込期間	平成21年 4 月14日 午後 1 時00分～平成21年 4 月30日 午後 5 時00分			

公売日時	入札開始	平成21年 5月 8日 午後 1時00分		
	入札締切	平成21年 5月11日 午後 2時00分		
開札の日時		平成21年 5月11日 午後 2時00分		
売却決定	日時	平成21年 5月11日 午後 4時00分	場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限		平成21年 5月18日 午後 2時30分		
買受人についての資格その他の要件		国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。		
その他	1. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。			
	2. 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。			
	3. 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うこととなります。			
	4. 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担となります。			
	5. その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。			
配当を受ける者の権利の申出について				
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は当市収税課に用意しています。				

(平成21年 3月24日 揭示済)

天理市公告第5号

天理市名阪高架下駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成21年 3月24日

天理市長 南 佳 策

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
 名称 天理市名阪高架下駐車場
 位置 天理市樺本町364番地3
- 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
 名称 名阪高架下管理委員会
 代表者 会長 但馬 義雄
 主たる事務所の所在地 天理市樺本町3585番地1
- 指定期間
 平成21年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

(平成21年 4月 1日 揭示済)

天理市公告第6号

定期予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び第5条の規定により公告します。

平成21年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

1 定期予防接種と実施方法

予防接種名	対象	実施場所	実施日時

ポリオ	生後3～90ヶ月未満	保健センター	平成21年 5月 18・19・20・21・22日 平成21年10月 19・20・21・22・23日
BCG	生後3ヶ月から6ヶ月未満	市内指定医療機関	通年
三種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風)	生後3ヶ月から90ヶ月未満		
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	満11歳から13歳未満		
二種混合 (麻疹・風疹)	①生後12ヶ月から24ヶ月未満 ②5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の一年前から当該始期に達する前日まで ③13歳となる日属する年度の初日から当該年度の末日にある者 ④18歳となる日属する年度の初日から当該年度の末日にある者		
日本脳炎第1期	生後36ヶ月から90ヶ月未満		
第2期	9歳から満13歳未満		

- 2 指定医療機関での予防接種について
 - ・保護者に電話で予約・確認をするように市から周知する。
 - ・実施日時は、各医療機関の状況に応じて独自に設定する。
 - ・保護者から直接医療機関に申し込むものとする。
- 3 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）
 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第6条に規定する接種不適当者は、以下のとおり。
 - ①明らかな発熱を呈している者
 - ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ③当該疾病に係る予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - ④その他予防接種を行うことが不適当な者
- 4 接種の判断を行うに際し注意を要する者（接種要注意者）
 予防接種実施要領に規定する接種要注意者は、以下のとおり。
 - ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血管疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - ②前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことが明らかな者
 - ③過去にけいれんの既往のある者
 - ④過去に免疫不全の診断がなされている者
 - ⑤接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- 5 接種料金
 無料とする。

(平成21年 4月 1日 揭示済)

天理市公告第7号

平成21年度下水道受益者負担賦課対象区域の町名について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成21年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
樺本北第4処理分区	樺本町の一部
樺本北第10-1処理分区	南六条町の一部

(平成21年 4月 1日 揭示済)

天理市公告第8号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成21年5月1日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、天理市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成21年5月1日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成21年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 平成21年 4月 1日（公告年月日）
至 平成21年 5月 1日（公告年月日の翌日から起算して30日目）
- 2 農用地利用計画の案の縦覧場所 天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

教育委員会

(平成21年 3月23日 揭示済)

天教告示第3号

平成21年 3月24日 午後5時から 3月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年 3月23日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

(平成21年 3月31日 揭示済)

天教告示第4号

平成21年 4月 1日 午前8時から 4月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年 3月31日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

(平成21年 4月 1日 揭示済)

天理市教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4月 1日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

天理市教育委員会規則第4号

天理市教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市教育総合センター条例施行規則（平成10年 3月天理市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「副所長」の次に「、副所長補佐」を加え、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 副所長補佐は、副所長を補佐し、副所長に事故があるときは、その職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年 4月 1日 揭示済)

天教告示第5号

平成21年 4月 6日 午前9時30分から 4月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年 4月 1日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

農業委員会

(平成21年 3月10日 揭示済)

天農委告示第3号

平成21年 4月 8日午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成21年 3月30日

天理市農業委員会
会長 川 口 和 良

記

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第4号 その他

選挙管理委員会

(平成21年 3月 2日 掲示済)

天選告示第3号

平成21年 3月 2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成21年 3月 2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

- 50分の1の数 1,074人
6分の1の数 8,947人
3分の1の数 17,893人

(平成21年 3月31日 掲示済)

天選告示第4号

平成21年 3月31日現在における農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成21年 3月31日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

- 第1選挙区 463人
第2選挙区 731人
第3選挙区 1,027人
第4選挙区 601人

公平委員会規則

(平成21年 3月27日 掲示済)

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月27日

天理市公平委員会
委員長 堀 内 茂 治

天理市公平委員会規則第1号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年 8月天理市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長部局の項中「財政課財政係長」を「財政課財政一係長、財政課財政二係長」に改める。

別表第2 市民会館の項の次に次のように加える。

人権センター	所長、所長補佐
--------	---------

別表第2 教育総合センターの項中「副所長」の次に「、副所長補佐」を加え、同表（備考）中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 この表中「人権センター」とは、天理市人権センター条例（平成21年 3月天理市条例第12号）第1条に規定する機関をいう。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

監査委員

(平成21年 3月25日 掲示済)

天監委告示第4号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成20年度第3回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成21年 3月25日

天理市監査委員 別所 矩佳
天理市監査委員 大森 光三郎
天理市監査委員 三橋 保長

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象

監 査 執 行 期 間	監 査 対 象	予算執行状況調査日
平成20年12月 1日～平成20年12月 8日	環 境 経 済 部	平成20年10月31日
平成20年12月 9日～平成20年12月24日	市 民 部	平成20年11月30日
平成21年 1月 7日～ 1月14日	市 長 公 室	平成20年12月31日
〃 1月22日～ 2月 5日	健 康 福 祉 部	平成20年12月31日
〃 2月 9日～ 3月11日	建 設 部	平成21年 1月31日
〃 3月12日	会 計 室	平成21年 2月28日

- 3 監査の範囲
平成20年度の財務に関する事務の執行状況

- 4 監査の対象事項
 - (1) 予算の執行状況
 - (2) 収入及び支出事務処理状況
 - (3) 物品の出納保管状況
 - (4) 補助金関係事務処理状況
 - (5) 契約関係事務処理状況
 - (6) 財産の管理状況

- 5 監査の方法
監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出事務等財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し監査を行った。

- 6 監査の結果
事務処理等は、予算の目的に従い法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。
監査の結果は、以下のとおりである。

環境経済部
環境政策課

- ア 予算執行状況について
(1) 歳入

平成20年10月31日現在（単位：円・%）

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
衛 生 使 用 料	11,134,000	6,176,130	5,307,630	868,500	85.9
衛 生 手 数 料	1,729,000	1,501,300	1,474,900	26,400	98.2
衛 生 費 県 補 助 金	85,000	0	0	0	0.0
衛 生 費 寄 付 金	72,000	13,400	0	13,400	0.0
雑 入	404,000	0	0	0	0.0
合 計	13,424,000	7,690,830	6,782,530	908,300	88.2

- (2) 歳出

平成20年10月31日現在（単位：円・%）

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
保 健 衛 生 総 務 費	315,000	118,975	196,025	37.8

環 境 衛 生 費	60,589,000	32,495,092	28,093,908	53.6
合計	60,904,000	32,614,067	28,289,933	53.5

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、衛生使用料では火葬場使用料であり、衛生手数料では犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料等である。

歳出の主なものは、火葬場の指定管理料及び用地借地料等である。

農林課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成20年10月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
農林費分担金	11,410,000	0	0	0	0.0
農林使用料	149,000	135,200	130,750	4,450	96.7
農林手数料	3,000	0	0	0	0.0
農林費県補助金	35,013,000	0	0	0	0.0
農林費委託金	1,162,000	0	0	0	0.0
雑入	0	503,562	503,562	0	100.0
合計	47,737,000	638,762	634,312	4,450	99.3

(2) 歳出

平成20年10月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
農業振興費	26,421,000	5,487,544	20,933,456	20.8
畜産業費	652,000	226,305	425,695	34.7
農地費	150,705,000	42,633,687	108,071,313	28.3
農村総合整備事業費	56,173,000	217,100	55,955,900	0.0
林業総務費	264,000	184,207	79,793	69.8
林業振興費	4,646,000	93,909	4,552,091	2.0
農林業施設災害復旧費	1,026,000	115,140	910,860	11.2
合計	239,887,000	48,957,892	190,929,108	20.4

(職員給与費除く。)

歳入は、農道及び行政財産の占用料、大和平野土地改良区天理地区管理事業に伴う補助金精算返納金である。

歳出の主なものは、農業振興費では、農家代表者会活動費補助金、やまと北部農業共済組合活動費補助金等である。

農地費では、市単独土地改良事業補助金、大和平野土地改良区賦課補助金、農業用排水路整備工事(東・西井戸堂)等である。

イ 補助金関係について

農家代表者会活動費補助金、市単独土地改良事業補助金、大和平野土地改良区賦課補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

商工観光課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成20年10月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
商工費国庫補助金繰越明許費	4,157,000	0	0	0	0.0
総務費委託金	7,273,000	5,544,530	5,015,490	529,040	90.5
市預金利子	1,000	9	9	0	100.0
中小企業融資損失補償預託金返還金	12,000,000	0	0	0	0.0
雑入	3,000	24,300	22,400	1,900	92.2
合計	23,434,000	5,568,839	5,037,899	530,940	90.5

(2) 歳出

平成20年10月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
指定調査総務費	59,000	0	59,000	0.0
指定統計費	7,253,000	529,376	6,723,624	7.3
高齢者等雇用安定対費	15,614,000	15,610,000	4,000	100.0
商工総務費	174,000	62,081	111,919	35.7
商工振興費	53,694,000	28,748,705	24,945,295	53.5
観光費	91,576,000	25,335,856	66,240,144	27.7
現年 繰越明許費	86,959,000	20,719,406	66,239,594	23.8
	4,617,000	4,616,450	550	100.0
合 計	168,370,000	70,286,018	98,083,982	41.7

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、統計調査費委託金等である。

歳出の主なものは、商工振興費では商工会補助金、中小企業融資損失補償預託金である。

観光費では観光協会補助金、観光案内所建物等借上料、「てくてくてんりウォーキングフェスタ」開催委託料等であり、繰越事業として、長柄駅前観光案内板新設工事が執行されている。

イ 補助金関係について

シルバー人材センター補助金、商工会補助金、観光協会補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

業務課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成20年10月31日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
衛生使用料	4,000	6,790	6,790	0	100.0
衛生手数料	119,663,000	68,467,071	65,998,685	2,468,386	96.4
広域塵芥処理受託収入	182,349,000	59,565,832	55,574,962	3,990,870	93.3
雑 入	19,160,000	14,410,189	12,042,669	2,367,520	83.6
合 計	321,176,000	142,449,882	133,623,106	8,826,776	93.8

(2) 歳出

平成20年10月31日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
塵芥処理費	592,794,000	300,185,373	292,608,627	50.6
し尿処理費	75,390,000	33,814,094	41,575,906	44.9
広域塵芥処理費	45,840,000	21,251,329	24,588,671	46.4
合 計	714,024,000	355,250,796	358,773,204	49.8

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、衛生手数料では、ごみ及びし尿の処理手数料である。

広域塵芥処理受託収入では、山辺広域の各町村から持ち込まれるごみ等の受託収入であり、雑入では清掃処理料、アルミ等の売却代金等である。

歳出の主なものは、塵芥処理費では、ごみ焼却施設の修繕費、ごみ焼却施設の運転管理業務委託料、ごみ収集運搬業務委託料、塵芥車購入費等である。

し尿処理費では、し尿処理施設の修繕費、し尿処理施設運転管理業務委託料等である。

広域塵芥処理費では需用費、灰等搬出運搬業務委託料、最終処分地の借地料等である。

イ 委託関係について

ごみ収集運搬業務委託、ごみ焼却施設及びし尿処理施設の運転管理業務委託、灰等搬出運搬業務委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市民部

市民課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成20年11月30日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
総務手数料	21,556,000	13,942,650	13,814,300	128,350	99.1
総務費委託金(国)	2,162,000	1,506,000	1,506,000	0	100.0

総務費委託金(県)	59,000	0	0	0	0.0
合 計	23,777,000	15,448,650	15,320,300	128,350	99.2

(2) 歳出

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
戸籍住民基本台帳費	30,705,000	15,513,414	15,191,586	50.5

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、総務手数料では、戸籍謄抄本等の交付手数料であり、総務費委託金(国)では、外国人登録事務及び特別永住事務委託金である。

歳出の主なものは、住民記録、戸籍総合システムの保守委託料、戸籍総合システム及び自動交付機器の借上料等である。

イ 証明書等の発行状況について

証明書等の発行件数及び手数料は、次表のとおりである。

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

区 分	件 数			調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 入 率 (%)
	無料(件)	有料(件)	計(件)				
戸籍謄抄本	1,768	8,249	10,017	5,902,100	5,852,450	49,650	99.16
住民票	1,757	19,253	21,010	4,483,200	4,448,600	34,600	99.23
印鑑証明	103	10,648	10,751	3,071,000	3,029,000	42,000	98.63
その他証明	102	737	839	424,150	422,050	2,100	99.50
広域交付住民票	0	26	26	5,200	5,200	0	100.0
住民基本台帳カード	0	114	114	57,000	57,000	0	100.0
計	3,730	39,027	42,757	13,942,650	13,814,300	128,350	99.08

なお、128,350円の収入未済額は、翌月に納入されていた。

保険医療課

ア 予算執行状況について

1 一般会計

(1) 歳入

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
民生費国庫負担金	21,517,000	0	0	0	0.0
民生費委託金	18,217,000	13,746,000	13,746,000	0	100.0
民生費県負担金	185,426,000	0	0	0	0.0
民生費県補助金	92,437,000	35,263,000	35,263,000	0	100.0
福祉医療費貸付金元利収入	6,600,000	4,454,864	4,454,864	0	100.0
雑 入	28,924,000	10,241,390	10,241,390	0	100.0
過年度収入	1,000	0	0	0	0.0
合 計	353,112,000	63,705,254	63,705,254	0	100.0

(2) 歳出

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
諸 費	7,412,000	7,411,427	573	100.0
社会福祉総務費	6,600,000	5,695,530	904,470	86.3
障害者福祉費	65,841,000	45,852,432	19,988,568	69.6
老人福祉費	32,154,000	17,010,153	15,143,847	52.9
国民年金費	7,402,000	5,465,541	1,936,459	73.8
国民健康保険医療助成費	195,175,000	0	195,175,000	0.0
後期高齢者医療費	540,218,000	331,986,348	208,231,652	61.5
児童福祉総務費	77,801,000	57,872,349	19,928,651	74.4
母子福祉費	30,581,000	17,514,674	13,066,326	57.3
老人保健費	43,006,000	43,006,000	0	100.0
合 計	1,006,190,000	531,814,454	474,375,546	52.9

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、民生費委託金及び県補助金等である。

歳出の主なものは、障害者福祉費、老人福祉費、児童福祉総務費等の扶助費及び後期高齢者医療広域連

合への負担金等である。

2 国民健康保険特別会計

(1) 歳入

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
国民健康保険料	1,731,872,000	2,183,889,099	966,644,754	1,217,244,345	44.3
使用料及び手数料	120,000	68,350	67,950	400	99.4
国庫支出金	1,652,959,000	833,617,000	833,617,000	0	100.0
療養給付費交付金	341,019,000	319,313,074	319,313,074	0	100.0
前期高齢者交付金	1,289,539,000	499,103,046	499,103,046	0	100.0
県支出金	305,601,000	99,119,946	99,119,946	0	100.0
共同事業交付金	664,358,000	394,340,163	394,340,163	0	100.0
財産収入	670,000	82,929	82,929	0	100.0
繰入金	631,159,000	371,000,000	371,000,000	0	100.0
繰越金	226,313,000	278,394,046	278,394,046	0	100.0
諸収入	4,786,000	8,141,502	8,141,502	0	100.0
合計	6,848,396,000	4,987,069,155	3,769,824,410	1,217,244,745	75.6

(2) 歳出

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

款	予算現額	執行済額	残額	執行率
総務費	75,914,000	40,287,835	35,626,165	53.1
保険給付費	4,755,260,000	2,570,905,987	2,184,354,013	54.1
後期高齢者支援金等	666,893,000	479,353,108	187,539,892	71.8
前期高齢者納付金等	1,015,000	650,189	364,811	64.1
老人保健拠出金	182,331,000	152,410,784	29,920,216	83.6
介護納付金	319,453,000	212,968,560	106,484,440	66.7
共同事業拠出金	690,415,000	402,736,838	287,678,162	58.3
保健事業費	50,094,000	15,142,602	34,951,398	30.2
基金積立金	670,000	82,929	587,071	12.4
公債費	2,613,000	0	2,613,000	0.0
諸支出金	9,781,000	2,840,739	6,940,261	29.0
予備費	510,000	0	510,000	0.0
合計	6,754,949,000	3,877,379,571	2,877,569,429	57.4

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、国民健康保険料、国庫支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金及び繰越金等である。

歳出の主なものは、総務費ではレセプト点検委託料、国保事務システム保守及び電算事務処理委託料等である。

保険給付費では、一般被保険者及び退職被保険者等療養給付費・療養費及び高額療養費、出産育児一時金である。

後期高齢者支援金等では、後期高齢者の支援金であり、老人保健拠出金では老人保健医療費拠出金である。

介護納付金では、介護給付費・地域支援事業納付金であり、共同事業拠出金では、保険財政共同安定化事業拠出金等である。

イ 国民健康保険料の収入状況について

国民健康保険料の収入状況は、次表のとおりである。

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

項目	平成20年11月30日現在				平成19年11月30日現在			
	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	収入済額	収入率		
医療分	一般	現年度分	1,171,341,866	637,377,762	533,964,104	54.4	791,792,079	58.6
	一般	滞納繰越分	430,021,785	24,782,821	405,238,964	5.8	23,992,919	5.7
		計	1,601,363,651	662,160,583	939,203,068	41.3	815,784,998	46.0
支分	退職	現年度分	84,957,444	56,668,387	28,289,057	66.7	229,868,894	63.0
		滞納繰越分	16,641,919	2,372,508	14,269,411	14.3	2,162,324	13.9
	一般	計	101,599,363	59,040,895	42,558,468	58.1	232,031,218	61.0
支	一般	現年度分	294,113,688	159,462,098	134,651,590	54.2	—	—
		滞納繰越分	0	0	0	—	—	—

援 分	分	計	294,113,688	159,462,098	134,651,590	54.2	—	—
	退 職 分	現年度分	20,943,792	13,949,401	6,994,391	66.6	—	—
		滞納繰越分	0	0	0	—	—	—
		計	20,943,792	13,949,401	6,994,391	66.6	—	—
介 護 分	一 般 分	現年度分	112,105,087	58,398,025	53,707,062	52.1	41,486,394	55.3
		滞納繰越分	33,897,254	1,775,195	32,122,059	5.2	1,701,539	5.2
		計	146,002,341	60,173,220	85,829,121	41.2	43,187,933	40.2
	退 職 分	現年度分	18,811,933	11,711,777	7,100,156	62.3	9,838,264	61.9
		滞納繰越分	1,054,331	146,780	907,551	13.9	122,161	11.5
		計	19,866,264	11,858,557	8,007,707	59.7	9,960,425	58.7
合	計	2,183,889,099	966,644,754	1,217,244,345	44.3	1,100,964,574	48.4	

574

国民健康保険料の収入状況を前年同期と比較すると、調定額で93,147,393円（4.1%）収入済額で134,319,820円（12.2%）それぞれ減少し、収入率では前年度より4.1ポイント減少となっている。

徴収にあたっては、徴収方法に創意工夫され、より一層財源の確保に努められるよう要望する。

3 老人保健特別会計

(1) 歳入

平成20年11月30日現在（単位：円・%）

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
医療費交付金	315,780,000	293,736,002	293,736,002	0	100.0
審査支払手数料交付金	1,736,000	1,478,000	1,478,000	0	100.0
医療費負担金（国）	234,246,000	138,686,000	138,686,000	0	100.0
医療費負担金（県）	47,980,000	39,353,939	39,353,939	0	100.0
一般会計繰入金	43,006,000	43,006,000	43,006,000	0	100.0
繰越金	1,000	0	0	0	0.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0.0
第三者納付金	1,000	1,927,170	1,927,170	0	100.0
返納金	1,000	0	0	0	0.0
雑入	1,000	48,231	48,231	0	100.0
合計	642,753,000	518,235,342	518,235,342	0	100.0

(2) 歳出

平成20年11月30日現在（単位：円・%）

目	予算現額	執行済額	残額	収入率
一般管理費	4,215,000	3,430,942	784,058	81.4
医療給付費	475,695,000	458,000,631	17,694,369	96.3
医療費支給費	41,844,000	27,261,660	14,582,340	65.2
審査支払手数料	1,844,000	1,607,147	236,853	87.2
償還金	335,000	334,555	445	99.9
繰上充用金	118,820,000	118,819,210	790	100.0
合計	642,753,000	609,454,145	33,298,855	94.8

（職員給与費除く。）

歳入の主なものは、医療費交付金、医療費の国庫及び県費負担金、一般会計繰入金等である。

歳出の主なものは、医療給付費、高額医療費に係る扶助費、繰上充用金等である。

4 後期高齢者医療特別会計

(1) 歳入

平成20年11月30日現在（単位：円・%）

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
特別徴収保険料	339,476,000	227,202,000	152,789,300	74,412,700	67.2
普通徴収保険料	93,553,000	139,384,500	88,354,600	51,029,900	63.4
証明手数料	1,000	0	0	0	0.0
督促手数料	1,000	18,850	18,850	0	100.0
一般会計繰入金	126,917,000	46,168,000	46,168,000	0	100.0
延滞金	1,000	0	0	0	0.0
過料	1,000	0	0	0	0.0
還付加算金	1,000	0	0	0	0.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0.0

弁 償 金	1,000	0	0	0	0.0
雑 入	18,247,000	0	0	0	0.0
合 計	578,200,000	412,773,350	287,330,750	125,442,600	69.6

(2) 歳出

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
一 般 管 理 費	9,799,000	3,383,821	6,415,179	34.5
賦 課 徴 収 費	2,459,000	258,180	2,200,820	10.5
後期高齢者医療広域連合納付金	547,694,000	249,242,300	298,451,700	45.5
健 康 診 査 費	18,247,000	1,247,299	16,999,701	6.8
還 付 加 算 金	1,000	0	1,000	0.0
合 計	578,200,000	254,131,600	324,068,400	44.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金である。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への負担金等である。

男女共同参画課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
総務使用料	720,000	527,100	462,000	65,100	87.6
雑 入	45,000	31,680	31,680	0	100.0
合 計	765,000	558,780	493,680	65,100	88.3

(2) 歳出

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
男女共同参画推進費	10,129,000	7,049,596	3,079,404	69.6

歳入の主なものは、男女共同参画プラザ使用料である。

歳出の主なものは、家庭教育学級運営委託料、女性教育推進事業委託料、土地賃貸借料等である。

人権啓発課

ア 予算執行状況について

1 一般会計

(1) 歳入

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
土 木 使 用 料	2,000	1,260	1,260	0	100.0
民生費県委託金	260,000	0	0	0	0.0
不動産売払収入	1,081,000	1,104,779	873,239	231,540	79.0
生活資金貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0.0
雑 入	0	7,496	7,496	0	100.0
合 計	1,344,000	1,113,535	881,995	231,540	79.2

(2) 歳出

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
社 会 福 祉 総 務 費	686,000	417,515	268,485	60.9
人 権 啓 発 推 進 費	10,941,000	8,200,568	2,740,432	75.0
住 宅 管 理 費	777,000	161,918	615,082	20.8
住宅新築資金等貸付金特別会計繰出金	5,766,000	0	5,766,000	0.0
合 計	18,170,000	8,780,001	9,389,999	48.3

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、不動産売払収入である。

歳出の主なものは、人権教育推進事業補助金、人権ふれあい集会開催事業委託金、人権学習会開催委託料等である。

2 住宅新築資金等貸付金特別会計

(1) 歳入

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
一般会計繰入金	5,766,000	0	0	0	0.0
繰越金	1,000,000	1,702,512	1,702,512	0	100.0
雑入	42,534,000	14,664,768	14,664,768	0	100.0
合計	49,300,000	16,367,280	16,367,280	0	100.0

(2) 歳出

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
運用管理費	3,482,000	3,472,960	9,040	99.7
元金	35,294,000	20,246,687	15,047,313	57.4
利子	10,524,000	5,487,871	5,036,129	52.2
合計	49,300,000	29,207,518	20,092,482	59.2

歳入は、繰越金、雑入の回収管理組合返戻金である。

歳出の主なものは、運用管理費では、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合負担金であり、公債費の元金及び利子償還金である。

イ 貸付金の償還状況について

(1) 生活資金貸付金

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
滞納繰越分	1,000	1,223,746	0	1,223,746	0.0

(2) 住宅新築資金等貸付金

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
現年度分	32,480,000	12,336,628	12,336,628	0	100.0
滞納繰越分	5,856,000	2,328,140	2,328,140	0	100.0
合計	38,336,000	14,664,768	14,664,768	0	100.0

石上コミュニティセンター
 嘉幡コミュニティセンター
 御経野コミュニティセンター

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
民生使用料	21,000	115,440	115,440	0	100.0
民生費県補助金	33,249,000	0	0	0	0.0
合計	33,270,000	115,440	115,440	0	100.0

民生使用料は、3コミュニティセンターの使用料等であり、民生費県補助金(コミュニティセンター運営補助金)は年度末に納入される予定である。

(2) 歳出

石上コミュニティセンター

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
老人憩の家管理費	694,000	495,822	198,178	71.4
コミュニティセンター費	3,819,000	2,322,798	1,496,202	60.8
児童館費	5,002,000	2,288,747	2,713,253	45.8
環境衛生費	4,440,000	3,231,610	1,208,390	72.8
合計	13,955,000	8,338,977	5,616,023	59.8

嘉幡コミュニティセンター

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
老人憩の家管理費	1,035,000	614,442	420,558	59.4
コミュニティセンター費	4,526,000	2,290,994	2,235,006	50.6
児童館費	10,217,000	1,996,856	8,220,144	19.5
環境衛生費	3,802,000	2,886,573	915,427	75.9

合 計	19,580,000	7,788,865	11,791,135	39.8
-----	------------	-----------	------------	------

(職員給与を除く。)

御経野コミュニティセンター

平成20年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
老人憩の家管理費	791,000	496,860	294,140	62.8
コミュニティセンター費	3,986,000	1,874,510	2,111,490	47.0
児童館費	4,762,000	2,255,993	2,506,007	47.4
環境衛生費	4,885,000	3,906,756	978,244	80.0
合 計	14,424,000	8,534,119	5,889,881	59.2

(職員給与と費除く。)

3コミュニティセンター共通の歳出の主なものは、老人憩の家及びコミュニティセンターの維持管理費、共同浴場の管理運営費補助金等である。

市長公室

秘書課

ア 予算執行状況について

(1) 歳出

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
一般管理費	10,866,000	7,721,796	3,144,204	71.1
姉妹都市友好費	4,133,000	854,603	3,278,397	20.7
諸費	1,373,000	1,135,420	237,580	82.7
合 計	16,372,000	9,711,819	6,660,181	59.3

(職員給与と費除く。)

歳出の主なものは、一般管理費では全国・近畿・県市長会負担金である。

姉妹都市友好費では瑞山市との交流事業費であり、諸費では都市行政研究会負担金等である。

イ 資金前渡金の経理状況について

交際費は資金前渡金として支出され、その保管は金融機関に預けられており、預金通帳、現金出納簿及び領収書等、適正に処理されていた。

人事課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
雑 入	20,625,000	1,461,181	1,398,606	62,575	95.7

(2) 歳出

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
一般管理費	51,774,000	22,301,004	29,472,996	43.1

(職員給与と費除く。)

歳入の主なものは、職員駐車場料等である。

歳出の主なものは、職員定期健康診断委託料、人事給与システム保守委託料・システム借上料等である。

イ 委託関係について

定期健康診断委託、人事給与システム保守委託、研修委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

企画課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
総務費県補助金	27,000	0	0	0	0.0
雑 入	1,000,000	0	0	0	0.0
合 計	1,027,000	0	0	0	0.0

(2) 歳出

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
企 画 費	34,421,000	19,351,905	15,069,095	56.2
諸 費	1,000,000	1,000,000	0	100.0
広 域 消 防 費	829,744,000	663,795,000	165,949,000	80.0
合 計	865,165,000	684,146,905	181,018,095	79.1

(職員給与費除く。)

歳出の主なものは、企画費では山辺広域行政事務組合総務費分担金、行政評価制度構築支援業務委託料等である。

広域消防費では山辺広域行政事務組合消防費分担金である。

自治振興課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
総務費委託金	3,476,000	0	0	0	0.0
雑入	11,084,000	605,850	605,850	0	100.0
合計	14,560,000	605,850	605,850	0	100.0

(2) 歳出

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
広報費	51,056,000	40,714,134	10,341,866	79.7
諸費	9,900,000	0	9,900,000	0.0
合計	60,956,000	40,714,134	20,241,866	66.8

(職員給与費除く。)

歳入は、広報紙・ホームページ広告掲載料である。

歳出の主なものは、広報費では毎月2回発行される「町から町へ」の印刷代、「いきいきタウン」の制作及び放送委託料、多世代ふれあい交流事業補助金、校区区長会運営交付金等である。

イ 補助金関係について

多世代ふれあい交流事業補助金、校区区長会運営交付金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市民会館

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
総務使用料	6,840,000	7,169,825	7,069,325	100,500	98.6
雑 入	94,000	131,944	131,014	930	99.3
合 計	6,934,000	7,301,769	7,200,339	101,430	98.6

(2) 歳出

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
市民会館費	21,960,000	13,578,335	8,381,665	61.8

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、市民会館使用料であり、歳出の主なものは、市民会館の維持管理費である。

イ 市民会館の利用状況について

平成20年12月31日現在 (単位:件)

区 分	ホ ー ル	会 議 室	合 計
4 月	10	45	55
5 月	9	73	82
6 月	15	47	62
7 月	10	50	60
8 月	18	32	50
9 月	14	39	53
10 月	14	45	59

11 月	18	34	52
12 月	13	42	55
合 計	121	407	528

健康福祉部
社会福祉課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
民生費負担金	1,300,000	0	0	0	0.0
民生使用料	4,000	2,670	2,670	0	100.0
民生費(国)負担金	1,156,125,000	615,788,000	615,788,000	0	100.0
民生費(国)補助金	25,658,000	0	0	0	0.0
衛生費(国)補助金	56,000	0	0	0	0.0
民生費(国)委託金	205,000	0	0	0	0.0
民生費(県)負担金	178,749,000	0	0	0	0.0
民生費(県)補助金	26,174,000	0	0	0	0.0
衛生費(県)補助金	9,845,000	0	0	0	0.0
貸付金元利収入	163,000	1,090,160	0	1,090,160	0.0
雑 入	4,763,000	15,926,973	13,324,439	2,602,534	83.7
過年度収入	1,305,000	60,000	40,000	20,000	66.7
合 計	1,404,347,000	632,867,803	629,155,109	3,712,694	99.4

(2) 歳出

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
諸 費	31,309,000	0	31,309,000	0.0
社会福祉総務費	82,867,000	63,428,254	19,438,746	76.5
障害者福祉費	837,528,000	543,937,184	293,590,816	64.9
遺家族等援護費	5,824,000	5,117,312	706,688	87.9
福祉センター費	65,721,000	50,721,000	15,000,000	77.2
障害者ふれあいセンター費	23,351,000	17,910,500	5,440,500	76.7
児童福祉総務費	205,000	0	205,000	0.0
生活保護総務費	14,412,000	6,473,754	7,938,246	44.9
扶 助 費	1,075,142,000	732,554,199	342,587,801	68.1
災害救助費	551,000	0	551,000	0.0
衛 生 費	22,902,000	13,201,320	9,700,680	57.6
合 計	2,159,812,000	1,433,343,523	726,468,477	66.4

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、生活保護費負担金及び生活保護費の返還金である。

歳出の主なものは、社会福祉総務費では、社会福祉活動用大型バス(ふれあい号)運行委託料、社会福祉協議会補助金、各地区民生児童委員活動負担金である。

障害者福祉費では、地域活動支援センター指定管理料、福祉作業所運営補助金、障害者福祉に係る扶助費である。

福祉センター費及び障害者ふれあいセンター費では、指定管理料であり、扶助費では生活保護費である。

イ 委託関係について

地域活動支援センター、福祉センター及びふれあいセンターの指定管理料、社会福祉活動用大型バス(ふれあい号)運行委託、支援費制度適正化事業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

ウ 補助金関係について

社会福祉協議会補助金、福祉作業所運営補助金、社会福祉法人建設補助金、民生児童委員活動負担金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

介護福祉課

ア 予算執行状況について

1 一般会計

(1) 歳入

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
民生費負担金	21,387,000	14,406,802	12,974,602	1,432,200	90.1
民生使用料	6,000	5,480	5,480	0	100.0
民生費国庫補助金	521,000	0	0	0	0.0
民生費県補助金	4,247,000	0	0	0	0.0
介護保険特別会計繰入金	66,187,000	66,186,890	66,186,890	0	100.0
過年度収入	10,000	0	0	0	0.0
合計	92,358,000	80,599,172	79,166,972	1,432,200	98.2

(2) 歳出

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
諸費	300,000	0	300,000	0.0
老人福祉費	44,452,000	27,317,101	17,134,899	61.5
ふるさと園費	143,223,000	113,836,880	29,386,120	79.5
老人憩の家管理費	600,000	600,000	0	100.0
多世代交流広場管理費	2,062,000	1,052,245	1,009,755	51.0
介護保険費	480,843,000	476,566,558	4,276,442	99.1
合計	671,480,000	619,372,784	52,107,216	92.2

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、民生費負担金では、老人ホーム入所者に係る費用徴収金であり、介護保険特別会計繰入金である。

歳出の主なものは、老人福祉費では、老人クラブ等活動補助金、老人保護措置費である。ふるさと園費では、ふるさと園の指定管理料、老人保護措置費であり、介護保険費では、介護保険特別会計繰出金等である。

2 介護保険特別会計

(1) 歳入

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
第1号被保険者保険料	595,593,000	665,916,340	422,462,010	243,454,330	63.4
認定審査会負担金	1,526,000	763,000	763,000	0	100.0
総務手数料	1,000	400	400	0	100.0
督促手数料	30,000	28,200	28,200	0	100.0
介護給付費負担金(国)	571,693,000	350,104,000	350,104,000	0	100.0
調整交付金	171,720,000	113,488,000	113,488,000	0	100.0
地域支援事業交付金(国)	9,427,000	7,069,924	7,069,924	0	100.0
地域支援事業交付金(国)	23,386,000	17,538,232	17,538,232	0	100.0
介護保険事業費補助金	2,121,000	0	0	0	0.0
介護給付費交付金	1,004,404,000	650,536,000	650,536,000	0	100.0
地域支援事業支援交付金	11,689,000	9,586,000	9,586,000	0	100.0
介護給付費負担金(県)	481,311,000	293,984,000	293,984,000	0	100.0
地域支援事業交付金(県)	4,714,000	2,749,174	2,749,174	0	100.0
地域支援事業交付金(県)	11,693,000	6,819,826	6,819,826	0	100.0
利子及び配当金	1,000	0	0	0	0.0
一般会計繰入金	478,632,000	476,510,000	476,510,000	0	100.0
介護給付費準備基金繰入金	1,000	0	0	0	0.0
繰越金	159,875,000	306,964,078	306,964,078	0	100.0
第1号被保険者延滞金	1,000	0	0	0	0.0
過料	1,000	0	0	0	0.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0.0
第三者納付金	1,000	294,324	294,324	0	100.0
返納金	1,000	0	0	0	0.0
雑入	1,000	0	0	0	0.0
合計	3,527,823,000	2,902,351,498	2,658,897,168	243,454,330	91.6

(2) 歳出

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
一般管理費	8,568,000	3,211,850	5,356,150	37.5
連合会負担金	1,825,000	1,750,837	74,163	95.9
賦課徴収費	11,439,000	7,357,905	4,081,095	64.3
介護認定審査会費	10,159,000	4,510,737	5,648,263	44.4
認定調査等費	49,839,000	32,067,427	17,771,573	64.3
介護保険事業推進費	6,859,000	244,670	6,614,330	3.6
介護サービス等諸費	2,844,511,000	1,722,856,061	1,121,654,939	60.6
介護予防サービス等諸費	221,800,000	175,722,741	46,077,259	79.2
審査支払手数料	5,700,000	3,576,845	2,123,155	62.8
高額介護サービス等費	48,000,000	31,670,395	16,329,605	66.0
特定入所者介護サービス等費	120,000,000	69,565,780	50,434,220	58.0
財政安定化基金拠出金	3,002,000	3,001,283	717	99.9
介護予防事業費	37,704,000	3,565,701	34,138,299	9.3
包括的支援事業・任意事業費	57,741,000	51,751,045	5,989,955	89.6
介護給付費準備基金積立金	2,000	0	2,000	0.0
保険料還付金	769,000	769,000	0	100.0
償還金	33,688,000	7,753,618	25,934,382	23.0
一般会計繰出金	66,187,000	66,186,890	110	99.9
合計	3,527,793,000	2,185,562,785	1,342,230,215	62.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料では現年度分特別徴収及び普通徴収の介護保険料である。

介護給付費負担金(国・県)では現年度介護給付費負担金であり、調整交付金では現年度調整交付金である。

介護給付費交付金では現年度介護給付費交付金であり、一般会計繰入金では一般会計から本特別会計への繰入金であり、繰越金では本特別会計繰越金である。

歳出の主なものは、認定調査等費では、介護支援専門員適正化事業委託料であり、介護サービス等諸費では施設及び居宅介護サービス給付費であり、高額介護サービス等費では対象者への介護・予防サービス費である。

包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センター業務委託料である。

イ 委託関係について

ふるさと園指定管理料、百歳天理地域安全ボランティア活動推進事業委託、地域包括支援センター業務委託、介護支援専門員適正化事業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

児童福祉課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
民生費負担金	347,180,000	251,503,222	195,616,109	55,887,113	77.8
民生使用料	8,000	8,380	8,380	0	100.0
民生費国庫負担金	489,406,000	298,002,399	298,002,399	0	100.0
民生費国庫補助金	43,526,000	0	0	0	0.0
民生費県負担金	232,596,000	129,632,000	129,632,000	0	100.0
民生費県補助金	53,272,000	0	0	0	0.0
雑入	7,091,000	4,785,114	4,666,354	118,760	97.5
過年度収入	754,000	0	0	0	0.0
合計	1,173,833,000	683,931,115	627,925,242	56,005,873	91.8

(2) 歳出

平成20年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
諸費	2,461,000	302,866	2,158,134	12.3
障害者福祉費	12,586,000	9,337,721	3,248,279	74.2
児童福祉総務費	225,801,000	146,157,828	79,643,172	64.7
児童措置費	1,091,999,000	718,208,349	373,790,651	65.8
保育所費	134,241,000	91,278,867	42,962,133	68.0
母子福祉費	263,687,000	255,510,319	8,176,681	96.9

合 計	1,730,775,000	1,220,795,950	509,979,050	70.5
-----	---------------	---------------	-------------	------

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、民生費負担金では保育所入所に係る負担金、学童保育所入所者負担金であり、民生費国庫及び県負担金では保育所運営費負担金、被用者児童手当負担金等である。

歳出の主なものは、児童福祉総務費では、民間保育所運営費補助金、学童保育所指定管理料である。児童措置費では扶助費（児童手当）、保育所運営費負担金であり、保育所費では、各保育所に係る経費、中央保育所用地借上料等であり、母子福祉費では扶助費（児童扶養手当）である。

イ 補助金関係について

民間保育所運営費補助金、知的障害児支援施設運営事業補助金、地域子育て支援センター事業費補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

ウ 天理市立保育所の保育料の収納状況について

天理市立保育所の保育料の収納状況は、次表のとおりである。

平成20年12月31日現在（単位：円・%）

保 育 所 名	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率	
現 年 度 分	中 央 保 育 所	33,510,480	32,573,240	937,240	97.2
	南 保 育 所	21,754,210	21,314,810	439,400	98.0
	山 田 保 育 所	3,170,100	3,129,700	40,400	98.7
	北 保 育 所	12,212,770	11,345,820	866,950	92.9
	嘉 幡 保 育 所	13,660,370	12,526,220	1,134,150	91.7
	計	84,307,930	80,889,790	3,418,140	95.9
滞 納 繰 越 分	25,808,050	1,156,650	24,651,400	4.5	
合 計	110,115,980	82,046,440	28,069,540	74.5	

保育料の収納には扶養義務者の実態を把握し、より一層の収納確保に努められるよう要望する。

健康推進課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成20年12月31日現在（単位：円・%）

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
衛 生 使 用 料	8,861,000	3,937,201	3,652,651	284,550	92.8
衛 生 手 数 料	10,000	2,000	2,000	0	100.0
民 生 費 県 補 助 金	105,000	0	0	0	0.0
衛 生 費 県 補 助 金	4,019,000	0	0	0	0.0
雑 入	1,595,000	1,434,350	1,434,350	0	100.0
合 計	14,590,000	5,373,551	5,089,001	284,550	94.7

(2) 歳出

平成20年12月31日現在（単位：円・%）

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
母 子 保 健 費	30,935,000	13,603,053	17,331,947	44.0
保 健 衛 生 総 務 費	4,383,000	2,202,007	2,180,993	50.2
予 防 費	99,318,000	74,195,296	25,122,704	74.7
健 康 増 進 対 策 費	48,977,000	27,127,843	21,849,157	55.4
合 計	183,613,000	117,128,199	66,484,801	63.8

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、衛生使用料では休日応急診療所使用料であり、雑入ではがん検診等実費徴収金である。

歳出の主なものは、母子保健費では健康診査医師報償費、妊婦健康診査委託料であり、

予防費では休日応急診療所の医師会（二次病院病床確保）・歯科医師会・薬剤師会に対する委託料及び交付金、各種予防接種委託料であり、健康増進対策費では各がん検診委託料等である。

イ 休日応急診療所の利用状況 は、次表のとおりである。

休日応急診療所利用状況は、次表のとおりである。

平成20年12月31日現在(単位：人)

科 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合 計	
医 科	内 科	20	42	15	15	13	17	18	24	86	250
	外 科	0	0	0	3	1	1	0	2	1	8
	小 児 科	45	97	39	50	34	37	35	51	115	503
	そ の 他	0	0	0	0	1	3	0	0	13	17

	合計	65	139	54	68	49	58	53	77	215	778
--	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	-----	-----

ウ 検診等の受診状況について

検診の受診状況は、次表のとおりである。

平成20年12月31日現在（単位：人・円・%）

科 目	受診者数	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
胃がん検診	494 (183)	444,600	444,600	0	100.0
胸部検診	358 (136)	71,600	71,600	0	100.0
喀痰検診	65 (18)	29,250	29,250	0	100.0
成人病検診	208 (0)	416,000	416,000	0	100.0
合計	1,125 (337)	961,450	961,450	0	100.0

()は、70歳以上無料受診者数を表す。

エ 委託関係について

休日応急診療所医師会及び二次病院病床確保・歯科医師会・薬剤師会に対する委託料、地域ふれあい教室事業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

建設部

監理課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年1月31日現在（単位：円・%）

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
土木費負担金	500,000	0	0	0	0.0
土木使用料	26,105,000	29,132,520	28,885,530	246,990	99.2
総務手数料	0	29,650	29,650	0	100.0
財産貸付収入	3,865,000	3,874,315	3,874,315	0	100.0
合計	30,470,000	33,036,485	32,789,495	246,990	99.3

(2) 歳出

平成21年1月31日現在（単位：円・%）

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
地籍調査費	32,628,000	3,352,471	29,275,529	10.3
道路橋りょう総務費	14,654,000	4,978,512	9,675,488	34.0
道路維持費	994,000	0	994,000	0.0
駅前広場管理費	29,087,000	25,492,864	3,594,136	87.6
合計	77,363,000	33,823,847	43,539,153	43.7

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、土木使用料では道路占用料、自動車駐車場使用料であり、財産貸付収入では土地貸付収入である。

歳出の主なものは、地籍調査費では、地籍調査に伴う自動車購入費、推進委員報償費であり、道路橋りょう総務費では道路賠償責任保険料であり、駅前広場管理費では天理駅前広場及び地下通路指定管理料等である。

イ 道路占用料の収入状況は、次表のとおりである。

平成21年1月31日現在（単位：円・%）

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
道路占用料	22,346,000	25,936,100	25,930,360	5,740	100.0

ウ 法定外公共物占用料の収入状況は、次表のとおりである。

平成21年1月31日現在（単位：円・%）

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
法定外公共物占用料	999,000	843,920	832,070	11,850	98.6

土木課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年1月31日現在（単位：円・%）

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
交通安全対策特別交付金	12,000,000	5,226,000	5,226,000	0	100.0
災害復旧費国庫負担金	2,001,000	0	0	0	0.0

土木費国庫補助金	34,100,000	0	0	0	0.0
土木費県補助金	21,733,000	20,760,000	20,760,000	0	100.0
合 計	69,834,000	25,986,000	25,986,000	0	100.0

(2) 歳出

平成21年 1月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
交通安全対策費	12,000,000	5,806,776	6,193,224	48.4
道路橋りょう総務費	2,804,000	1,989,994	814,006	71.0
道路維持費	80,746,000	40,115,276	40,630,724	49.7
現 年	67,163,000	27,321,026	39,841,974	40.7
繰越明許	13,583,000	12,794,250	788,750	94.2
道路新設改良費	261,951,000	90,813,319	171,137,681	34.7
現 年	202,178,000	70,189,419	131,988,581	34.7
繰越明許	59,773,000	20,623,900	39,149,100	34.5
河川総務費	256,690,000	10,789,484	245,900,516	4.2
現 年	170,125,000	6,819,434	163,305,566	4.0
繰越明許	86,565,000	3,970,050	82,594,950	4.6
公園管理費	4,353,000	2,213,499	2,139,501	50.8
道路及び河川災害復旧費	4,375,000	79,458	4,295,542	1.8
合 計	622,919,000	151,807,806	471,111,194	24.4

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、土木費県補助金では、大和川流域総合治水対策事業補助金(荒蒔東池)である。

歳出の主なものは、道路維持費では道路修繕工事費、道路補修用資材代であり、繰越事業として横広吉田線等の道路修繕工事が執行されている。

道路新設改良費では、勾田樑本線他の交通安全施設整備事業工事費、建物移転補償費、繰越事業として兵庫西門川線他の道路改良工事が執行されている。

河川総務費では嘉幡川他の河川修繕工事費であり、繰越事業として三昧田排水路他の河川修繕工事が執行されている。

イ 工事関係について

道路改良工事、道路及び河川修繕工事等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

住宅課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年 1月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
土木使用料	46,978,000	84,628,820	36,419,260	48,209,560	43.0
土木手数料	2,000	950	950	0	100.0
土木費国庫補助金	8,251,000	0	0	0	0.0
市預金利子	2,000	0	0	0	0.0
雑 入	4,080,000	2,602,952	2,500,123	102,829	96.0
合 計	59,313,000	87,232,722	38,920,333	48,312,389	44.6

(2) 歳出

平成21年 1月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
住宅管理費	59,338,000	18,764,131	40,573,869	31.9
現 年	56,838,000	18,367,231	38,470,769	32.3
繰越明許	2,500,000	396,900	2,103,100	15.9
住宅建設費	57,172,000	23,405,087	33,766,913	40.9
現 年	35,764,000	12,034,037	23,729,963	33.6
繰越明許	21,408,000	11,371,050	10,036,950	53.1
合 計	116,510,000	42,169,218	74,340,782	36.2

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、住宅使用料である。

歳出の主なものは、住宅管理費では施設修繕費、樑本西部市営住宅の手摺設置工事費であり、繰越事業として、御経野改良住宅解体に伴う敷地整備工事が執行されている。

住宅建設費では、石上市営住宅建替事業に伴う移転料、嘉幡市営住宅の周辺道路整備工事費であり、繰越事業として嘉幡市営住宅建替事業に伴う旧住宅解体工事等が執行されている。

イ 住宅使用料の収入状況は、次表のとおりである。

平成21年 1月31日現在 (単位：円・%)

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
現 年 度 分	44,371,000	45,974,100	33,490,800	12,483,300	72.8
滞 納 繰 越 分	1,928,000	38,216,660	2,490,400	35,726,260	6.5
合 計	46,299,000	84,190,760	35,981,200	48,209,560	42.7

使用料の収納確保については、夜間訪問等種々努力されているところであるが、相当以前の使用料も含まれている現状のもと、更なる努力方を要望する。

市街地整備課

ア 予算執行状況について

1 一般会計

(1) 歳入

平成21年 1月31日現在 (単位：円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
土木費国庫補助金 繰越明許	15,482,000	15,482,000	15,482,000	0	100.0
合 計	15,482,000	15,482,000	15,482,000	0	100.0

(2) 歳出

平成21年 1月31日現在 (単位：円・%)

目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	執行率
土地開発公社費	200,300,000	200,184,046	115,954	99.9
区画整理総務費	32,952,000	20,657,583	12,294,417	62.7
駅前広場管理費	440,000	101,192	338,808	23.0
駅前広場整備事業費	129,174,000	122,608,264	6,565,736	94.9
現 年	29,655,000	26,122,430	3,532,570	88.1
繰越明許	99,519,000	96,485,834	3,033,166	97.0
合 計	362,866,000	343,551,085	19,314,915	94.7

(職員給与費除く。)

歳入は、繰越事業による国庫補助金である。

歳出の主なものは、土地開発公社費では土地開発公社用地購入費であり、区画整理総務費では土地区画整理事業特別会計への繰出金である。

駅前広場整備事業費では長柄駅前広場公衆便所新築工事費であり、繰越事業として、同駅前広場整備工事、用地購入費、改札施設移転補償費等が執行されている。

2 土地区画整理事業特別会計

(1) 歳入

平成21年 1月31日現在 (単位：円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
土地区画整理事業国庫補助金	29,461,000	0	0	0	0.0
現 年	19,500,000	0	0	0	0.0
繰越明許	9,961,000	0	0	0	0.0
一般会計繰入金	31,999,000	20,000,000	20,000,000	0	100.0
繰越金	23,566,000	26,344,199	26,344,199	0	100.0
現 年	1,000,000	3,778,199	3,778,199	0	100.0
繰越明許	22,566,000	22,566,000	22,566,000	0	100.0
雑 入	1,000	0	0	0	0.0
市 債	11,500,000	0	0	0	0.0
合 計	96,527,000	46,344,199	46,344,199	0	100.0

(2) 歳出

平成21年 1月31日現在 (単位：円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執行率
山の辺第一工区土地区画整理事業費	97,618,000	28,626,126	68,991,874	29.3
現 年	53,891,000	908,236	52,982,764	1.7
繰越明許	43,727,000	27,717,890	16,009,110	63.4
利 子	110,000	19,525	90,475	17.8
合 計	97,728,000	28,645,651	69,082,349	29.3

歳入の主なものは、一般会計繰入金、繰越事業による繰越金である。

歳出の主なものは、土地区画整理審議会委員報酬、繰越事業として河川、公園の詳細設計業務委託料等が執行されている。

都市計画課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年 1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
土木使用料	190,000	121,370	121,370	0	100.0
土木手数料	2,530,000	2,568,000	2,343,000	225,000	91.2
土木費国庫補助金 繰越明許	28,150,000	28,150,000	28,150,000	0	100.0
土木費県負担金	1,536,000	0	0	0	0.0
雑入	430,000	270,460	255,245	15,215	94.4
合計	32,836,000	31,109,830	30,869,615	240,215	99.2

(2) 歳出

平成21年 1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
道路新設改良費	25,680,000	8,517,400	17,162,600	33.2
現年	18,557,000	1,395,250	17,161,750	7.5
繰越明許	7,123,000	7,122,150	850	100.0
都市計画費	1,924,000	969,008	954,992	50.4
街路事業費	227,826,850	155,853,273	71,973,577	68.4
現年	141,782,000	72,784,273	68,997,727	51.3
繰越明許	61,847,000	58,871,150	2,975,850	95.2
事故繰越	24,197,850	24,197,850	0	100.0
公園管理費	32,328,000	17,664,482	14,663,518	54.6
公園事業費	94,354,000	91,628,666	2,725,334	97.5
現年	2,842,000	2,124,871	717,129	74.8
繰越明許	91,512,000	89,503,795	2,008,205	97.8
合計	382,112,850	274,632,829	107,480,021	71.9

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、繰越事業による国庫補助金である。

歳出の主なものは、街路事業費では、別所丹波市線の道路改良工事費、勾田櫛本線の用地購入費及び建物移転補償費であり、繰越事業として、別所丹波市線の道路改良工事、北大路線及び勾田櫛本線の用地購入費、事故繰越事業として、別所丹波市線の用地購入費、建物移転補償費等が執行されている。

公園管理費では、各公園の維持管理業務委託料であり、公園事業費では、長柄第2街区公園施設整備工事費、繰越事業として、長柄運動公園及び櫛本高塚公園の施設整備工事等が執行されている。

イ 工事関係について

別所丹波市線の道路改良工事、長柄運動公園及び櫛本高塚公園の施設整備工事等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

下水道課

ア 予算執行状況について

1 一般会計

(1) 歳入

平成21年1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
衛生費国庫補助金	816,000	0	0	0	0.0
衛生費県補助金	816,000	0	0	0	0.0
公債費県補助金	34,050,000	34,350,000	34,350,000	0	100.0
合計	35,682,000	34,350,000	34,350,000	0	100.0

(2) 歳出

平成21年1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
浄化槽設置整備事業費	7,561,000	2,848,036	4,712,964	37.7

下水道事業費	1,547,245,000	1,470,000,000	77,245,000	95.0
合計	1,554,806,000	1,472,848,036	81,957,964	94.7

(職員給与費除く。)

歳入は公債費県補助金であり、歳出の主なものは下水道事業費では、一般会計から下水道事業特別会計への繰出金である。

2 大和都市計画下水道事業特別会計

(1) 歳入

平成21年 1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
下水道事業費負担金	4,079,000	7,015,134	5,387,910	1,627,224	76.8
下水道使用料	1,270,711,000	975,893,569	909,979,324	65,914,245	93.2
農業集落排水使用料	3,658,000	2,993,826	2,685,470	308,356	89.7
下水道手数料	140,000	167,900	167,900	0	100.0
下水道事業費国庫補助金	625,500,000	163,500,000	163,500,000	0	100.0
現年	462,000,000	0	0	0	0.0
繰越明許	163,500,000	163,500,000	163,500,000	0	100.0
下水道事業費県補助金	92,382,000	16,632,000	16,632,000	0	100.0
現年	75,750,000	0	0	0	0.0
繰越明許	16,632,000	16,632,000	16,632,000	0	100.0
一般会計繰入金	1,547,245,000	1,470,000,000	1,470,000,000	0	100.0
繰越金	133,124,000	133,124,912	133,124,912	0	100.0
現年	53,851,000	53,851,912	53,851,912	0	100.0
繰越明許	79,273,000	79,273,000	79,273,000	0	100.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0.0
雑入	1,000	2,527,555	2,527,025	530	100.0
市債	3,102,500,000	1,487,400,000	1,487,400,000	0	100.0
現年	2,561,800,000	946,700,000	946,700,000	0	100.0
繰越明許	540,700,000	540,700,000	540,700,000	0	100.0
合計	6,779,341,000	4,259,254,896	4,191,404,541	67,850,355	98.4

(2) 歳出

平成21年 1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
下水道総務費	752,748,000	522,346,886	230,401,114	69.4
下水道維持費	57,460,000	19,695,485	37,764,515	34.3
農業集落排水施設総務費	348,000	0	348,000	0.0
農業集落排水施設維持費	19,956,000	5,753,816	14,202,184	28.8
都市水環境整備下水道事業費	1,828,134,000	1,032,808,879	795,325,121	56.5
現年	1,078,023,000	282,701,938	795,321,062	26.2
繰越明許	750,111,000	750,106,941	4,059	100.0
下水道防災事業費	242,700,000	3,738,274	238,961,726	1.5
流域下水道事業費	56,173,000	0	56,173,000	0.0
農業集落排水施設整備事業費	241,868,000	90,857,185	151,010,815	37.6
現年	191,874,000	40,865,419	151,008,581	21.3
繰越明許	49,994,000	49,991,766	2,234	100.0
元金	2,660,590,000	1,378,450,410	1,282,139,590	51.8
利子	768,322,000	393,234,575	375,087,425	51.2
予備費	100,000	0	100,000	0.0
合計	6,628,399,000	3,446,885,510	3,181,513,490	52.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、下水道使用料、繰越事業による国庫補助金、一般会計繰入金、下水道事業債である。歳出の主なものは、下水道総務費では流域下水道維持管理費負担金、公課費であり、都市水環境整備下水道事業費では、設計業務委託料、汚水柵設置及び汚水管布設工事費である。

繰越事業として、汚水管布設工事、水道管移設補償等が執行されている。

農業集落排水施設整備事業費では汚水管布設工事であり、繰越事業として、同工事及び水道管移設補償等が執行されている。

元金、利子では長期債元金償還金、長期債利子償還金である。

イ 工事関係について

各工区における汚水管布設工事の契約書等、関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。
ウ 水洗便所改造資金貸付金の交付状況について

既設の、くみとり便所を水洗便所に改造するため、排水設備の新設又は改造工事に要する資金として、貸付基金が設置されているもので、平成21年1月31日現在の本年度貸付件数は14件、貸付金額は6,187,000円であった。

水洗便所改造資金貸付運用状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末現在	平成20年4月1日～平成21年1月31日			平成21年1月 31日現在
		増	減	差引残額	
貸付金	18,407,360	6,187,000	8,224,500	△2,037,500	16,369,860
現金	31,592,640	8,224,500	6,187,000	2,037,500	33,630,140
計	50,000,000	14,411,500	14,411,500	0	50,000,000

会計室

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年2月28日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
市預金利子	520,000	1,324,490	1,324,490	0	100.0

(2) 歳出

平成21年2月28日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
会計管理費	1,150,000	503,704	646,296	43.8

(職員給与費除く。)

歳入は市預金利子であり、歳出では、会計事務処理の経費である。

イ 基金の管理状況について

基金の預け入れは、市内の金融機関を中心に、安全、確実に運用しながら一般会計歳計現金への繰替運用もされていた。

基金状況は、次表のとおりである。

平成21年2月28日(単位：千円)

基金名	金額	基金名	金額	基金名	金額
財政調整基金	(1,300,000)	公共施設 整備基金	(200,000)	国民健康保険 財政調整基金	40,089
減債基金	(300,000)	地元公共事業 積立金	488,761	土地開発基金	48,592
地域振興基金	16,672	福祉基金	279,093	「天理っ子」育成基金	4,225

() は、繰替運用額で外書である。
水洗便所改造資金貸付基金は除く。

むすび

以上が平成20年度の環境経済部(環境政策課、農林課、商工観光課、業務課)、市民部(市民課、保険医療課、男女共同参画課、人権啓発課、石上・嘉幡・御経野コミュニティセンター)、市長公室(秘書課、人事課、企画課、自治振興課、市民会館)、健康福祉部(社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課、健康推進課)、建設部(監理課、土木課、住宅課、市街地整備課、都市計画課、下水道課)及び会計室の定期監査を行った結果である。

平成20年度の予算執行状況、収入支出の事務処理状況、財産の管理状況等についての関係書類の監査を実施した結果、法令に準拠し、それぞれ予算の目的に従い、適正に処理されていた。

環境経済部にあつては生活環境の保全と公衆衛生の向上、市民部にあつては人権尊重における人権文化の創造、男女共同参画事業の推進、健康福祉部にあつては健康の増進と障害者福祉の充実、市長公室にあつては、更なる「行政改革」の推進、新総合計画の策定、建設部にあつては生活基盤の整備として道路、下水道、山の辺土地地区画整理事業等に取り組まれている。今後も施政方針に則り適正な事務の遂行に努められたい。

災害対策本部規程

(平成21年3月31日揭示済)

天理市災害対策本部告示第1号

天理市災害対策本部規程（平成 8 年 3 月天理市災害対策本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。
平成21年 3月31日

天理市災害対策本部長
天理市長 南 佳 策

第 2 条第 3 号中「輸送協力第 3 班」を削り、同条第 5 号中「商工観光班」を「商工班 観光班」に改め、同条第 9 号中「情報第 3 班」を削る。
別表市民部の項中

「

輸送班 (人権啓発課 長)	人権啓発課 職員	応急食糧及び救援物資等の輸送に 関すること。
輸送協力第 1 班 (石上コミュ ニティセン ター所長)	石上コミュ ニティセン ター職員 石上児童館 職員	1 輸送班への協力に関する こと。 2 所管施設に係る被害状況の 調査及び報告に関する こと。 3 その他部長の命ずる指示 事項に関する こと。
輸送協力第 2 班 (嘉幡上コミュ ニティセン ター所長)	嘉幡コミュ ニティセン ター職員 嘉幡児童館 職員	
輸送協力第 3 班 (御経野コミュ ニティセン ター所長)	御経野コミュ ニティセン ター職員 御経野児童 館職員	

を

「

輸送班 (人権セン ター所長)	人権セン ター職員	1 応急食糧及び救援物資等の輸 送に関する こと。 2 所管施設に係る被害状況の 調査及び報告に関する こと。
輸送協力第 1 班 (嘉幡上コミュ ニティセン ター所長)	嘉幡コミュ ニティセン ター職員	1 輸送班への協力に関する こと。 2 所管施設に係る被害状況の 調査及び報告に関する こと。 3 その他部長の命ずる指示 事項に関する こと。
輸送協力第 2 班 (御経野コミュ ニティセン ター所長)	御経野コミュ ニティセン ター職員	

に改め、

同表環境経済部の項中

「

商工観光班 (商工観光課 長)	商工観光課 職員	1 商工業並びに観光施設等の被害 状況の調査及び報告に 関すること。 2 被災中小企業者に対する融 資に 関すること。 3 所管施設に係る被害状況の 調査及び報告に 関すること。
-----------------------	-------------	---

を

商工班 (商工課長)	商工課職員	1 商工業の被害状況の調査及び報告に関すること。 2 被災中小企業者に対する融資に関すること。
観光班 (観光課長)	観光課職員	1 観光施設等の被害状況の調査及び報告に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。

に改め、

同表情報部の項中

情報第2班 (選挙管理委員会事務局長)	選挙管理委員会事務局職員	1 災害情報の収集に関すること。 2 その他部長の命ずる指示事項に関すること。
情報第3班 (農業委員会事務局長)	農業委員会事務局職員	

を

情報第2班 (農業委員会事務局長)	農業委員会事務局職員	1 災害情報の収集に関すること。 2 その他部長の命ずる指示事項に関すること。
----------------------	------------	--

に改める。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

公営企業

(平成21年 3月18日 掲示済)

天理市水道局告示第2号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成21年 3月18日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成21年 3月18日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 マルコウ設備 (株)

代表者 木下 孝司

住 所 京都府木津川市相楽神後原57-1-101

(平成21年 3月25日 掲示済)

天理市水道局管理規程第1号

天理市水道局職員就業規則(平成13年 3月天理市水道ガス局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

平成21年 3月25日

別表第 1 中

「

月曜日から金曜日までは、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで	午後 0 時から午後 0 時45分まで	を
1 日につき 8 時間を超えない範囲内及び 1 週間当たり 16 時間から 32 時間までの範囲内で、管理者が定める。		
1 日につき 8 時間を超えない範囲内及び 1 週間当たり 20 時間から 25 時間までの範囲内で、管理者が定める。		
1 日につき 8 時間を超えない範囲内及び 1 週間当たり 32 時間までの範囲内で、管理者が定める。		

」

「

月曜日から金曜日までは、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	」
1 日につき 7 時間45分を超えない範囲内及び 1 週間当たり 15 時間30分から 31 時間までの範囲内で、管理者が定める。		
1 日につき 7 時間45分を超えない範囲内及び 1 週間当たり 19 時間25分から 24 時間35分までの範囲内で、管理者が定める。		
1 日につき 7 時間45分を超えない範囲内及び 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、管理者が定める。		

に改める。

別表第 3 第 2 項中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1 日から施行する。

(平成21年 3月25日 掲示済)

天理市水道局管理規程第 2 号

天理市企業職員管理職手当支給規程(昭和44年 4月天理市水道ガス部管理規程第 3 号)の一部を次のように改正する。

平成21年 3月25日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

附則第 2 項中「平成21年 3月31日」を「平成22年 3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1 日から施行する。

(平成21年 3月26日 掲示済)

天理市水道局告示第3号

天理市指定給水装置工事事業者の廃止について

平成21年 3月26日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。

平成21年 3月26日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

廃止天理市指定給水装置工事事業者

商号 米田設備工業所

代表者 米田 隆雄

住所 大和高田市秋吉107

商号 松田電気工業 (株)

代表者 松田 利治

住所 大和高田市栄町4-33

商号 大阪セキスイハイム施工 (株)

代表者 川上 保

住所 大阪府大阪市平野区長吉長原西2-12-5

(平成21年 3月26日 掲示済)

天理市水道局告示第4号

天理市指定給水装置工事事業者の休止について

平成21年 3月26日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は休止したので告示する。

平成21年 3月26日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

休止天理市指定給水装置工事事業者

商号 吉川ポンプ店

代表者 吉川 照子

住所 天理市櫛本町2221